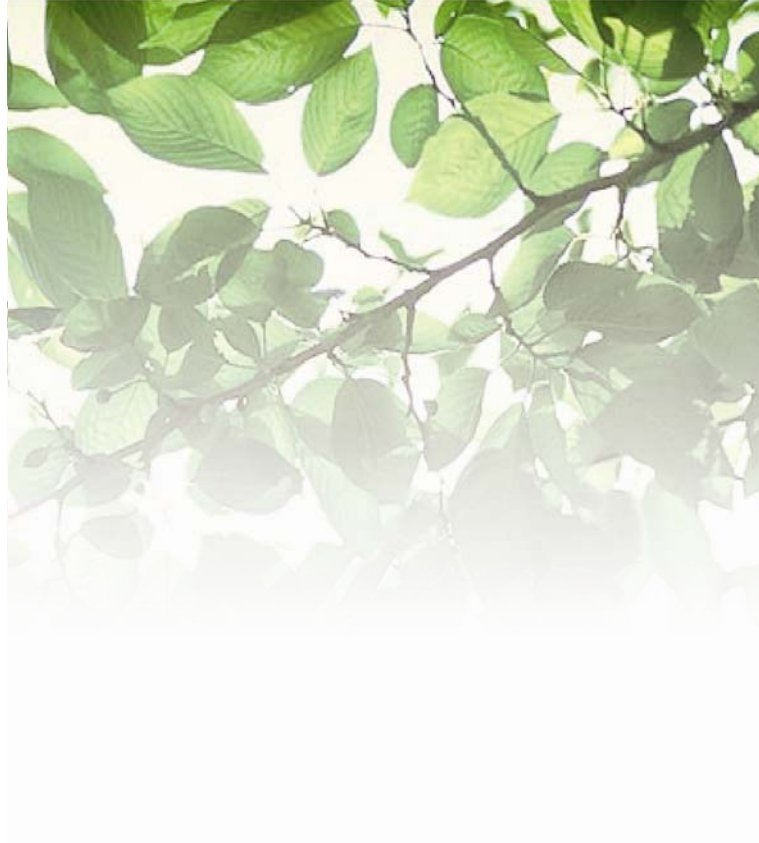




第2次石狩市環境基本計画

平成23年3月

みんなでつくる

水と緑につつまれたまち

石狩 

石狩市



ご あ い さ つ

石狩市は、平成 13 年に「石狩市環境基本計画」を策定し、それまでの高度経済成長に裏付けされた消費型社会から環境と共生した資源循環型社会への転換を図るため、地域における環境の保全や対策などを総合的かつ計画的に推進することといたしました。以来、様々な環境施策に市民の皆様と協働で取り組み、その成果は、ごみの減量化や自然環境の保護、省エネルギー意識の向上などに表れつつあります。

しかしながら、私たちが暮らす地球は、これまでの過度な開発や生産、新興国による化石燃料の使用量の増大などにより、極めて深刻な環境問題に直面しており、中でも地球温暖化問題は、人類の生存に係わる喫緊の課題として、その対応が急がれています。

我が国は、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、世界に先駆けて大胆な温室効果ガスの削減目標を掲げており、今後、地域においても積極的な行動が求められることは必至です。

本市は、昭和 40 年代の花川地区を中心とした宅地造成と同時期に始まった石狩湾新港地域の開発、さらに平成 17 年厚田村、浜益村との合併を経て、快適な住環境と石狩湾新港を中心とした流通、生産による経済基盤と美しい自然景観の中で営まれる農林水産業など、多様で調和のとれたまちとして発展を続けています。

私たちは、この優れた都市環境を保全し、良好な状態で次世代へと引き継ぐことは、もとより、そのためには、これまで以上に環境に配慮した「低炭素」「循環型」のライフスタイルへの転換が必要とされています。

この度、計画策定から 10 年が経過し、市村合併や地球環境問題の顕在化など本市を取り巻く環境の変化などを踏まえ、さらに積極的な環境施策の推進を図るため、環境基本計画の改定を行いました。

今後、この計画に基づき、基本理念に掲げる「みんなでつくる水と緑にまつまれたまち石狩」の実現に向け、各種環境施策を市民、事業者と一体となって進めてまいります。

最後に、計画の改定にあたり、貴重なご意見とご協力をいただきました市民の皆様をはじめ、関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成 23 年 3 月

石狩市長 田岡 克介

目 次

1. はじめに.....	2
1.1. 計画改定の背景と経緯	2
1.2. 改定に当たっての基本的考え方	4
1.3. 計画策定の目的.....	6
1.4. 計画の対象地域.....	7
1.5. 計画の期間	8
1.6. 計画の位置づけ	8
1.7. 計画における市、事業者及び市民の責務.....	9
1.8. 計画が対象とする環境の範囲	10
2. 石狩市の概要	12
3. 環境の状況	18
3.1. 自然環境の現状と課題	18
3.2. 生活環境の現状と課題	23
3.3. 快適環境の現状と課題	29
3.4. 廃棄物対策の現状と課題.....	32
3.5. 地球環境問題の現状と課題	37
3.6. 環境教育・環境学習の現状と課題	40
4. 市民意見.....	44
4.1. 市民アンケート	44
4.2. 事業者アンケート	53
4.3. 市民協議会の開催状況	57
5. 計画の基本理念.....	60
5.1. 私たちがめざす環境の全体像	60
5.2. 望ましい環境像.....	60
6. 環境の基本目標	62
7. 環境施策の展開.....	65
7.1. 【安全・安心】に関する施策	69
7.2. 【共 生】に関する施策.....	81
7.3. 【協 働】に関する施策.....	87
7.4. 【循 環】に関する施策.....	91
7.5. 【持 続】に関する施策.....	97

8. 重点プロジェクトの推進.....	104
9. 計画の推進体制と進行管理.....	110
10. 地域別配慮指針.....	112
10.1. 地域区分.....	112
10.2. 地域別の指針.....	113
11. 資料編.....	118

(文中の※印は用語解説を示しています。解説ページは資料編の用語索引をご参照下さい。)

1. はじめに

- ● ● 1. 1. 計画改定の背景と経緯
- ● ● 1. 2. 改定に当たっての基本的考え方
- ● ● 1. 3. 計画策定の目的
- ● ● 1. 4. 計画の対象地域
- ● ● 1. 5. 計画の期間
- ● ● 1. 6. 計画の位置づけ
- ● ● 1. 7. 計画における
市、事業者及び市民の責務
- ● ● 1. 8. 計画が対象とする環境の範囲

1. はじめに

1.1. 計画改定の背景と経緯

私たちを取り巻く地球環境は、豊かさや便利さを追い求めた大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済活動の影響を払拭できないまま、先進諸国や経済発展を続ける BRICs 諸国（ブラジル、ロシア、インド、中国）等の化石燃料^{※1}の大量消費、過度な開発・生産活動によるオゾン層^{※2}破壊や酸性雨^{※3}などの影響、森林等の自然破壊が見られるなど、目まぐるしい変化にさらされています。中でも地球温暖化による影響は、平均気温の上昇や食糧危機、海面の上昇、感染症の拡大など人類の生存に係わる深刻な問題として懸念されています。

わが国の地球温暖化対策は、第3回気候変動枠組条約締約国会議^{※4}（COP3）において、平成20（2008）年から5ヶ年の温室効果ガス^{※5}排出量を、基準年となる平成2（1990）年比で6%削減と定め、様々な取り組みが進められてきました。平成21（2009）年12月の第15回気候変動枠組条約締約国会議（COP15）においては、「コペンハーゲン合意^{※6}」に留意することが決定し、わが国は、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、2020年までに温室効果ガス排出量を1990年比25%削減するという目標を提出しました。また、平成22（2010）年10月には「温暖化対策基本法案」が閣議決定され、その制定に向けた検討が行われており、今後、さらなる対策が求められています。

また、平成22（2010）年11月～12月メキシコのカンクンで行われた第16回気候変動枠組条約締約国会議（COP16）では、「コペンハーゲン合意」に基づく、2013年以降の国際的な法的枠組みの基礎となる包括的でバランスのとれた決定が採択され、先進国及び途上国が提出した排出削減目標等を国連の文書としてまとめた上で、これらの目標をCOPとして留意することとなりました。

さらに、地球温暖化対策とあわせて、環境への負荷が少ない「循環型社会」形成のため、平成20年に第2次循環型社会形成推進基本計画が策定され、同年に環境の著しい変化から生物種の絶滅を防ぎ、生物多様性を保全するための生物多様性基本法が施行される等、環境関連法令や施策も充実してきました。

国の環境政策は、「環境、経済、社会の統合的な向上」、「持続可能な国土、自然の形成」などを展開方向として、平成18年に第三次環境基本計画を策定しました。また、北海道においては、地域特性を活かした環境配慮の取り組みを盛り込んだ北海道環境基本計画〔第2次計画〕が平成20年に策定されました。

【用語解説】

※1 化石燃料：

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に变成してできた有機物の燃料のことで、主なものに石炭、石油、天然ガスなどがあります。

※2 オゾン層：

地上10～50km上空の成層圏に存在する、酸素分子（O₂）にさらに酸素原子が結合したオゾンの層で、太陽光に含まれる有害な紫外線（UV-B等）の大部分を吸収し、地球上の生き物を守っています。地球全体の約90%のオゾン^{※3}がここに存在します。

石狩市では、平成 12 年制定の環境基本条例に基づき、平成 13 年 10 月に市、事業者及び市民が協力して地域における環境施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「石狩市環境基本計画」を策定しました。これに基づき、総合的に環境施策を推進するための環境保全に関する個別計画を策定し、省資源・省エネルギー施策やごみの減量化等を進めるとともに、地球温暖化問題に対して長期的な視点に立ち、地域としての温室効果ガスの削減目標を設定するなど、市、事業者及び市民の協働のもと、様々な取り組みを進めてきました。

また、平成 17 年 10 月に厚田村、浜益村と合併し、自然環境がより一層豊かになるなど、本市を取り巻く環境も大きく変貌し、森林、海浜、河川を含む多様な自然環境の保全と適正な利用を図っていくことが以前にも増して重要になっています。

このようなことを背景として、石狩市環境基本計画策定から 10 年が経過し、本市を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえ、地球温暖化対策、循環型社会の構築、生物多様性の保全や化学物質対策等の各種施策に対し、総合的かつ計画的に強化する必要があることから、計画を改定することとしました。

[用語解説]

※3 酸性雨：

化石燃料※1の燃焼などにより発生する硫黄酸化物（SOx）※35や窒素酸化物（NOx）※36などが雨水中に溶けてもたらされる、pH※34（水素イオン濃度）が 5.6 以下の雨のことです。

※4 気候変動枠組条約締約国会議：

地球温暖化問題に関する国際的な枠組みを設定した条約（気候変動枠組条約）に参加する国が集まり、温室効果ガス排出防止策等を協議する国際会議のことで、1995 年以降毎年開催されています。1997 年 12 月に日本の京都市で第 3 回（COP3）が開催され、先進国に温室効果ガス排出削減目標を課す京都議定書が採択されました。

※5 温室効果ガス：

太陽からの日射エネルギーを通過させる一方、地表から放射する熱（赤外線）を吸収し、地球に赤外線を再放射する性質があるガスのことで、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄の 6 種類が定められています。

※6 コペンハーゲン合意：

2009 年デンマーク・コペンハーゲンで開催された第 15 回気候変動枠組条約締約国会議（COP15）において、京都議定書に続く 2013 年以降の新たな枠組み（ポスト京都）として、留意することが決定した政治的な合意です。世界全体の長期目標として産業化以前からの気温上昇を 2 度以内に抑えることや、先進国による途上国への支援などが盛り込まれていますが、具体的な削減目標は含まれていません。

1. はじめに

1.2. 改定に当たっての基本的考え方

環境基本計画の改定に当たっては、以下の基本的な考え方のもと、「みんなでつくる水と緑に
つまれたまち」を実現するため、個々の計画を有機的に連動させ、本市の環境政策の実効性
を高めていきます。

(1) 循環

地球環境は有限であるという概念のもとで、ものを大切に長く使用し、かつ再利用、再資源
化を進めることにより、省資源化とあわせて、廃棄物最終処分量の減量化をさらに進めること
が必要です。

バイオマス^{※7}等、地域での循環が可能な資源は、できる限り地域内で循環させ、困難な資源
については広域化させていき、循環資源の性質に応じて最適なシステムを構築します。また、
地域コミュニティに根ざした循環型地域づくりへの支援や環境教育・環境学習、4 R^{※8}の取り
組みの強化など、一人ひとりのライフスタイルの転換につなげていく施策を検討します。

(2) 共生

自然環境は、生物にとって生存基盤そのものであり、人々にうるおいと安らぎを与えるオア
シスです。そのため、開発や利用によって失われるおそれのある動植物の生息生育環境を保全
し、健全な生態系を維持していくことが必要です。

広域的及び身近な自然地域との有機的なつながりの確保や希少生物の把握、自然環境の保
全・創出に努め、持続可能な利用を図るとともに、地球温暖化等による生態系への影響も注視
しつつ、自然に関わる情報を発信し、市民の自然環境保全意識を醸成します。

(3) 生活環境の保全

快適な市民生活は、良好な環境のもとで営まれることから、暮らしと密接な関係にある水、
大気等の環境質を健全な状態で維持・保全していくことが重要です。

また、水辺の持つ親水機能^{※9}や水の浄化機能、生物の生息の場を適切に保全するとともに、
樹木の空気清浄機能を有効活用するため、森林の維持・育成が重要と考えます。

過去の公害経験を踏まえて、水・大気の様々な目的を満たす望ましい将来像を想定し、人間
社会の生活と環境保全に果たす機能との適切なバランスの確保が必要です。

[用語解説]

※7 バイオマス：

バイオ（bio=生物）の量とマス（mass=物質質量）として表現したもので、木材、海草、生ごみ、紙、
動物の死骸・糞尿、プランクトンなど、化石燃料を除いた生物由来の有機エネルギーや資源のことです。
燃焼時に発生する二酸化炭素を温室効果ガスとしない自然エネルギーとして注目されています。

※8 4 R：

4 R は 3 R に加えてリフューズ（Refuse=不要なものを断る）を追加した、更なる資源循環を進め
ていくための考え方です。3 R とは、リデュース（Reduce=廃棄物を出さない）、リユース（Reuse
=再使用する）、リサイクル（Recycle=再資源化する）の略称であり、環境にできるだけ負荷をかけ
ない循環型社会を形成するための基本的な考え方です。

(4) 地球環境問題

地球温暖化をはじめ、オゾン層^{※2}の破壊や森林の減少、酸性雨^{※3}被害等の地球環境問題は人類が喫緊に取り組まなければならない重要な課題として、世界共通の理解にあります。

中でも地球温暖化の進行は、人類を含む生物の生存基盤を脅かすものであり、先進国のみならず、地域や国を超えて地球規模で協力連携して取り組むべき最重要の課題です。

地球温暖化対策は、生活や生産活動に伴う資源の効率的な利用と省エネルギー化を進め、生産性を高めるとともに、再生可能エネルギー^{※10}の利用を推進し、温室効果ガス^{※5}の排出削減を図る必要があります。

また、新たな目標値の設定を視野に入れ、国が進める「低炭素社会^{※11}」、「循環型社会」、「自然共生社会」の統合的な施策を地域から展開し、他の環境分野における取り組みとの連携を強化します。

(5) 化学物質

生活の中で使用される化学物質の中には、有害性や残留性の知見が明らかでないものも多く、その挙動等の科学的メカニズムは、まだ、十分に解明されているとは言えません。

規制値等が設定されている物質は、その維持達成を図るなど、市民の安心・安全な暮らしを確保するために、化学物質に関する情報・知識をわかりやすく伝える必要があります。

(6) 環境教育・環境学習

様々な環境問題について、知り、考え、環境保全活動に参加するためには、その仕組みづくりが重要であり、正確な環境情報の公開が不可欠です。

地球環境問題、循環型社会形成、生物多様性の保全などの諸課題に各自が自発的に行動していくため、環境情報の提供や事業者、市民の環境行動意欲を増進していく場を整備し、確保するとともに、人材育成やサポート体制づくりなどの充実が重要です。

[用語解説]

※9 親水機能：

水遊びや釣り、河川敷の散歩や観光・レクリエーションなどを通じて、海や河川、湖沼等の水辺と身近にふれあえる、ということです。

※10 再生可能エネルギー：

自然界で起こる現象から取り出すことができ、一度利用しても再生可能な、枯渇しないエネルギー資源のことです。水力・バイオマス^{※7}・太陽光・太陽熱・風力・地熱・波力・雪氷冷熱などがあります。

※11 低炭素社会：

地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑え、自然と人が共存する社会のことです。

1.3. 計画策定の目的

環境基本計画は、石狩市環境基本条例第3条に掲げる基本理念を実現するために、市、事業者及び市民が連携・協力して環境に関する様々な施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康かつ安全で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐように適切に進められなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民がそれぞれの役割に応じた責務を自覚し、三者の協働の下に自主的かつ積極的に進められなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人と多様な動植物との共生を基調とし、生態系を適切に保全するとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成に向けて適切に進められなければならない。

4 地球環境保全は、人の活動による環境への負荷が地球規模に及んでいることを市、事業者及び市民が自らの問題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(環境基本計画)

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向

(3) 前2号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策の推進に必要な事項

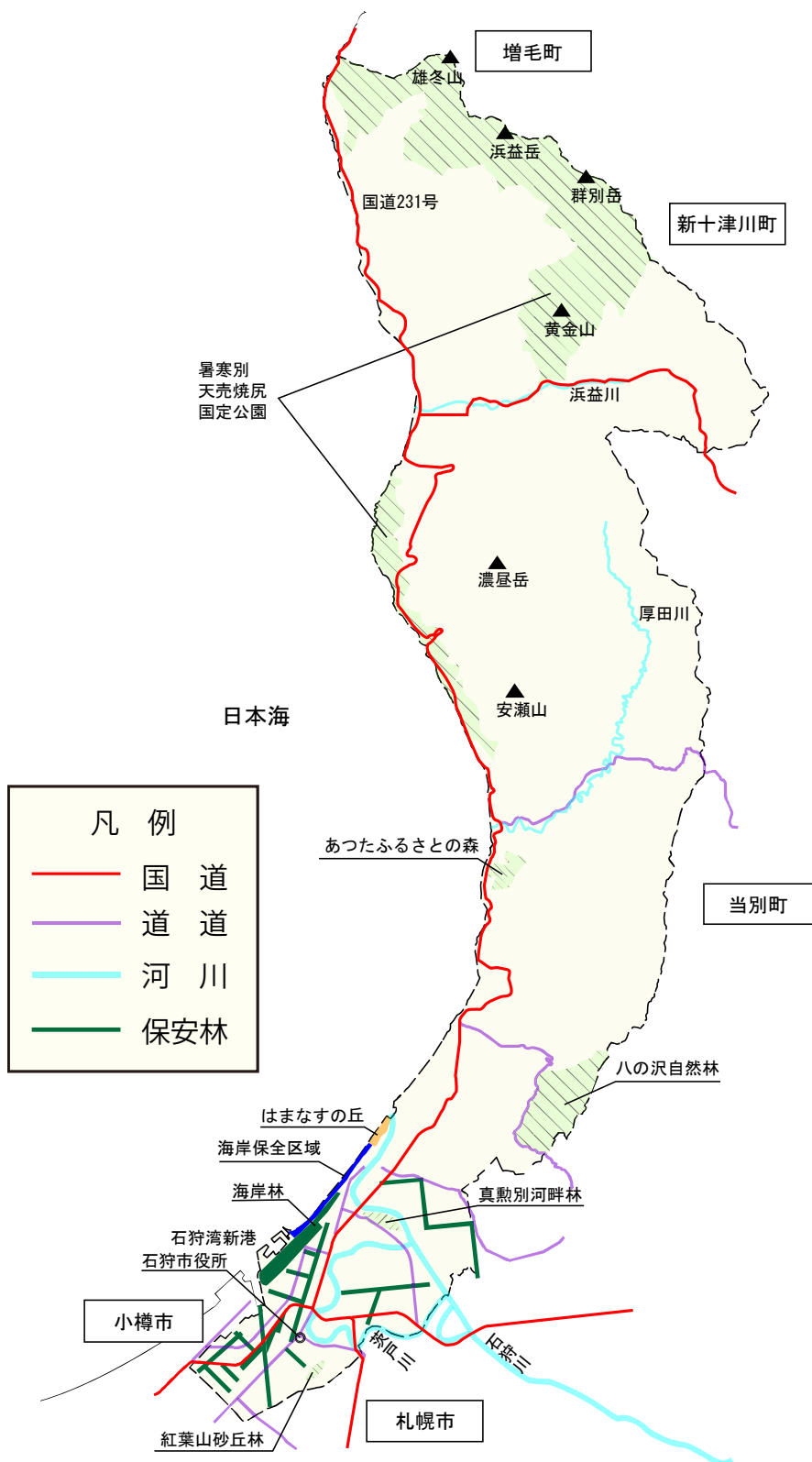
3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、石狩市環境審議会の意見を聴かななければならない。これを変更するときも、また同様とする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。これを変更したときも、また同様とする。

石狩市環境基本条例(平成12年10月4日条例第49号)

1.4. 計画の対象地域

環境基本計画が対象とする地域は、石狩市の行政区域全域とします。なお、広範な視点での取り組みが必要な場合には、市の役割を明確にし、近隣市町村や道、国の関係機関と連携を取りながら施策の推進を図ります。



1. はじめに

1.5. 計画の期間

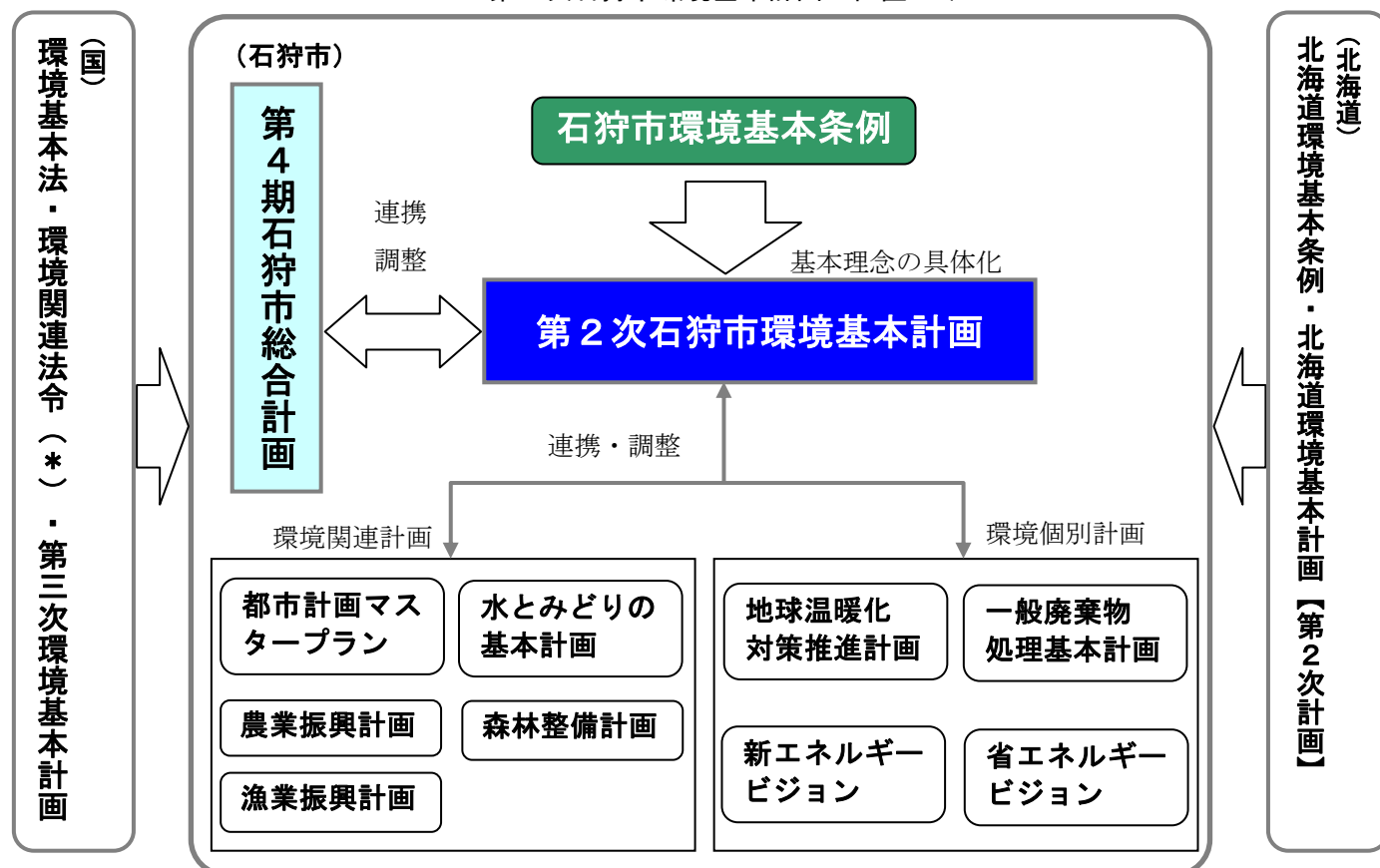
環境基本計画の期間は、長期的な将来ビジョンを念頭におき、平成 42（2030）年頃を展望しつつ、平成 23 年度から 32 年度までの 10 年間とします。なお、石狩市を取り巻く社会経済情勢の変化、環境技術の進展などを踏まえ、必要に応じて見直しを行い、内容の充実を図ります。

また、大気や水環境、地球温暖化対策等、長期的視点が必要となる分野は、計画期間にかかわらず、長期的な展望を描くものとします。

1.6. 計画の位置づけ

環境基本計画は、石狩市環境基本条例に基づき、まちづくりの総合計画である「第 4 期石狩市総合計画」が目指す目標を環境面から実現する「環境分野における総合計画」です。

第 2 次石狩市環境基本計画の位置づけ



*環境関連法令（悪臭防止法、エネルギーの使用の合理化に関する法律、自然環境保全法、循環型社会形成推進基本法、新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法、振動規制法、水質汚濁防止法、生物多様性基本法、騒音規制法、大気汚染防止法、地球温暖化対策の推進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など）

1.7. 計画における市、事業者及び市民の責務

環境基本計画における市、事業者及び市民の責務については、以下のとおり、石狩市環境基本条例第4条～第6条に規定されています。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造に関し、市域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を実施するに当たっては、率先して環境への負荷を低減するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に係る環境の保全及び創造に関する情報を自主的に提供するように努めるとともに、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努め、及び市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

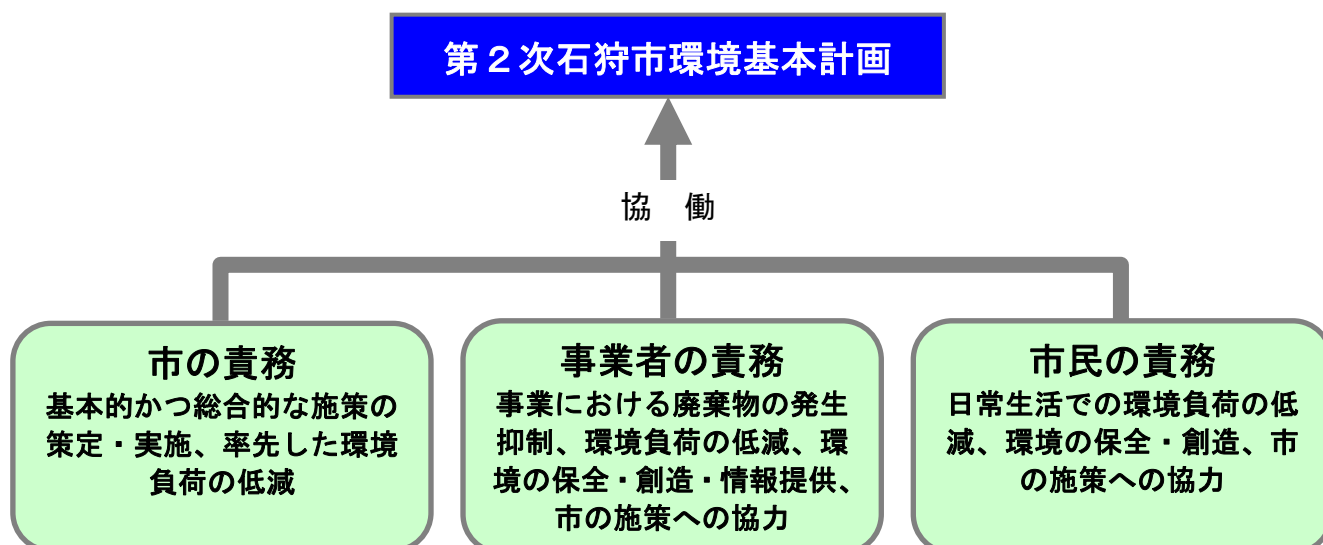
(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

石狩市環境基本条例(平成12年10月4日条例第49号)

市・事業者・市民による環境基本計画の推進体系

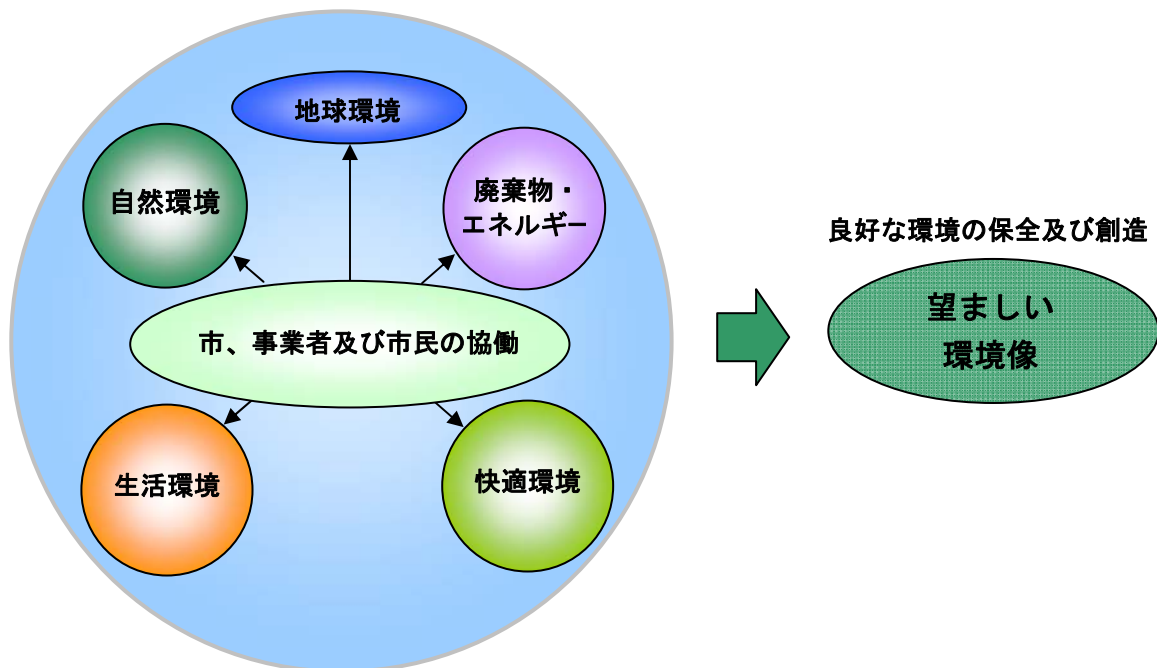


1. はじめに

1.8. 計画が対象とする環境の範囲

環境基本計画の対象とする環境の範囲は、「生活環境」、「自然環境」、「快適環境」、「廃棄物・エネルギー」、「地球環境」とし、これら環境に対する負荷の低減に、市、事業者及び市民が協働で取り組みます。

計画が対象とする環境の範囲



対 象	内 容
生活環境	大気、水質、騒音・振動、悪臭、土壌、地盤沈下、化学物質など
自然環境	海、河川、森林、種の保存、生態系など
快適環境	公園、緑地、景観、歴史的・文化的遺産、まち並み、水辺など
廃棄物・エネルギー	廃棄物、資源、エネルギーなど
地球環境	地球温暖化、オゾン層 ^{※2} の破壊、酸性雨 ^{※3} 、海洋汚染、森林減少など

2. 石狩市の概要

2. 石狩市の概要

① 地 勢

石狩市は、道央圏の北部、石狩川の最下流部に位置し、北は増毛町、東は新十津川町及び当別町、南は札幌市、小樽市に隣接しています。市域は東西約 29km、南北約 67km、総面積は 721.86km² で南北に細長い形をしており、北東部の増毛山地と南西部の石狩平野によって地形が形成されています。

また、市域は西日本海に面し、海岸線は南北 74km に及び、北部は暑寒別天売焼尻国定公園に含まれる断崖海岸、南部は砂浜海岸、石狩湾新港地区となっています。市街地北東部を石狩川と茨戸川、市域の境界を発寒川が流れているほか、北部の山岳・丘陵地帯を源流に、厚田川、浜益川が日本海に注いでいます。

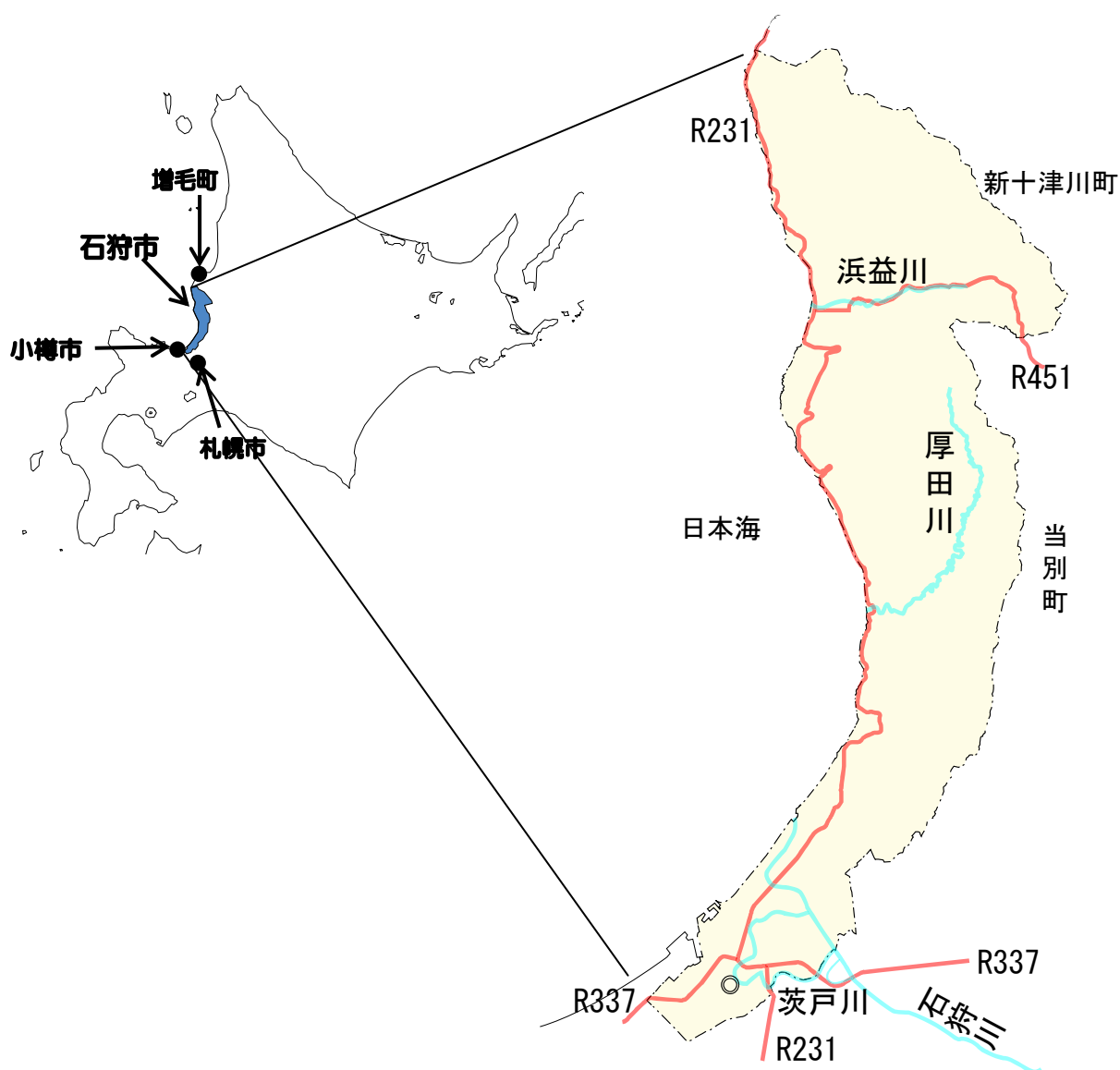


図 2.1 石狩市の位置

② 気 候

石狩市の気候は日本海に面しているため、海洋性の特色を呈する「日本海側気候」に属しており、夏冬の温度差が少なく、積雪地域としては比較的温暖となっています。また、春と冬の季節風が強いことも特徴です。

表 2.1 石狩市の気候

区分 年	気 温 (℃)			風 速 (m/秒)		日照時間 (時間)	降水量 (mm)	最深積雪量 (cm)
	平均	最高	最低	平均	最大			
平成 16 年	8.2	30.9	-18.7	2.8	14	1,493.8	1,005	90
平成 17 年	7.4	30.7	-17.8	2.6	14	1,573.9	1,068	152
平成 18 年	8.1	32.3	-15.5	2.9	14	1,725.5	911	157
平成 19 年	8.3	32.8	-14.7	2.6	12	1,783.0	822	80
平成 20 年	8.3	31.6	-19.7	2.5	12.4	1,770.1	651	121
平成 21 年	8.0	29.5	-14.0	2.5	13.8	1,592.5	880	79
平成 22 年	8.5	31.7	-17.8	2.8	16.5	1,483.6	1,184	117

気象庁HP

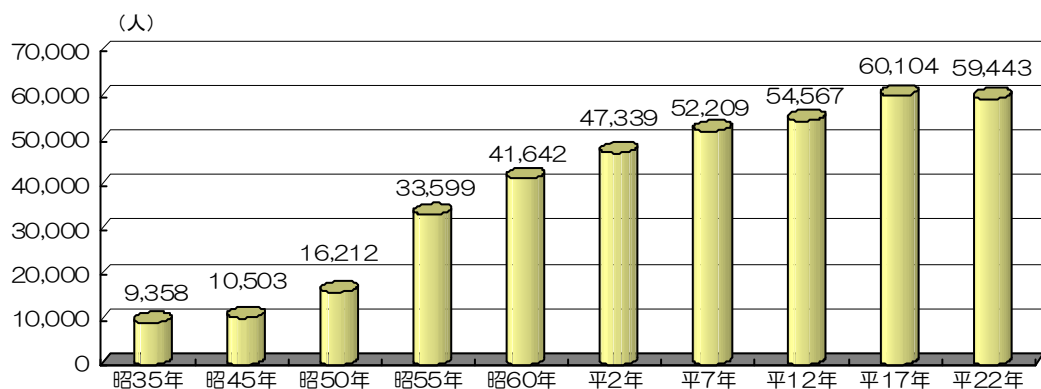
③ 沿 革

石狩という地名は、市内を流れる石狩川が、アイヌ語で「イシカラ・ベツ」（「曲がりくねって流れる川」「神様が造った美しい川」の意味）と呼ばれていたことから名付けられました。石狩市を中心とした地域は、江戸時代からサケ漁を主産業として栄え、昭和 20 年代からは稲作が盛んでした。昭和 40 年代後半からは、花川地区を中心に都市化が進み、同時に石狩湾新港地域の開発が始まり、札幌圏の生産・流通の拠点、国際貿易港のあるまちとして変貌を遂げました。

平成 8 年 9 月には、市制を施行し、平成 17 年 10 月に厚田村、浜益村と合併したことにより快適な住環境と石狩湾新港地域を背景とした工業・流通に加え、漁業・林業等とこれまでも増して多彩な産業を併せ持つ、よりバランスのとれた都市へと発展を続けています。

④ 人 口

石狩市の人口は、昭和 40 年代後半から平成のはじめにかけて急激に増加し、特に昭和 50 年から昭和 55 年にかけて実に 2 倍の人口増加を見ました。平成 22 年の人口は 59,443 人となっています。



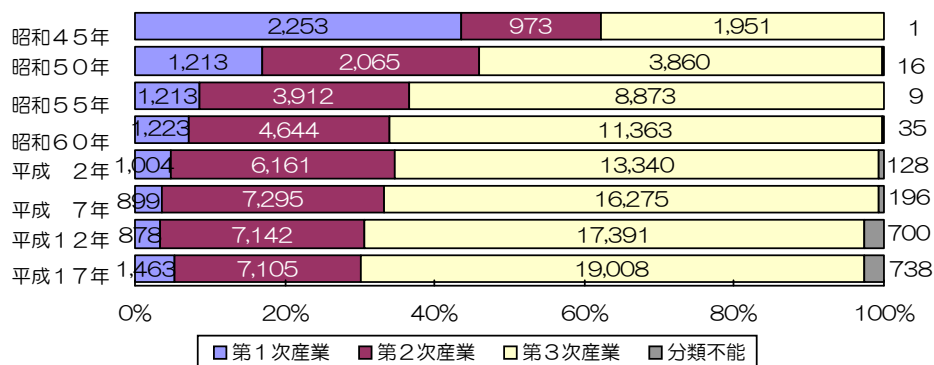
国勢調査

図 2.2 人口の推移

2. 石狩市の概要

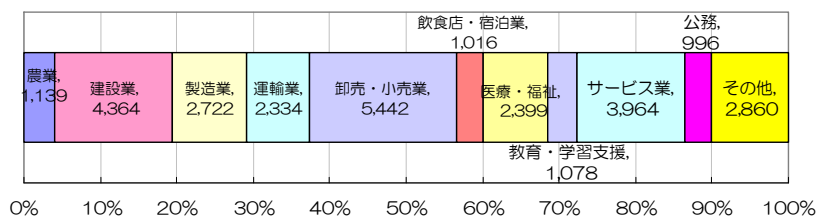
⑤ 産業構造

石狩市の産業別就業人口は、昭和 40 年代までは豊かな自然資源を利用した農水産業等の第 1 次産業が中心でしたが、その後、住宅地の造成や石狩湾新港地域の開発に伴い、第 2、第 3 次産業へと急激に変化しています（合併に伴い第 1 次産業の割合が増加しました）。業種別では、卸売・小売業が最も多く、次いで建設業、サービス業、製造業となっています。



国勢調査

図 2.3 産業別就業人口（大分類）



平成 17 年国勢調査

図 2.4 産業別就業人口（中分類）

⑥ 土地利用

石狩市の行政区域面積 721.86km²のうち、山林及びその他（国有林等）が約 8 割を占めています。次いで原野、田、畑が続き、宅地の面積は約 18km²となっています。

表 2.2 石狩市の土地利用別面積（平成 22 年 1 月 1 日現在）

地目	面積（km ² ）	割合（％）
田	34.81	4.8
畑	21.70	3.0
宅地	17.98	2.5
山林	98.48	13.6
牧場	3.08	0.4
原野	51.43	7.1
雑種地	21.04	2.9
その他	473.34	65.7
合 計	721.86	100.0

市税務課

⑦ 道 路

石狩市の道路延長は、平成 21 年度末現在約 920km で、国道は 231 号、337 号及び 451 号の 3 路線で延長 110.5km（舗装率 100%）、道道は月形厚田線、石狩手稲線、岩見沢石狩線、小樽石狩線、^{やうすぼ}矢臼場札幌線、花畔札幌線、望来当別線及び樽川篠路線の 8 路線で延長 64km（同 99.4%）、市道は延長 742.7km（同 76.7%）です。

⑧ 石狩湾新港地域

石狩湾新港地域は、重要港湾石狩湾新港を核とする開発総面積約 3,000ha に及ぶ大規模工業流通団地です。北海道の政治・経済の中心である札幌市に隣接する恵まれたロケーションに、600 社を超える企業が集積し、道内有数の産業拠点として成長を続けています。

平成 15 年に石狩湾新港が国から静脈物流^{※12}ネットワークの拠点となる「リサイクルポート^{※13}」として指定されるとともに、近年は、冷涼な気候や雪氷冷熱、太陽光、風力といったクリーンエネルギーを活用し、省エネルギー、省資源の環境に配慮した産業拠点の形成を目指しています。



石狩湾新港地域

【用語解説】

※12 静脈物流：

使用済みの製品や廃棄物をリユース、リサイクルする目的で集荷し、再資源化拠点まで運搬する物の流れを指します。人間の体の仕組みのうち、動脈と静脈の関係に例えて表現されているものです。

※13 リサイクルポート：

国土交通省が指定する「総合静脈物流拠点港」をいい、使用済みの製品や廃棄物の輸送を担うなど、広域的なリサイクル物流の拠点となる港湾のことです。石狩湾新港は、平成 15（2003）年に指定されました。

2. 石狩市の概要



3. 環境の状況

- ● ● 3. 1. 自然環境の現状と課題
- ● ● 3. 2. 生活環境の現状と課題
- ● ● 3. 3. 快適環境の現状と課題
- ● ● 3. 4. 廃棄物対策の現状と課題
- ● ● 3. 5. 地球環境問題の現状と課題
- ● ● 3. 6. 環境教育・環境学習の現状と課題

3. 環境の状況

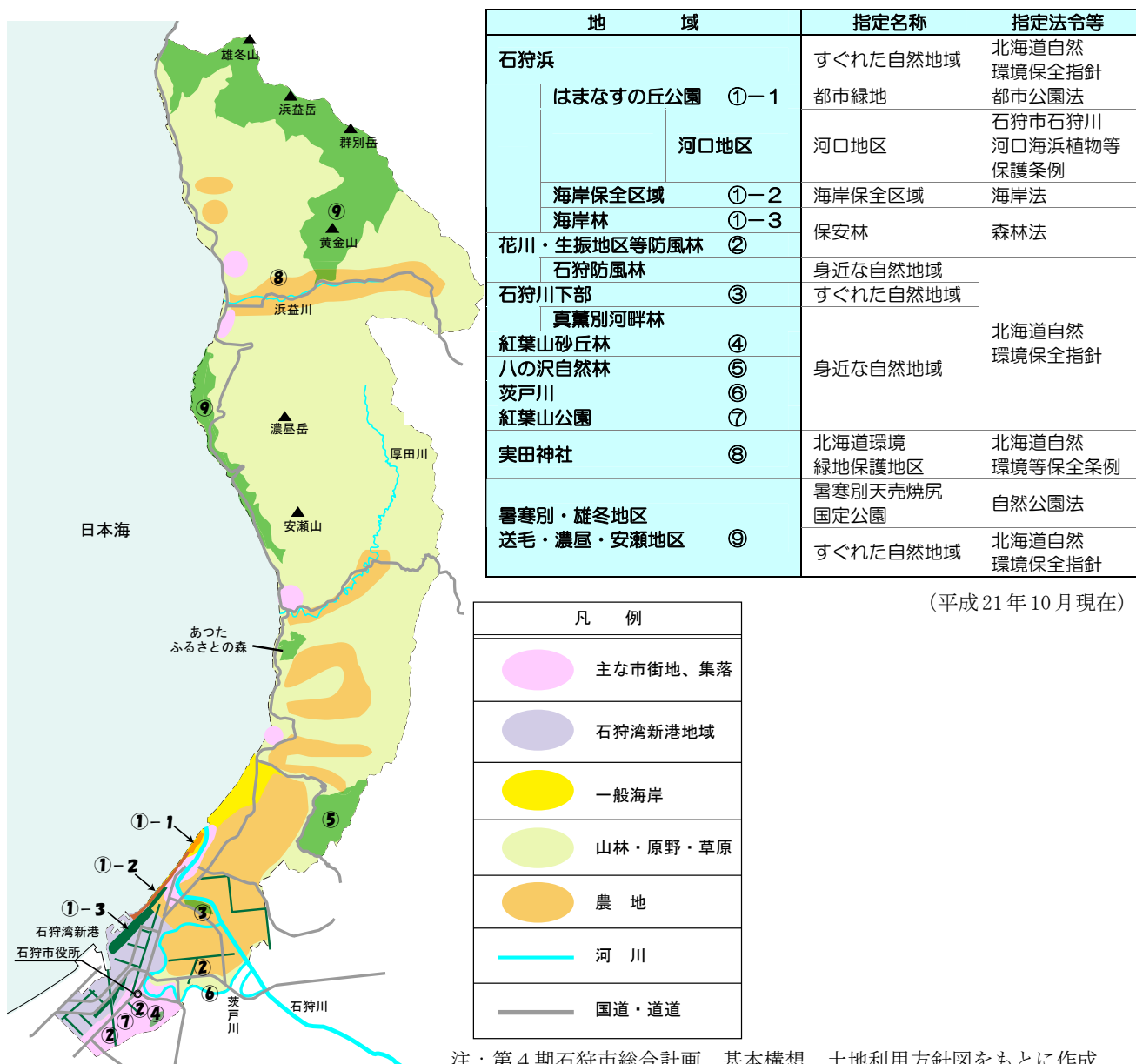
3.1. 自然環境の現状と課題

＜現状＞

① 概 要

石狩市の地形は、市街地北東部を石狩川と茨戸川、市域の境界を発寒川が流れ、北東部の増毛山地と、南西部の石狩平野の一部を構成する平地から成り立っています。石狩湾の北側約半分を占める海岸線の長さは約74kmです。

石狩湾新港東端から厚田区聚富までの海岸は、石狩川から運ばれた砂が波と風によって海岸に積もってできた砂丘海岸ですが、厚田区聚富から浜益区までの海岸の大部分は、増毛山地が波に侵食されてできた断崖海岸となっています。



(平成21年10月現在)

注：第4期石狩市総合計画 基本構想 土地利用方針図をもとに作成

図 3.1 石狩市の自然環境の概要図

② 自然地域

自然環境法令に基づく自然保護地区等は、暑寒別の山岳・海岸、石狩浜・石狩川河口、防風林や河畔林、記念保護樹木などです。主な自然地域は以下のとおりです。

1) 石狩浜

はまなすの丘は石狩川河口部の砂嘴※14で、ハマナスやハマボウフウなど海浜植物の群生地となっているほか、草原性の鳥や水辺の鳥など野鳥の貴重な生息地・中継地であり、石狩川河口海浜植物等保護条例及び都市公園条例により、植物の採取や車の乗り入れなど生態系に影響を及ぼす行為が禁止されています。

小樽市銭函から石狩浜、厚田区無煙浜まで石狩湾に沿って連なる約 25km の自然の砂浜は、一部石狩湾新港の建設で失われましたが、ハマナス、ハマニンニク、コウボウムギなどが生育する、幅 100～150m の海岸草原と広い所は幅 600m に及ぶカシワの天然海岸林が良好な状態で残り、自然散策に訪れる人で賑わいます。

また、春にはハマボウフウ採り、夏はマリンスポーツなど海水浴以外での利用も多くされていますが、利用者のごみの放置や四輪駆動車、バギー車などの走行による植生や砂丘地形への影響が懸念されています。

2) 花川・生振・石狩湾新港地域の防風林

市街地の花川地区や農村部生振地区では、带状の防風林としてハルニレーヤチダモが優占する自然林がまともに残っており、原生の面影を伝えています。かつて石狩平野で広く見られた植物や森林性の野鳥も多く見られます。

市街地の花川南防風林内は、野鳥観察や散策など市民の憩いの場として親しまれています。

また、石狩湾新港地域では、開発前の水田地帯を守っていた防風林が縦横に残されており、市街地との間には、ハルニレ、ドロヤナギ等からなる遮断緑地や緩衝緑地※15が大規模に造成されています。

3) 石狩川下流部湿原

石狩川下流部の氾濫源には、ヤナギ低木林やハンノキ林が発達し、林床にはミズバショウが群生しています。道内有数のミズバショウ群生地となっているマクンベツ湿原は木道が整備され、早春から多くの人々が訪れます。また、森林性、草原性の鳥、水鳥など野鳥の貴重な生息地、中継地でもあります。

[用語解説]

※14 砂嘴：

沿岸流や風などにより運ばれた土砂が、海岸から嘴（くちばし）のように細長く堆積した砂礫質の地形のことをいいます。

※15 遮断緑地・緩衝緑地：

大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止や緩和若しくは災害の防止を図ることを目的として造成される緑地です。一般に、公害や災害の発生が危惧される地域から、居住地域や商業地域等を分離遮断することが必要な場合に設置されます。

4) 暑寒別天売焼尻国定公園

暑寒別天売焼尻国定公園は、石狩市、新十津川町、雨竜町、北竜町、増毛町、羽幌町の1市5町にまたがり、面積は43,559haに及びます。石狩市域では暑寒別山系の鋭峰群別岳、浜益岳など浜益区ごきびろの山岳地帯と厚田区こうだ濃昼の海岸部が指定されています。浜益区ごきびろの秀峰こがね黄金山は、特異な山容で知られ、多くの登山者が訪れる人気の高い山です。

5) その他自然地域等

上記のほか、市街地に残る紅葉山砂丘林、高岡地区の八の沢自然林、石狩川の治水工事の結果形成された三日月湖茨戸川、国蝶のオオムラサキが生息する実田神社の森や郷土の樹木として親しまれている記念保護樹木などがあります。



黄金山

③ 希少動植物

自然環境調査で、石狩市（小樽市の石狩湾新港地域を含む）で記録された動植物（シダ植物、種子植物、脊椎動物、昆虫類）は2,485種、そのうち北海道指定のレッドリスト^{※16}の記載種は71種、環境省指定のレッドリスト記載種は58種です。これらの希少動植物は、前述の国立公園の山地、花川北・南・生振地区や石狩湾新港地域などの防風林、石狩川河口から石狩湾新港にかけての海岸草原、マクンベツ湿原等、自然性の高い地域が主な生育・生息場所となっています。



マクンベツ湿原 [カキツバタ]



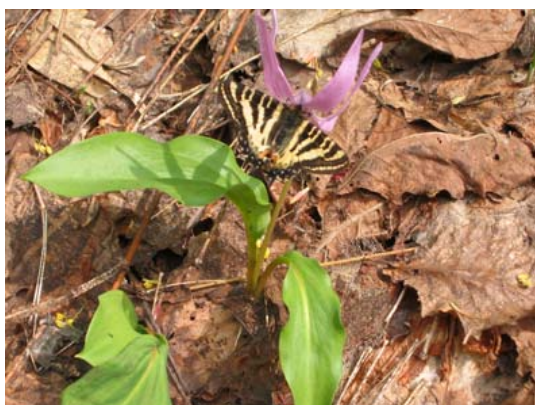
はまなすの丘 [イソスミレ]



石狩浜 [オオワシ]



石狩浜 [イソコモリグモ]



黄金山 [カタクリとヒメギフチョウ]



防風林 [コジマエンレイソウ]

[用語解説]

※16 レッドリスト：

絶滅のおそれのある野生動植物を保護するため、環境省及び都道府県等が作成しているリストのこと
で、種または亜種、変種の水準で記載され、絶滅の危険性の高さによって項目分けがなされています。

④ 石狩浜海浜植物保護センター

石狩浜海浜植物保護センターは、石狩浜の豊かな自然を次世代に遺していくことを目的に、市と市民が協働で保全活動に取り組む拠点として平成 12 年に開設しました。

主な保全活動は、NPO や学術研究機関、市民活動グループが海浜動植物に関する調査・研究を行っているほか、レジャー目的で四輪駆動車やバギー等が石狩浜を走り回り、地形や植生に壊滅的な被害を与えたことから、関係機関と連携し、走行の規制と海浜植生の保護・回復を図っています。

また、はまなすの丘では、市民ボランティアとともに外来植物などを除去する景観保全作業にも取り組んでいます。

さらにセンターでは、石狩浜などの自然環境関連の情報を収集し、展示や情報誌、ホームページ等で発信するとともに、自然観察会、こども自然教室やセミナーの開催等の自然保護意識啓発事業を行っています。



石狩浜海浜植物保護センター

<課題>

開発や過剰なレジャー利用等により失われるおそれのある自然海浜や森林、自然景観は、保護と利用のあり方を明らかにし、積極的な保全と再生を進めるとともに、憩いの場、生態系保全の観点から、市街地の防風林の保全などを市民協働のもとに推進することが必要です。

さらに森林は、大気の浄化、水源の涵養^{かんよう}、二酸化炭素吸収源など、多様な機能を維持し、持続的に利用していくため、適切な管理と担い手の育成が必要です。



車両通行により植生が消失した砂丘

3.2. 生活環境の現状と課題

(1) 大気環境

<現状>

大気汚染の状況は、二酸化硫黄は 0.01ppm^{※17}以下（環境基準^{※18}値：1日平均値の2%除外値 0.04ppm 以下・以下同じ）、二酸化窒素は 0.04ppm 前後（1日平均値の98%値 0.06ppm 以下）、浮遊粒子状物質^{※19}は 0.04mg/m³前後（1日平均値の2%除外値 0.10mg/m³以下）と環境基準を達成していますが、光化学オキシダント^{※20}は環境基準（昼間の1時間値 0.06ppm 以下）の超過日数が、年によって数日～10日と環境基準未達成です。

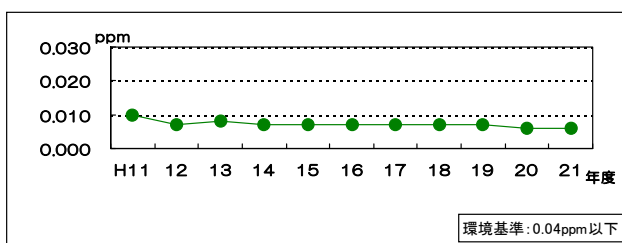


図 3.2 二酸化硫黄の経年変化(日平均の2%除外値)

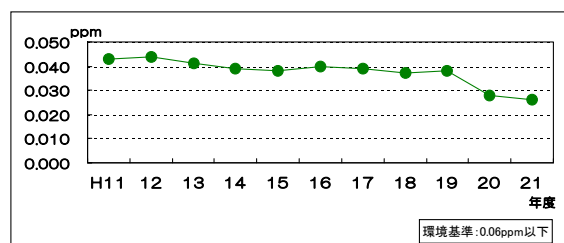


図 3.3 二酸化窒素の経年変化(日平均の年間98%値)

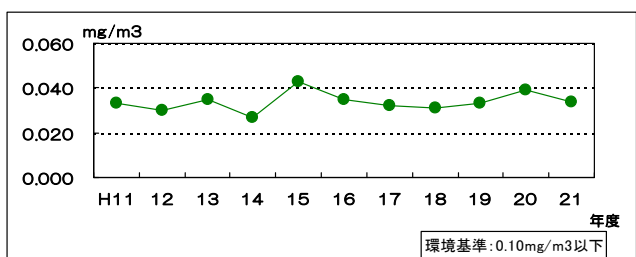


図 3.4 浮遊粒子状物質の経年変化(日平均の2%除外値)

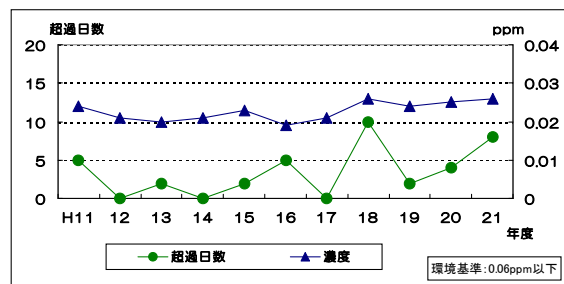


図 3.5 光化学オキシダントの経年変化(年平均値)

大気汚染防止法や道・市公害防止条例に基づく届出施設数は、平成 21 年度末現在、ばい煙発生施設が 248 件、粉じん発生施設が 315 件です。

<課題>

二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、引き続き環境基準の達成を維持するとともに、光化学オキシダント^{※20}は環境基準の達成を図る必要があります。

[用語解説]

※17 ppm :

割合を示す単位、百万分率のことで、1 ppm は 0.0001% です。

※18 環境基準 :

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件として、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のことです。環境基本法第 16 条に規定されており、行政が公害対策を進めていく上での目標値となっています。

※19 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径 10μm (100 分の 1 mm) 以下のものをいいます。

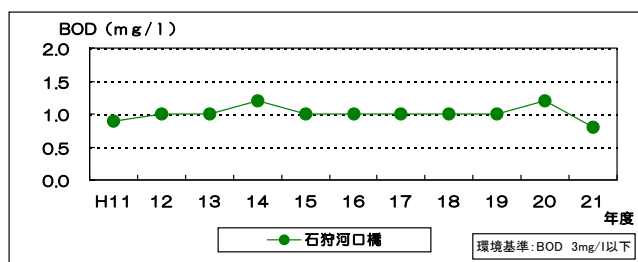
(2) 水質汚濁等

<現状>

水質調査は、石狩川、茨戸川、中小河川、石狩海域で、BOD^{※21}、COD^{※22}などの生活環境項目とカドミウムなどの有害物質を対象に実施しています。

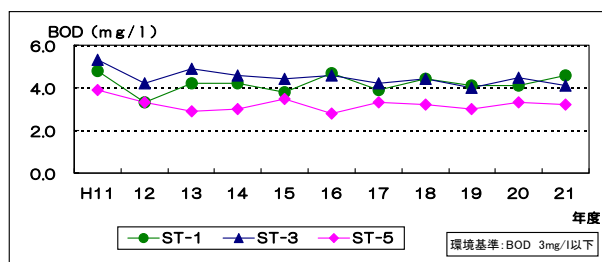
石狩川の BOD は、すべての地点で毎年 1 mg/l 前後で、環境基準^{※18}（年間 75% 値 3 mg/l 以下）を達成しています。茨戸川の BOD は、2.8～5.3 mg/l の範囲で推移しており、最近 3 ヶ年は 3.0～4.6 mg/l で、環境基準（年間 75% 値 3 mg/l 以下）未達成です。

石狩海域の COD は、石狩湾新港港湾区域のうち、港内及び掘込水路で環境基準（年間 75% 値港内 3 mg/l、掘込 8 mg/l 以下）を達成していますが、港外は 1.3～2.4 mg/l の範囲で推移しており、最近 3 ヶ年は 2.0～2.1 mg/l で、環境基準（2 mg/l 以下）が一部未達成です。



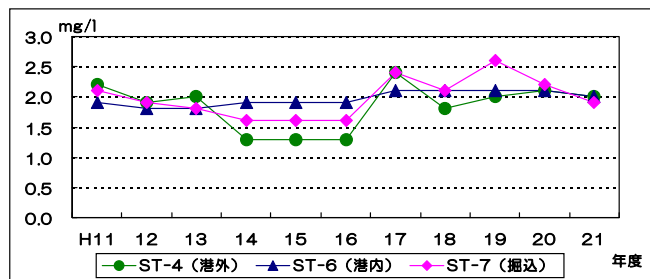
北海道開発局

図 3.6 石狩川の BOD 経年変化(75%値)



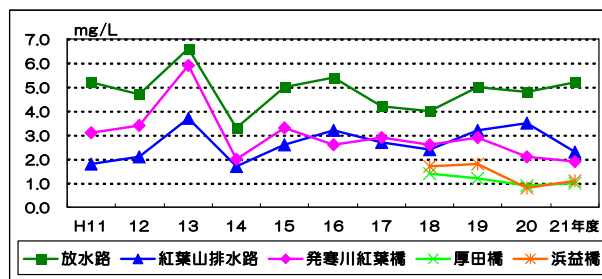
北海道開発局

図 3.7 茨戸川の BOD 経年変化(75%値)



注：環境基準：港外 2mg/l 以下、港内 3mg/l 以下、掘込 8mg/l 以下
北海道

図 3.8 石狩海域の COD 経年変化(75%値)



市環境課

図 3.9 中小河川の BOD 経年変化(75%値)

中小河川の水質調査結果は、BOD^{※21}（75%値）が石狩放水路 3.3～6.6 mg/l、紅葉山排水路が 1.7～3.7 mg/l、紅葉橋（発寒川）1.9～5.9 mg/l、厚田橋（厚田川）0.9～1.4 mg/l、浜益橋（浜益川）0.8～1.8 mg/l でした。環境基準は設定されていませんが、最近 3 ヶ年では石狩放水路で BOD が 3 mg/l を上回っており、環境基本計画の目標値（3 mg/l 以下）が未達成です。

また、石狩川及び茨戸川の水質の有害物質はすべての地点で環境基準を達成しています。水質汚濁防止法及び市公害防止条例に基づく届出施設数は、平成 21 年度末現在で 132 施設です。

<課題>

石狩川、石狩湾新港港内及び掘込水路の環境基準を達成した地点は、引き続き維持するとともに、茨戸川及び石狩湾新港港外、中小河川の石狩放水路及び紅葉山排水路は、環境基準または環境目標の達成を図る必要があります。

【清流ルネッサンスⅡについて】

■茨戸川の概要

茨戸川は洪水対策を目的とした捷水路工事により、昭和8年に石狩川本川から切り離された延長約20kmの三日月湖で、札幌市街地を流れる多くの中小河川が流入しています。

利用状況としては、石狩市や札幌市の市民がボートや釣り等を行っています。また、茨戸川全域でワカサギ等の漁業が営まれているほか、周辺地域の農業用水として利用されています。

しかし、茨戸川には札幌市及び石狩市の都市排水が流入しているため、アオコが発生するなど水質が悪化しました。このため、昭和53年から下水道・導水事業を実施するなど水環境の改善を図っています。



H12 アオコ発生状況



茨戸川の利用状況

■清流ルネッサンスⅡの概要

平成15年3月に国、道、札幌市、石狩市及び地元市民代表、NPO団体などで構成する「茨戸川清流ルネッサンスⅡ地域協議会」において、茨戸川及び札幌北部地区の河川の水環境改善を目指して「石狩川水系茨戸川及び札幌北部地区河川水環境改善緊急行動計画（茨戸川清流ルネッサンスⅡ）」を策定しました。

河川整備事業、下水道整備事業のほか、清掃・植栽・観察会や環境学習など流域一体となって環境保全活動を推進しています。



茨戸川の流域図

【用語解説】

※20 光化学オキシダント：

空気中の窒素酸化物^{※36}と炭化水素が、紫外線などによって光化学反応を起こして生じる、酸化性物質の総称です。目やのどの粘膜を刺激して健康被害を引き起こす大気汚染物質であり、光化学スモッグの原因でもあります。

※21BOD（生物化学的酸素要求量）：

水中の有機物が微生物によって生物化学的に分解される際に消費される酸素の量で、河川などの有機質汚染を測る指標となります。

※22COD（化学的酸素要求量）：

水中の有機物を酸化剤によって化学的に分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海域や湖沼などの有機質汚染を測る指標となります。

(3) 騒音・振動

<現状>

自動車交通騒音調査は、平成 17 年以降それまでの点評価方式^{*23}から面評価方式により、市道花川南 3 丁目通、道道樽川篠路線、道道石狩手稲線及び道道花畔札幌線で行っています。

平成 18 年以降、すべての路線で昼間・夜間とも環境基準^{*18}を達成しております。

表 3.1 交通騒音調査結果

(単位：戸)

調査年度 路線名		平成 18 年度 道道 樽川篠路線	平成 19 年度 道道 石狩手稲線	平成 20 年度 道道 花畔札幌線	平成 21 年度 市道 花川南 3 丁目通
昼間	65dB ^{*24} 以下	169	381	241	758
	65 超過 70dB 以下	92	97	33	0
	70dB 超過	0	0	0	0
	昼間の計	261	478	274	758
	環境基準 要請限度 ^{*25}	70dB 75dB	70dB 75dB	70dB 75dB	65dB 70dB
夜間	60dB 以下	177	411	274	758
	60 超過 65dB 以下	84	67	0	0
	65dB 超過	0	0	0	0
	夜間の計	261	478	274	758
	環境基準 要請限度	65dB 70dB	65dB 70dB	65dB 70dB	60dB 65dB

注：①昼間：午前 6 時～午後 10 時、夜間：午後 10 時～午前 6 時 ②表の二重線より上の欄が、環境基準達成。

市環境課

騒音規制法及び道・市公害防止条例に基づく届出施設数は、平成 21 年度末現在で 1,771 件です。また、振動規制法及び道公害防止条例に基づく届出施設数は、平成 21 年度末現在で 408 件です。

<課題>

自動車騒音は、すべての路線で環境基準を達成しており、引き続き基準の達成を維持するとともに、最近増えている近隣騒音や建設作業などによる騒音、振動対策を図る必要があります。

[用語解説]

^{*23}点評価方式・面評価方式：

従来は、道路端の実測値で騒音の状況を把握する点評価方式が行われていましたが、面評価方式とは、道路端からの距離減衰や建物群による減衰量を差し引き、個々の建物ごとの騒音レベルを推計し、環境基準を超過する居住等個数の割合を算出することにより評価を行うものです。

^{*24}dB（デシベル）：

音や振動のエネルギーの大きさを表す単位です。

(4) 悪臭

<現状>

近年、市街地に近接する農業地域や食品生ごみなどを原料として堆肥を製造する施設周辺からの悪臭被害が増えつつあります。

道及び市公害防止条例に基づく届出施設数は、平成 21 年度末現在、16 件です。

<課題>

市街地周辺の農業地域や堆肥製造施設などの悪臭の防止対策を図る必要があります。

(5) 化学物質等

<現状>

① ダイオキシン類

ダイオキシン類^{※26} 調査は、表 3.2 のとおり、大気は石狩湾新港地域及び紅葉山公園の 2 ヶ所、水質及び底質は、石狩川及び茨戸川の 2 ヶ所で行っており、いずれも環境基準^{※18}を達成しています。

表 3.2 ダイオキシン類濃度 環境調査結果

(単位：大気 pg - TEQ^{※27}/m³ 水質 pg - TEQ/l 底質 pg - TEQ/g)

区分 年度	大 気		水 質		底 質	
	新港地域	花川地区 (紅葉山公園)	石狩川 (石狩河口橋下)	茨戸川 (樽川合流前)	石狩川 (石狩河口橋下)	茨戸川 (樽川合流前)
平成 17 年度	0.042	0.032	0.290	0.072	0.44	11.00
平成 18 年度	0.023	0.020	0.089	0.078	1.80	9.80
平成 19 年度	0.023	0.056	0.094	0.068	5.10	9.20
平成 20 年度	0.036	0.025	0.130	0.063	未実施	未実施
平成 21 年度	0.037	0.012	0.130	0.071	未実施	未実施

注：環境基準（年間平均）値：大気 0.6 以下、水質 1 以下、底質 150 以下

大気は 2 回の平均値、水質・底質は 1 回の測定値

北海道、市環境課

② ゴルフ場使用農薬

市では、ゴルフ場で使用される農薬が河川等に流出し、環境汚染を引き起こす懸念があることから、8 ヶ所のゴルフ場の排出水中に含まれる農薬調査等を行っています。平成 13 年以降、ゴルフ場使用農薬はすべて環境省の指針値以下です。

[用語解説]

※25 要請限度：

騒音規制法や振動規制法において、生活環境が著しく損なわれると認められるとき、市町村長は都道府県公安委員会に対して措置を要請することができる、と規定されています。この判断の基準となる値を要請限度といいます。

※26 ダイオキシン類：

有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの総称です。塩素を含む物質の不完全燃焼や薬品類の合成の際、意図しない副生成物として生成され、類似した毒性を示します。

3.環境の状況

③ 地下水汚染等

地下水調査は道とともにトリクロロエチレン^{※28}やヒ素^{※29}など有害物質の調査を行っています。市が調査した井戸水から環境基準を超えるヒ素が検出されていますが、付近に人為的な汚染源はなく、自然由来と考えられます。また、他の物質は環境基準値以下です。

地盤沈下は、市で調査を行っていませんが、これまで被害の報告はありません。

<課題>

ダイオキシン類^{※26}については、廃棄物焼却施設を設置する事業所に対し、施設の適正管理の指導や野焼き防止のため、パトロールの強化が必要です。

ゴルフ場に対しては、今後も農薬使用量の減量化と散布後の適正管理を指導していくことが必要です。

(6) 公害苦情

<現状>

公害苦情の状況は、近年では悪臭・不法投棄・野焼きに関するものが増えています。

表 3.3 公害の苦情件数

(単位：件)

年度	区分	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他			合計
							不法投棄	野焼き	その他	
平成17年度		5	1	6	2	7	14	11	1	47
平成18年度		6	1	6	1	8	9	15	2	48
平成19年度		3	2	2	0	11	14	15	0	47
平成20年度		1	1	5	2	11	26	19	0	65
平成21年度		3	3	3	1	4	22	8	2	46

市環境課、ごみ対策課

<課題>

悪臭・不法投棄・野焼きの監視パトロールや施設の適正管理の指導等を強化します。

[用語解説]

^{※27}pg - TEQ：

pg：ピコグラム（一兆分の1グラム）。

TEQ：毒性の異なるダイオキシン類^{※26}の毒性を比較できるように換算した単位（毒性等量）。

^{※28}トリクロロエチレン：

有機塩素化合物の一種で、ドライクリーニングや半導体工場での洗浄に用いられますが、有毒で地下水汚染などを引き起こす原因ともなるため、水質汚濁防止法などにより規制されています。

^{※29}ヒ素：

生物に対する毒性が強く、地殻中に広く分布し、火山活動などにより自然に、また鉱石・化石燃料の採掘や産業活動に伴って人為的に環境に放出されます。

3.3. 快適環境の現状と課題

(1) 公園・緑地

<現状>

石狩市の公園や緑地の整備は、水とみどりの基本計画に基づき行っています。都市公園は、平成 22 年 3 月末現在で 135 ケ所、総面積は 122.3ha です。市民一人当たりの都市公園面積は、平成 12 年度の 16m²/人から約 22m²/人へと増加しましたが、環境基本計画目標値（27 m²/人）には達していません。

市民参加による公園・緑地への植樹は、平成 12 年度から平成 21 年度までの累計で 8,363 本実施しましたが、環境基本計画目標値（10 万本）には達していません。

その他、厚田区の厚田公園、浜益区の川下海浜公園など 15 ケ所、62.6ha の公園が整備され、「あつたふるさとの森」構想（面積 200ha）が、厚田区小谷で進められています。

表 3.4 都市公園の開設状況（各年度末現在）

公園の種類		平成 12 年度	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 21 年度
街区公園	ヶ所	110	112	113	113
	面積（ha）	16.8	17.1	17.2	17.2
近隣公園	ヶ所	7	7	7	7
	面積（ha）	22.2	22.2	30.0	30.0
地区公園	ヶ所	1	2	2	2
	面積（ha）	5.7	6.4	8.5	10.2
運動公園	ヶ所	1	1	1	1
	面積（ha）	13.1	13.1	13.1	13.1
都市緑地	ヶ所	4	10	11	12
	面積（ha）	30.3	33.1	51.7	51.8
合 計	ヶ所	123	132	134	135
	面積（ha）	88.1	92.0	120.5	122.3

注：単位未満を四捨五入して表示しているため、合計と内容の計が一致しない場合がある。

市管理課

3.環境の状況

水とみどりの基本計画は、平成 13 年に環境基本計画及び都市計画マスタープランと同時に策定され、みどりの保全と創出をさらに進めていくため、「いまある水とみどりを守る」「豊かな水とみどりを育てる」「身近な水とみどりに親しむ」「市民がつくる水とみどり」の 4 つの基本方針に基づき、森林や緑地の保全、公園・緑地の整備、公共施設や民有地の緑化などを推進しています。



「あつたふるさとの森」構想

<課題>

今後も、地域性や市民のニーズを考慮した公園・緑地の整備が必要です。また、市民参加等による公園・緑地等への植樹は、長期的な取り組みのもと、活動の展開が必要です。

(2) 下水道

<現状>

下水道は、生活環境の快適性の向上と公共用水域の水質保全のため、市街化区域約 1,192ha（石狩湾新港地域特定公共下水道区域を除く。）のうち、約 1,184ha について、下水道法の事業認可を受け整備を進めており、手稲処理区では手稲水再生プラザ、茨戸処理区では茨戸水再生プラザで処理を行っています。また、特定環境保全公共下水道^{※30}として、厚田処理区、望来処理区の整備が完了しました。さらに平成 20 年には八幡処理区の第 1 期工事が完了し、供用を開始しています。

表 3.5 公共下水道普及状況（各年度末現在）

	単 位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
管 渠 延 長（汚 水）	k m	270 (12)	270 (12)	270 (12)	271 (12)
管 渠 延 長（雨 水）	k m	169	170	171	173
許可済予定処理区域面積	h a	1,243.1 (59)	1,243.1 (59)	1,243.1 (59)	1,243.1 (59)
処 理 区 域 面 積	h a	1,116.1 (58)	1,147.3 (58)	1,147.3 (58)	1,150.7 (58)
行政区域内人口（A）	人	61,328 (2,653)	61,367 (2,564)	61,191 (2,484)	61,109 (2,433)
処理区域内人口（B）	人	53,703 (1,179)	54,960 (1,133)	54,929 (1,107)	55,011 (1,046)
普 及 率（B/A）	%	87.6 (44.4)	89.6 (44.2)	89.8 (44.6)	90.0 (43.0)
処 理 水 量	万 m ³	581 (8)	542 (8)	538 (9)	528 (9)

注：表の下段（ ）書きは、特定環境保全公共下水道に係る数値（内数）。

市下水道課

<課題>

公共下水道普及状況は、90%です。河川等の水質汚濁を防止するため、さらに下水道未整備地区の管渠整備や合併処理浄化槽等の普及が必要です。

[用語解説]

^{※30} 特定環境保全公共下水道：

公共下水道のうち、市街化区域以外の自然公園や水質保全を図る上で特に必要な区域において設置される汚水処理施設です。

3.4. 廃棄物対策の現状と課題

(1) ごみ処理計画

市のごみ処理は、石狩市、当別町、厚田村（当時）、浜益村（当時）、新篠津村で構成する一部事務組合北石狩衛生施設組合（当時）が平成 13 年度に策定した、平成 30 年度を目標とする「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき行われています。

環境基本計画では、総合的施策の一つとして、一層のごみの減量とリサイクルを推進するための「ごみ減量化の方針の策定」を位置づけ、平成 15 年に「石狩市ごみ減量化計画」を策定しました。さらに、平成 20 年度には第 2 期計画を策定しています。

また、合併や北石狩衛生施設組合の解散（平成 18 年 3 月）、さらには低炭素・資源循環型社会の推進など、社会経済情勢の変化に対応していくため、新たな「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の策定を進めています。

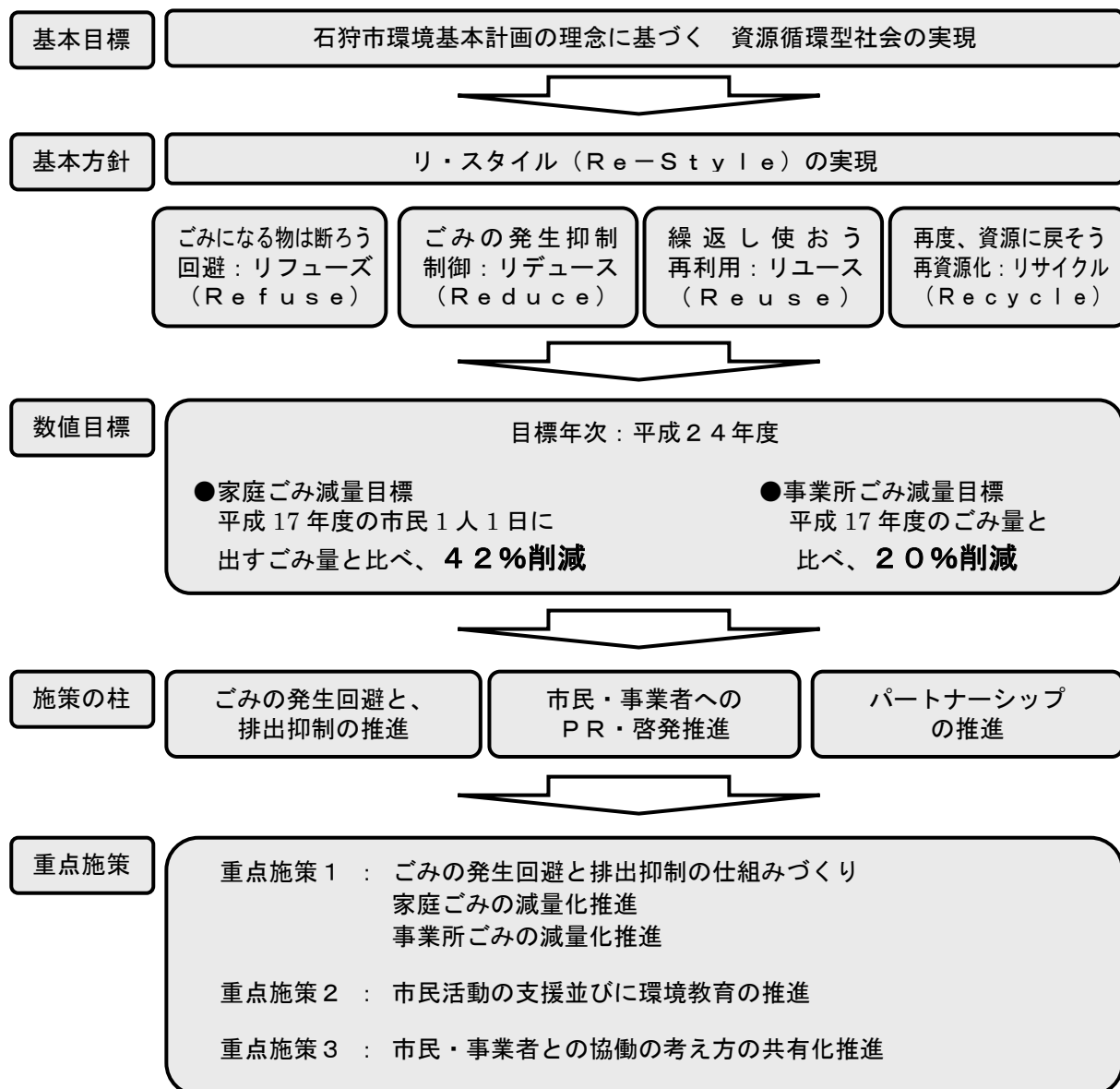


図 3.10 第 2 期石狩市ごみ減量化計画の体系図

(2) ごみの処理

<現状>

家庭系ごみは、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「燃えないごみ」、「粗大ごみ」、「資源ごみ（びん・缶・ペットボトル）」、「廃蛍光管」は戸別収集方式で、「筒型使用済み乾電池」、「古着・古布」、「廃食用油」、「ミックスペーパー」、「紙パック」、「小型電子・電気機器」は、市内各所に回収ボックスを設置する拠点方式で収集をしています。

なお、廃食用油は精製し、BDF（バイオディーゼル燃料）※31として公用車でも使用しています。

また、家庭からの樹木の剪定枝葉などは、「みどりのリサイクル」として収集、堆肥化し、市民に還元しています。

平成21年度のごみ排出量は、家庭系ごみが10,511tで、環境基本計画基準年（平成11年度）に比べ約41%の減量となり、事業系一般ごみは4,127tで、約16%増となっています。

表 3.6 家庭系ごみ量（各年度末現在）

年 度	排出量 合計 (t) 対基準年	増加率 1人当り	1日排出 量 (g) 1人当り	年排出量 (kg)	ごみ処理量 (t)			
					可燃ごみ	不燃ごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ
平成11年度	17,882	—	810	296	14,144	1,565	1,075	1,098
平成15年度	16,211	▲9.3%	728	266	12,870	764	1,354	1,223
平成19年度	10,071	▲43.7%	450	164	8,714	372	713	272
平成20年度	9,765	▲45.4%	437	160	8,647	365	449	304
平成21年度	10,511	▲41.2%	471	172	8,656	388	1,084	383

注：排出量は厚田村、浜益村（当時）を含む。

市ごみ対策課

表 3.7 事業系一般ごみ量（各年度末現在）

年 度	排出量 合計 (t)	対基準年 増加量 (t)	対基準年 増加率(%)	ごみ処理量 (t)			
				可燃ごみ	不燃ごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ
平成11年度	3,569	—	—	3,300	128	112	29
平成15年度	4,004	435	12.2%	3,685	182	92	45
平成19年度	4,741	1,172	32.8%	4,291	141	75	234
平成20年度	4,371	802	22.5%	3,979	131	184	77
平成21年度	4,127	558	15.6%	3,781	137	99	110

注：排出量は厚田村、浜益村（当時）を含む。

市ごみ対策課

<課題>

家庭系ごみは環境目標を達成しており、引き続き維持するとともに、事業系ごみは環境目標の達成を図る必要があります。

また、現在のごみ処理施策に加えて、食品生ごみなどの資源化や家庭、事業所での減量化のシステムを検討する必要があります。

【用語解説】

※31BDF（バイオディーゼル燃料）：

菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油や各種廃食用油など、生物由来の油から作られる軽油代替燃料の総称です。

(3) 石狩市リサイクルプラザ

<現状>

石狩リサイクルプラザは、容器包装リサイクル法に基づくリサイクル資源の収集と市民のごみ減量、リサイクル意識の啓発と普及のため、平成 12 年 4 月に開設しました。

施設は、プラント部と工房部から成り、プラント部では「資源物」として収集された家庭系、事業系一般廃棄物のびん・缶・ペットボトルを分別、梱包し、リサイクル材の原料として出荷しています。工房部では、市民のリサイクル意識啓発のため、廃食用油石けんづくりや廃材を使った木工細工など、各種の体験講座の開催や修理した家具、自転車などのリサイクル品の展示即売を行っています。また、リサイクルフェスタなど、市民のリサイクル意識の啓発と普及を図るための行事も開催しています。

平成 21 年度の一般廃棄物のリサイクル率は、32.2%で、環境基本計画目標の 30%を達成しています。

<課題>

物を長く使って大切にし、できるだけ再利用する意識の啓発に努めるとともに、廃棄物のリサイクル化を進める必要があります。

(4) 北石狩衛生センター

<現状>

家庭系ごみ、事業系一般ごみは、北石狩衛生センターで焼却、破碎、埋め立て処分しています。北石狩衛生センターは、昭和 48 年に当時の石狩町、当別町、厚田村、浜益村、新篠津村の 5 町村により一部事務組合北石狩衛生施設組合として設立され、平成 6 年 1 月以降、し尿処理施設を除いた施設が順次改築されました。その後、平成 18 年 3 月に一部事務組合が解散し、石狩市の施設となりました。



北石狩衛生センター

<課題>

改築後、17 年が経過し、今後、設備の改修・更新など、ごみ処理施設の適正な管理・運営が必要です。

(5) 環境美化の現状と課題

<現状>

ごみの不法投棄は、防風林、河川敷地、海浜地、山間部など人目の少ない場所に多く見受けられます。平成 21 年度には、厚田区望来において平成 3 年頃から不法投棄された廃タイヤ約 640 t を石狩市、北海道等で設立した「石狩市厚田区望来廃タイヤ撤去協議会」が（社）日本自動車タイヤ協会の補助を受けて撤去しました。

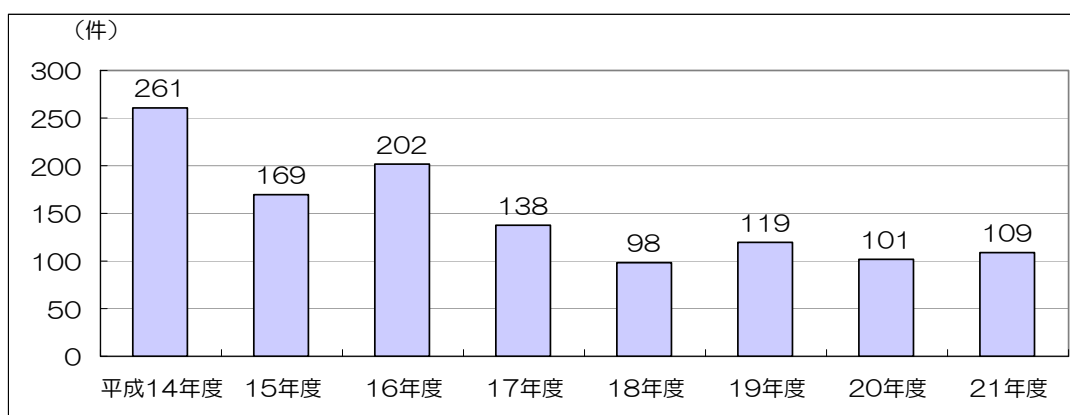
市では、平日のみならず、道と連携して休日・夜間の監視パトロールの実施、「ごみ不法投棄ホットライン」の開設、監視カメラや警告看板、のぼりなどを設置し、不法投棄の防止に努めています。不法投棄の発見件数は、ここ数年は、100 件程度となっています。

また、ごみのないまちを目指し、春と秋に町内会によるクリーン作戦を実施しています。

石狩浜海水浴場（あそびーち石狩）、はまなすの丘、マクンベツ湿原などの観光地や自然地域では、企業や団体、市民によるボランティアが清掃活動を毎年行っており、平成 21 年度は 23 件 3,861 人もの人々が参加しています。



厚田区望来の廃タイヤ撤去



市ごみ対策課

図 3.11 市内不法投棄発見件数



市民協働の清掃活動

表 3.8 自然地域におけるボランティア清掃の活動状況

年度	件数	参加人数（延べ）
平成 14 年度	16 件	3,812 人
平成 15 年度	12 件	2,960 人
平成 16 年度	27 件	3,602 人
平成 17 年度	24 件	2,416 人
平成 18 年度	17 件	2,312 人
平成 19 年度	20 件	5,015 人
平成 20 年度	19 件	5,055 人
平成 21 年度	23 件	3,861 人

市ごみ対策課

<課題>

通過車両からのごみのポイ捨て防止、観光地や自然地域におけるごみの持ち帰りの呼びかけや意識啓発の徹底・強化を図るとともに、ボランティアなどの清掃活動を支援していくことが必要です。

また、監視パトロールの強化や効果的な監視システムの導入など、不法投棄対策を図ることが必要です。

3.5. 地球環境問題の現状と課題

地球環境問題は、地球温暖化、オゾン※² 層の破壊、酸性雨※³、森（熱帯）林の減少など（砂漠化、開発途上国の公害問題、野生生物の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動）があります。これらの問題は、被害や影響が発生原因国のみならず、国境を越えて地球規模に広がるほか、問題解決のために、国際的な取り組みが必要とされます。

なお、本計画において取り組む地球環境問題は、以下のとおりとします。

(1) 地球温暖化

<現状>

わが国の2008年度温室効果ガス※⁵排出量は、約12億8,600万t-CO₂で京都議定書基準(1990)年比1.9%増となっています。

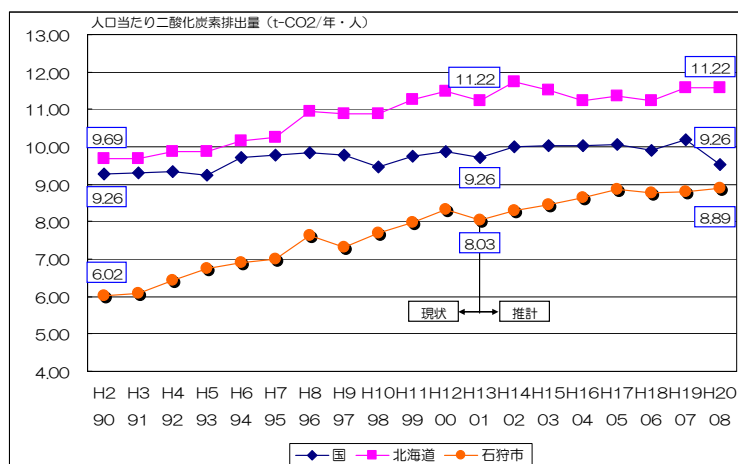
市では、地域レベルで温暖化対策を推進するため、平成17(2005)年に石狩市地域温暖化対策推進計画(地域計画)を策定し、平成22(2010)年(中間年)及び平成32(2020)年(最終年)における二酸化炭素排出量削減目標値を表のとおりとしています。

表 3.9 二酸化炭素排出量削減目標

削減目標	2010(平成22)年 中間目標年	2001(平成13)年に対し、一人当たり排出量を6%削減 (総削減量38.8千t)
	2020(平成32)年 最終目標年	2001(平成13)年に対し、一人当たり排出量を10%削減 (総削減量101.7千t)

市域における二酸化炭素排出量は、人口増加や石狩湾新港地域の企業立地、経済活動の活発化に伴い年々増加し、平成13(2001)年に487千t-CO₂/年と推計され、京都議定書基準年である平成2(1990)年の排出量324千t-CO₂/年の約1.5倍となっています。

また、平成13(2001)年における市民一人当たりの推計二酸化炭素排出量は8.03t-CO₂/年と、全国平均及び全道平均を下回っていますが、京都議定書基準年の排出量6.02t-CO₂/年に比べ、約1.3倍と増加しています。



国：国立環境研究所、北海道：北海道温暖化対策推進計画（平成22年5月）、
石狩市：地球温暖化対策推進計画（平成19年2月修正）

図 3.12 石狩市の二酸化炭素排出量の推移

また、同時に石狩市の事務事業に関する実行計画を策定し、目標年度を平成 22（2010）年度として、基準年の平成 13（2001）年度に対し、二酸化炭素排出量を 6 %削減することとしています。平成 21（2009）年度の排出量は、基準年と比べ約 1,512t・CO₂/年、約 19%の削減となっており、目標値を達成しています。

<課題>

地域計画においては、市域の二酸化炭素排出量を把握するとともに国の動向を勘案し、2020 年の本市の二酸化炭素排出量の削減目標を達成することが必要です。

また、市役所の事務事業に関する実行計画については、2011 年度以降の実行計画を策定し、新たな目標に取り組むことが必要です。

(2) 森林の減少

<現状>

森林は、生物多様性の保全や気候変動の緩和、大気の浄化、水源の涵養^{かんよう}など、多様な機能を有していますが、世界の森林面積は年々減少を続けており、特に熱帯の森林を中心に減少面積が大きくなっています。一方、温帯林については増加をしている国も見られますが、森林減少の進行は、なお、著しいものとなっています。

国が木材を調達する際は、違法伐採を防ぐため、グリーン購入^{※32}法により、合法性・持続可能性が証明された木材とする措置を開始しました。

<課題>

熱帯の森林の減少や劣化を防ぐため、国内における木材資源の供給を増加させることが必要です。そのためには、グリーン購入法の普及・啓発を推進するとともに、森林の造成と担い手の確保・育成など、持続可能な森林経営を進めることが必要です。

[用語解説]

※32 グリーン購入：

商品やサービスを購入する際に、価格や機能、品質だけでなく、必要性を熟考し、環境への負荷がより小さいもの（省エネ・省資源型製品、リサイクル材使用製品、リサイクルしやすい製品など）を優先的に購入することです。

(3) オゾン層の破壊

<現状>

オゾン層^{※2}は、観測が始まった 1960 年代中頃から 1980 年頃に比べ、1980 年代から 1990 年代前半にかけて大きく減少し、札幌上空においても、2009 年には 1979 年と比べて約 4 % の減少となっています。

市では、使用済みになった家庭や業務用の冷凍・冷蔵庫、エアコン、カーエアコンなどに入っているフロン類（CFC、HCFC、HFC）^{※33}は、オゾン層保護のための「フロン回収・破壊法」、「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」に基づく回収と適正な処理を指導、啓発しています。

<課題>

市は、温室効果ガス^{※5}でもあるフロン類の回収を確実に行うため、フロン類を使用した使用済み製品の適正な回収・処理を指導・啓発し、オゾン層保護と地球温暖化防止に取り組んでいく必要があります。

(4) 酸性雨（雪）

<現状>

酸性雨^{※3}（pH^{※34}が 5.6 以下の雨）は全国で観測されており、その主な原因は化石燃料^{※1}の消費に伴い発生する硫黄酸化物^{※35}や窒素酸化物^{※36}などです。

酸性雨は、物の生産・消費・廃棄といった私たちの社会活動におけるエネルギーの消費と大きく関わっています。

<課題>

発電の大部分や製品の製造・輸送に未だ多くの化石エネルギーを使用しています。様々な産業活動や家庭生活などで、化石エネルギーの消費の抑制が必要です。

[用語解説]

※33 フロン類：

炭素や水素のほか、フッ素、塩素、臭素などのハロゲンを多く含む化合物（CFC、HCFC、HFC など）の総称です。冷媒や溶剤として大量に使用されていましたが、オゾン層^{※2}破壊の原因物質及び温室効果ガスであることが明らかとなり、今日では法律によって使用に大幅な制限がかけられています。

※34 pH（水素イオン濃度）：

酸性・中性・アルカリ性の程度を示す指標で、pH = 7 が中性、それより小さいと酸性、大きいとアルカリ性を表します。

※35 硫黄酸化物（SO_x）：

石油、石炭などの燃料中の硫黄分が燃焼することによって発生するもので、二酸化硫黄（SO₂：亜硫酸ガス）、三酸化硫黄（SO₃：無水硫酸）などがあります。大気汚染や酸性雨^{※3}などの原因の一つとなる有毒物質で、自然界では火山ガスなどに含まれています。

※36 窒素酸化物（NO_x）：

石油、石炭などの燃料中の窒素分が燃焼することによって発生するものと、空気中の窒素が燃焼によって酸素と結合して発生するものがあります。光化学スモッグや酸性雨などを引き起こす大気汚染原因物質であり、温室効果ガスやオゾン層の破壊の原因にもなっています。

3.6. 環境教育・環境学習の現状と課題

市では、環境に対する意識と関心を高め、行動・実践に移すための環境教育・環境学習を推進し、市民やこどもたちが地域社会・学校での体験活動、自然観察会等を通して、環境問題や持続可能な社会について考える場づくりが必要です。

＜現状＞

① 自然観察会

市民が石狩市の自然を広く知り、環境保全の関心を高めるため、これまで石狩浜・茨戸川・防風林・記念保護樹木・八の沢など、石狩市を代表する自然地域で自然観察会を開催しています。また、自然体験活動支援ボランティア育成事業なども実施しています。

② 環境月間事業

石狩市環境基本条例に基づき、毎年6月を「石狩市環境月間」に指定し、市民及び事業者の間に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めることなどを目的に、各種普及啓発事業を展開しています。

これまで、市内で環境活動に取り組んでいる団体の活動を紹介する環境パネル展や市内小学生を対象とした環境ポスター図案の募集、夜に電気を消して地球環境について考えるキャンドルナイトなどのイベントを開催しています。

③ 石狩市環境市民会議

石狩市環境市民会議は、石狩市環境基本条例に基づき設置され、市民等が主体となって環境に関する諸問題を協議する場です。

これまでの主な活動内容は、「石狩市環境行動計画・環境家計ノート（市民編）」の作成、市環境関連計画等策定に関する協議、学校への出前授業（Kid's ISO、買い物ゲームなど）、省エネナビモニターの普及、環境イベントなどへの参画です。

なお、平成17年7月に財団法人省エネルギーセンターの省エネ普及事業「省エネ共和国」として認められています。

④ こどもエコクラブ

こどもエコクラブは、人間と環境の関わりについて幅広い理解を深めるとともに、環境を大切にする心を育成することを目的として、環境省が全国に呼びかけている、こどもたちが誰でも参加できる環境活動のクラブです。

石狩市では、保育園や近所のこども達が集まって、川や身近な自然を舞台に魚や野鳥の観察、ごみ拾いなどの自然体験活動を展開しています。

また、平成14年から5年間にわたって開催した「石狩市こども環境会議」の中で、日頃の活動を発表し、交流を行いました。

環境基本計画の目標では、こどもエコクラブの数を各小学校区に1つ以上（小学校数14校）と設定しており、平成21年度末で登録している「こどもエコクラブ」は4団体です。

⑤ いしかり・ごみへらし隊

いしかり・ごみへらし隊は、市民・事業者及び市が協働でごみの減量とリサイクルの推進について様々な活動を実施しています。

これまでの主な活動として、ミックスペーパー再資源化事業の推進、リサイクル施設の視察研修、ごみ減らしに関するセミナー・イベントの開催、こどもエコ見学会、家庭ごみ分別辞典の作成などがあります。

<課題>

環境教育・環境学習に関する施策のさらなる充実と地域や学校における仕組みづくりが必要です。

4. 市民意見

- ● ● 4. 1. 市民アンケート
- ● ● 4. 2. 事業者アンケート
- ● ● 4. 3. 市民協議会の開催状況

4. 市民意見

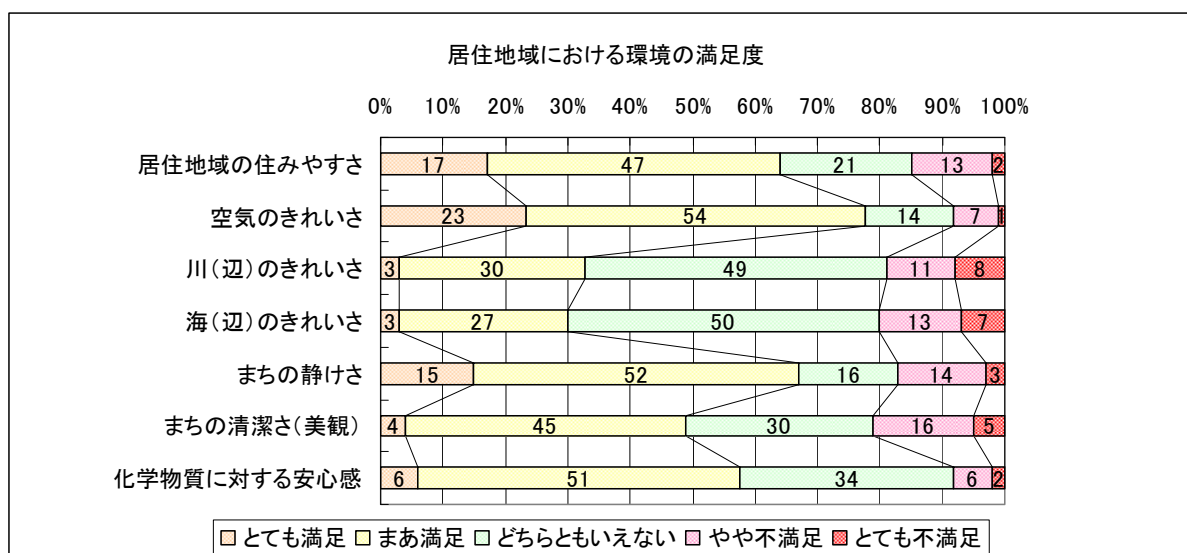
4.1. 市民アンケート

市では、平成 17 年度に市民 1,000 人を対象に、環境保全等に関する意識調査を実施しました（配布数 1,000 部、回収数 415 部、回収率 41.5%）。

ここでは、石狩市の環境の対象別、取り組み内容別に、今後の環境施策立案に当たって、市民意識が顕著なものを抜粋します。

(1) 環境の満足度

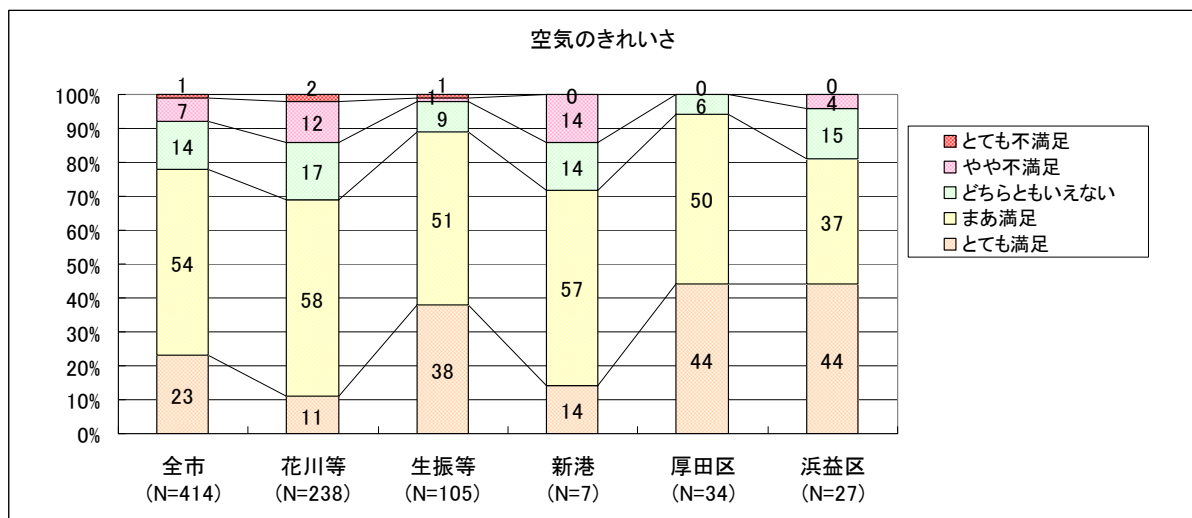
市民の環境の満足度について、「とても満足」「まあ満足」の合計では、「空気のきれいさ」が 77%で最も高く、次いで「居住地域の住みやすさ」「まちの静けさ」がこれに続いています。一方、「とても不満足」「やや不満足」の合計では、「まちの清潔さ（美観）」が 21%で最も高く、「海（辺）のきれいさ」「川（辺）のきれいさ」がこれに続いています。



各項目の不満足の理由をみると、「居住地域の住みやすさ」では除排雪の悪さ（花川等）、交通の便の悪さ（生振等）、「空気のきれいさ」では農地や家畜のにおい（花川等）、「川（辺）のきれいさ」では石狩川や発寒川などのごみ、「海（辺）のきれいさ」では石狩浜などのごみ、「まちの静けさ」ではバイク（暴走族）や大型車の騒音、「まちの清潔さ」では不法投棄や犬の糞の不始末、「化学物質に対する安心感」では水道水の安全性、農薬への不安、情報が無いといった内容の記載が挙げられています。

(2) 空気のきれいさ

空気のきれいさについて地区別にみると、「とても満足」「まあ満足」の合計は、厚田区、浜益区、生振地区で80%以上を占めています。一方、「とても不満足」「やや不満足」の合計が高いのは花川等、新港となっています。不満足な理由として、花川等で農家や家畜のにおいといった内容の記載が挙げられています。

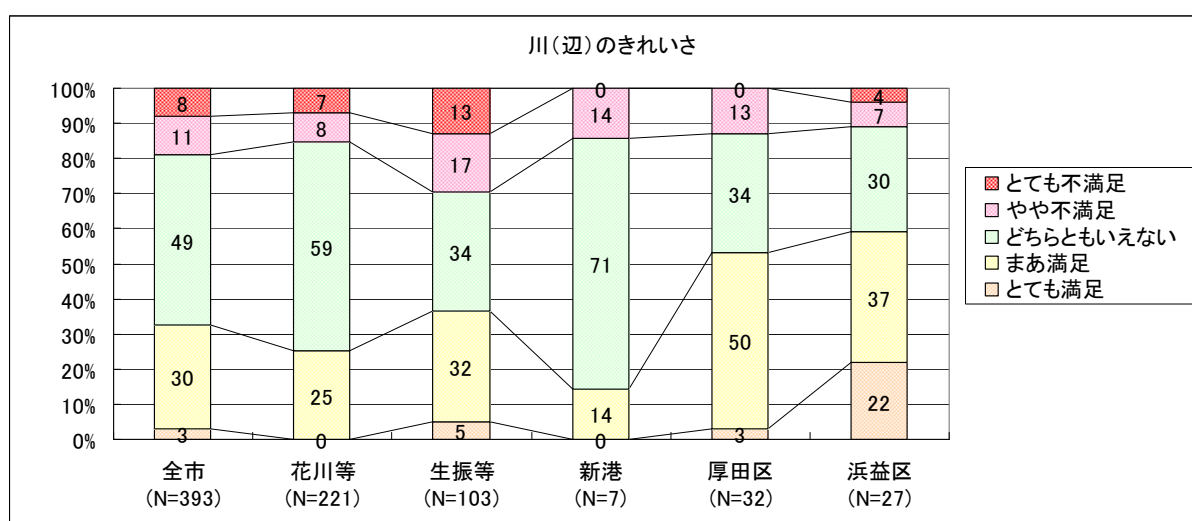


花川等：花川北、花川南、花川東、花川、樽川、緑苑台

生振等：本町、八幡、緑ヶ原・虹が原、生振、北生振、美登位、志美

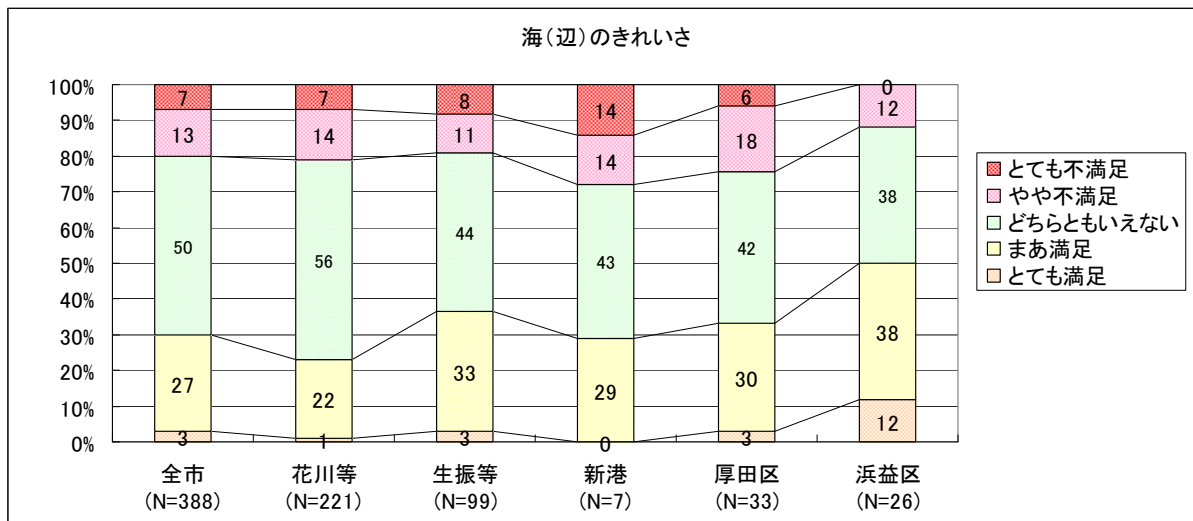
(3) 川（辺）のきれいさ（地区別）

川（辺）のきれいさについて地区別にみると、「とても満足」「まあ満足」の合計は、厚田区、浜益区で50%以上を占めています。一方、「とても不満足」「やや不満足」の合計が高いのは生振等となっています。不満足な理由として、石狩川や発寒川などにごみが捨てられていて汚いといった内容の記載が挙げられています。



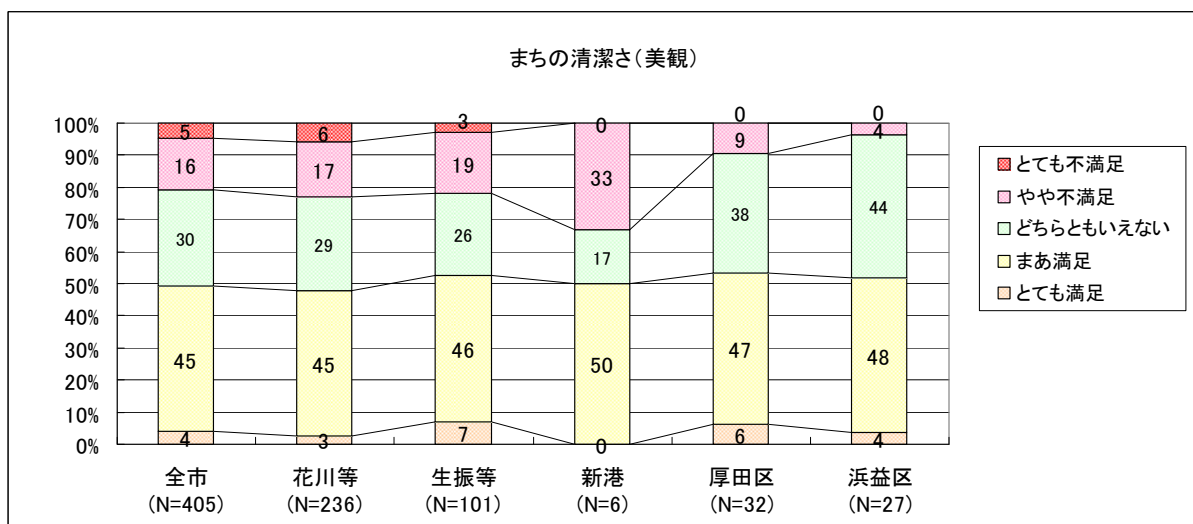
(4) 海（辺）のきれいさ

海（辺）のきれいさについて地区別にみると、「とても満足」「まあ満足」の合計は、浜益区で50%に達しています。一方、「とても不満足」「やや不満足」の合計が高いのは新港となっています。不満足な理由として、石狩浜などにごみが捨てられていて汚いといった内容の記載が挙げられています。



(5) まちの清潔さ（美観）

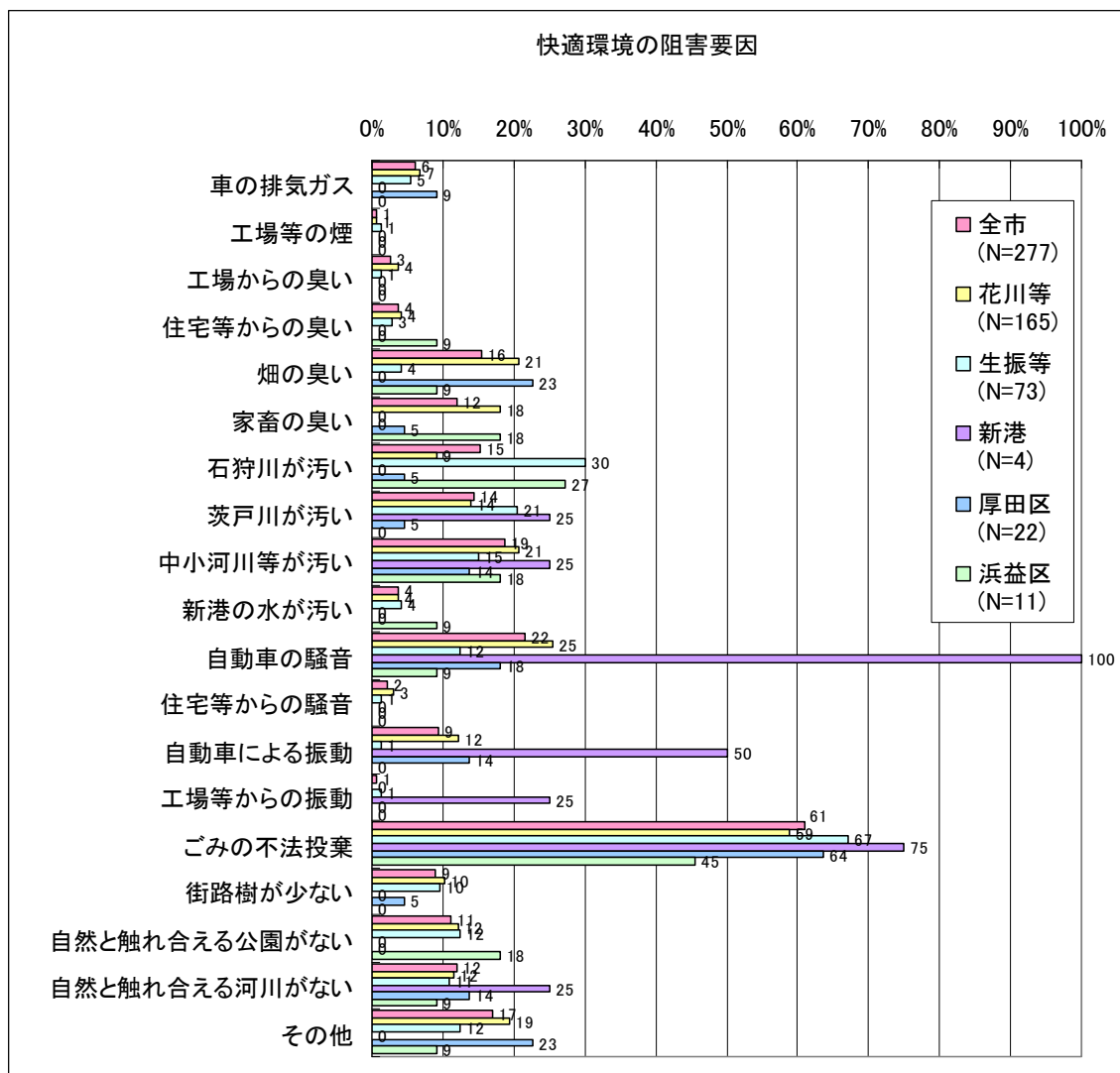
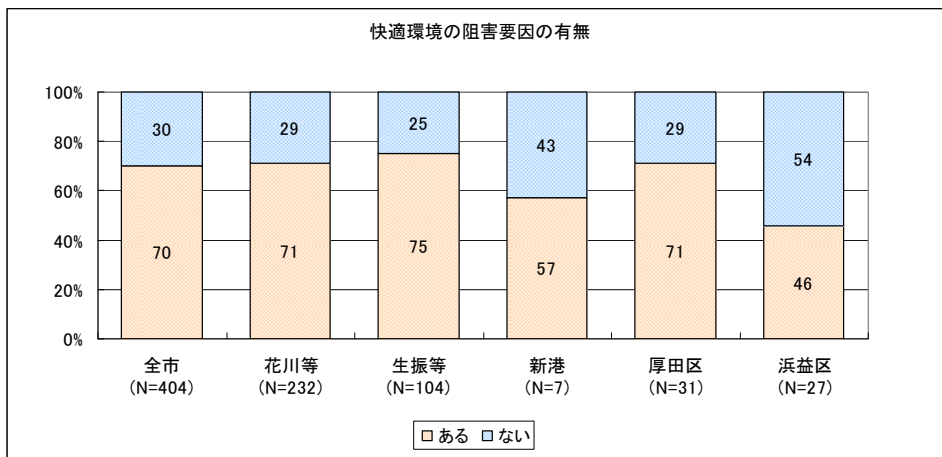
まちの清潔さ（美観）についてすべての地区で「とても満足」「まあ満足」の合計は、50%に達しています。一方、「やや不満足」が比較的高いのは新港となっています。不満足な理由として、大型ごみなどの不法投棄、犬の糞の不始末といった内容の記載が挙げられています。



(6) 快適環境の阻害要因

市民が感じている快適環境の阻害要因の有無について、全市では70%が「ある」と回答しており、地区別では、花川等・生振等・厚田区が70%以上と高くなっています。

阻害要因別でみると、全市で最も多いのは「ごみの不法投棄」で、次いで「自動車の騒音」になっています。このうち、自動車の騒音については新港と花川等、ごみの不法投棄については新港、生振等、厚田区で全市平均を上回っています。

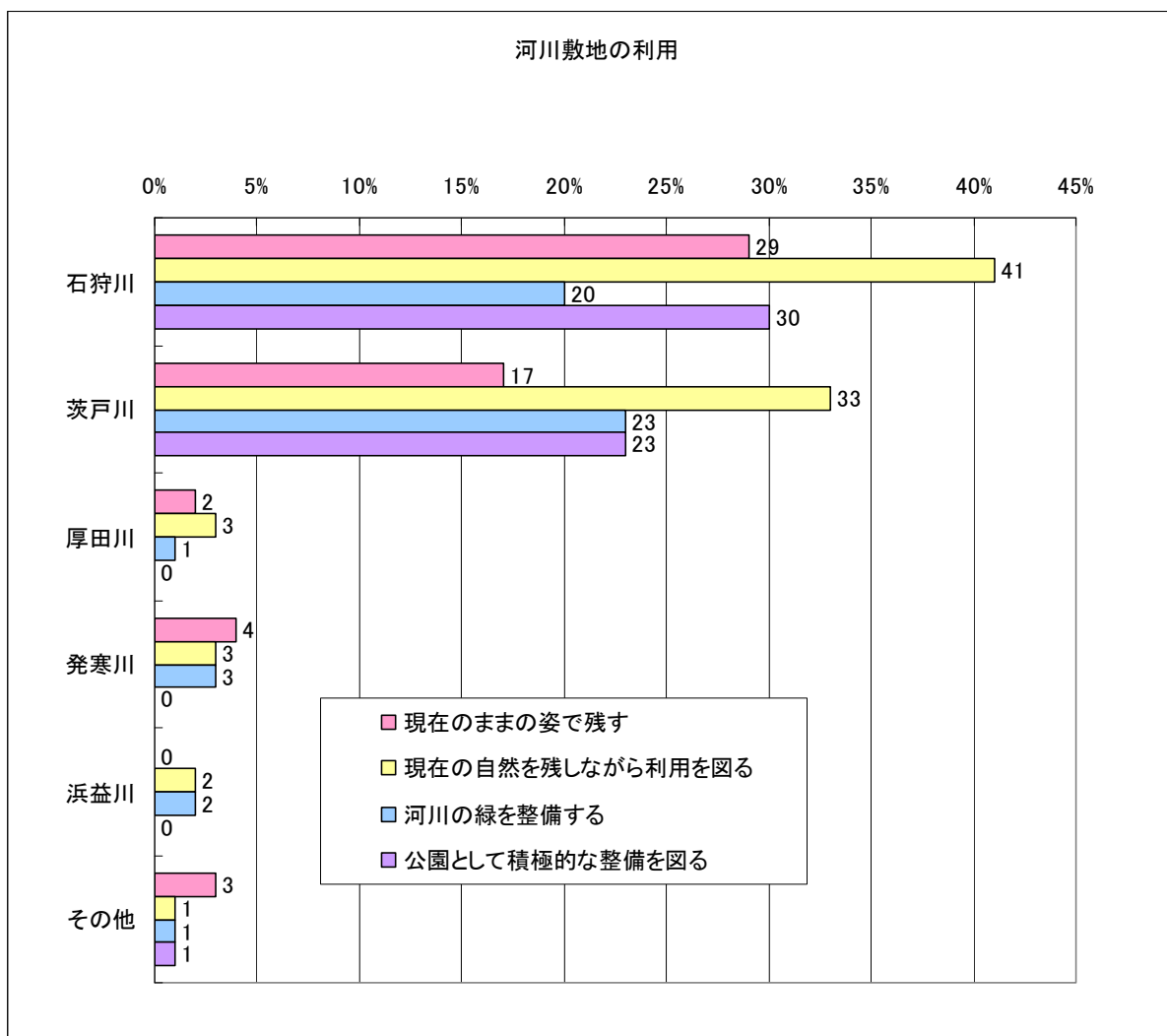
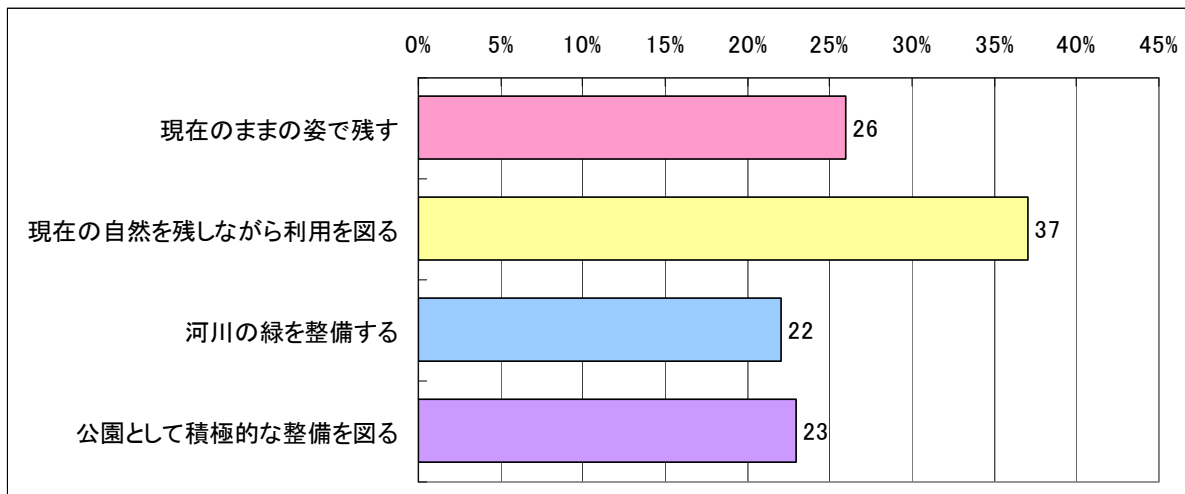


4.市民意見

(7) 河川敷地の利用方法

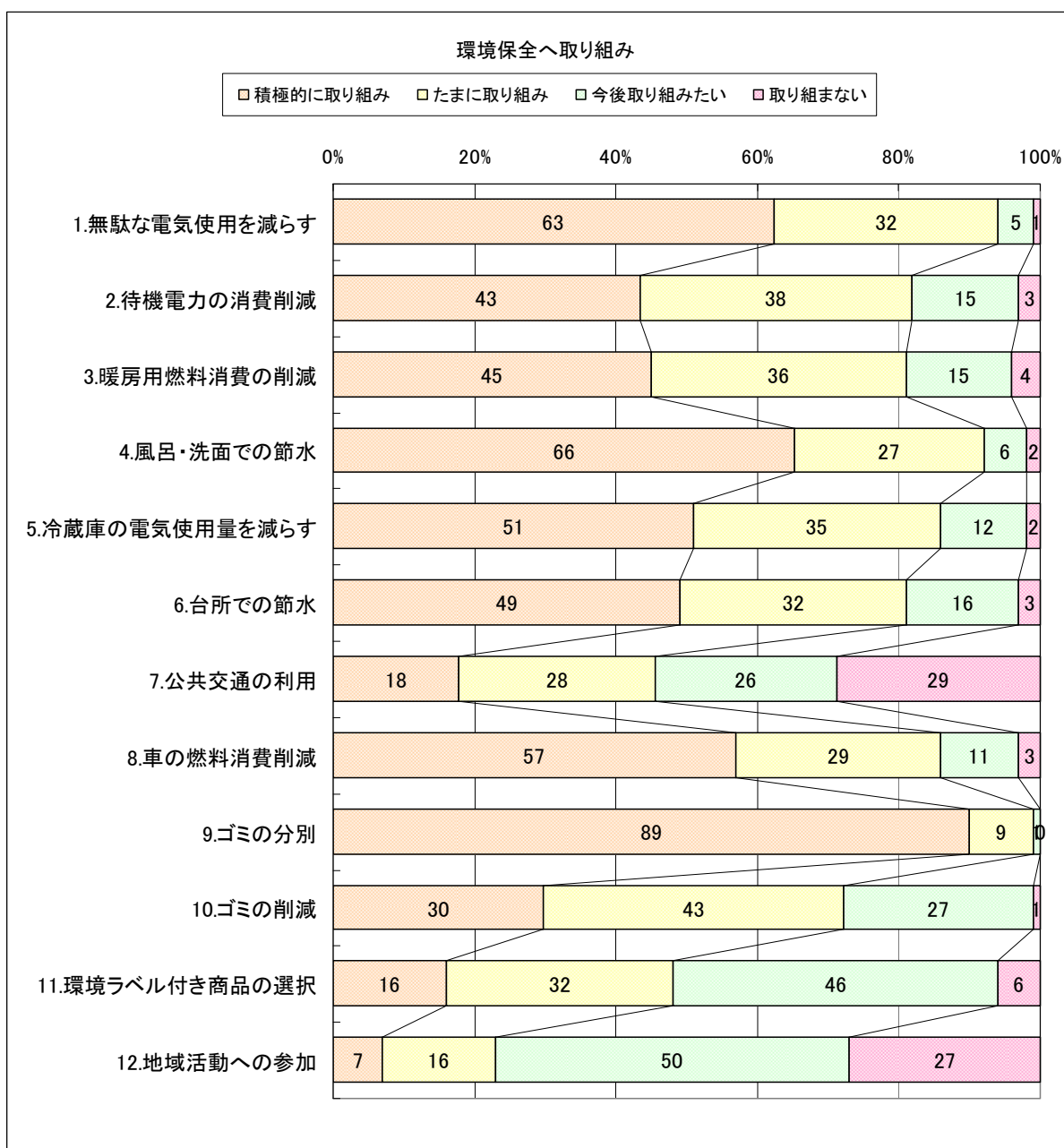
河川敷地の利用方法（複数回答）について、「現在の自然を残しながら利用を図る」が 37% で最も高く、次いで「現状のまま」の順になっています。

河川別では、石狩川、茨戸川を「現在の自然を残しながら利用を図る」とした割合が高くなっています。



(8) 環境保全への取り組み

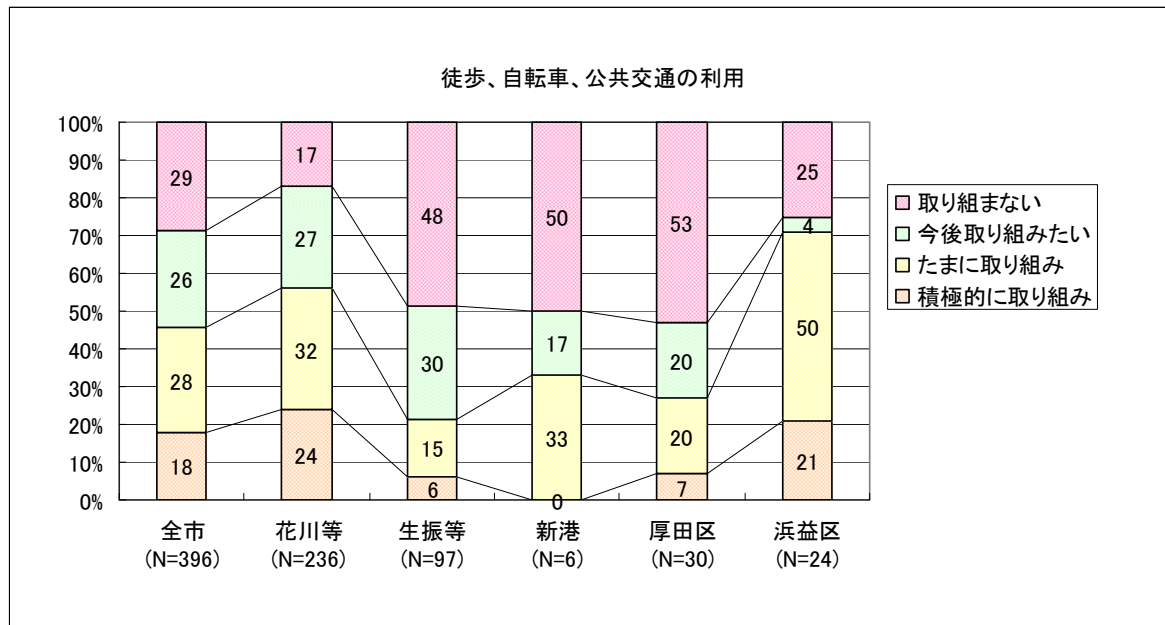
市民の環境保全の積極的な取り組みは、「ゴミの分別」が89%で最も高く、次いで「風呂・洗面での節水」、「無駄な電気使用を減らす」の順となっています。



一方、公共交通の利用、地域活動への参加、環境ラベル付き商品の選択は、取り組み意欲が高くありません。また、今後取り組みたい項目としては、地域活動の参加、環境ラベル付き商品の選択などが挙げられています。

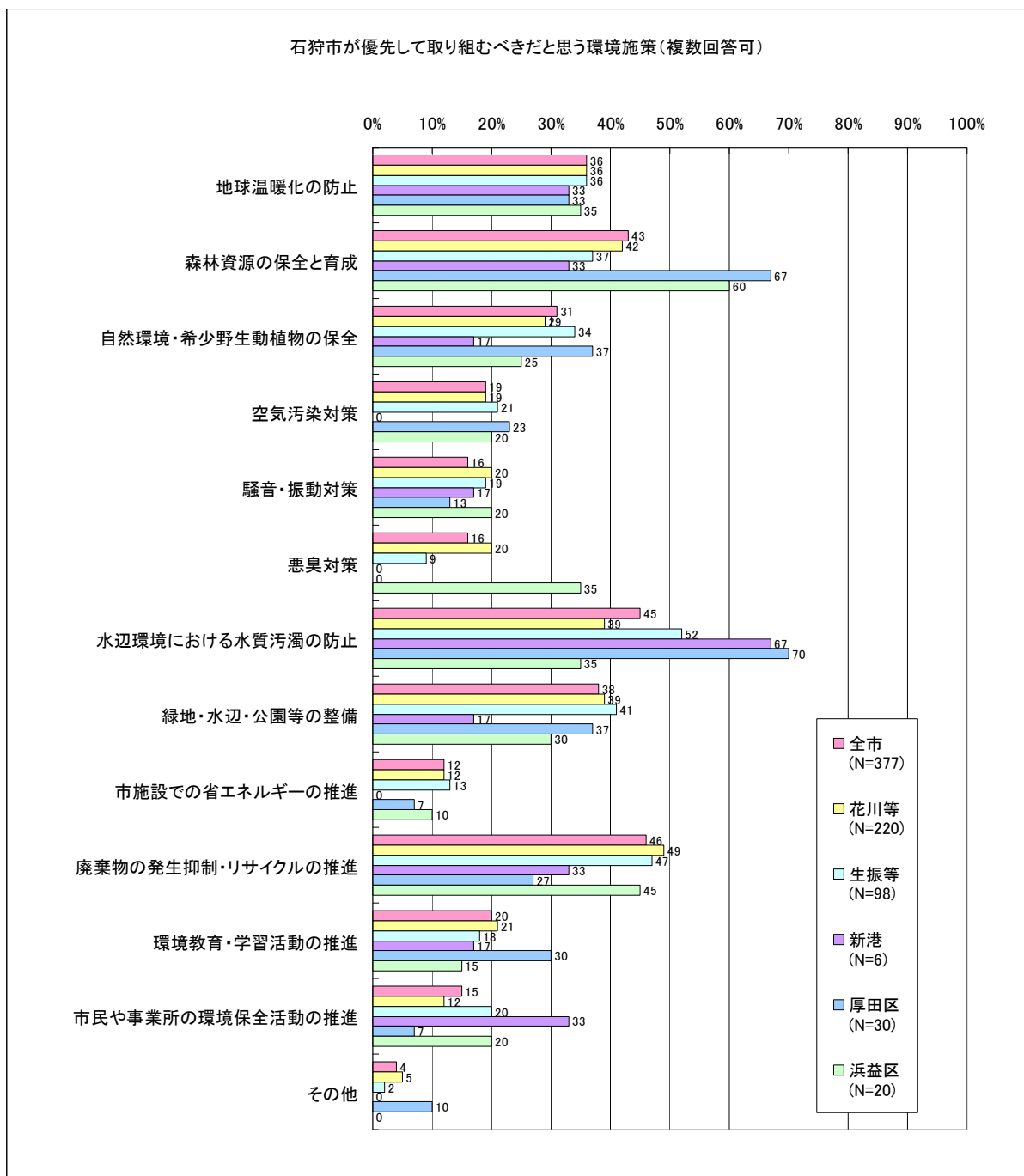
(9) 徒歩、自転車、公共交通の利用

徒歩、自転車、公共交通機関を利用する取り組みは、都市化が進んだ花川等では、積極的に取り組んでいます。生振等・新港・厚田区では、公共交通機関や利便施設等が近辺にないことなどから、取り組みが低くなっています。



(10) 石狩市が優先して取り組むべきだと思う環境施策

市民が市に対して取り組むべきと思う環境施策について、全市では「廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進」(46%)、「水辺環境における水質汚濁の防止」(45%)、「森林資源の保全と育成」(43%)が上位を占めていますが、「地球温暖化防止」や「自然環境・希少野生動植物の保全」、「緑地・水辺・公園等の整備」についても、全地区で一定程度の要望があります。また、新港では「市民や事業所の環境保全活動の推進」が高くなっています。しかし、「空気汚染対策」、「騒音・振動対策」、「悪臭対策」、「市施設での省エネルギーの推進」などは、比較的低くなっています。



(11) 市民アンケート調査のまとめ

- ① 地域環境の満足度については、居住環境には比較的満足していますが、川や海のきれいさに対する不満が多くなっています。
- ② 快適な地域環境の阻害要因について、ごみの不法投棄や川が汚いこと、自動車の騒音などが多くなっています。
- ③ 自然の利用では、石狩川、荻戸川の自然を残しながら利用を図る、が多くなっています。
- ④ 日常生活における環境保全の積極的な取り組みは、ごみの分別、節電・節水の取り組み度合いが多い反面、地域活動への参加や公共交通機関の利用、環境ラベル付き商品の選択は少ない状況にあります。
- ⑤ 市が優先して取り組むべき施策は、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、水質汚濁防止、森林の保全などが多くなっています。

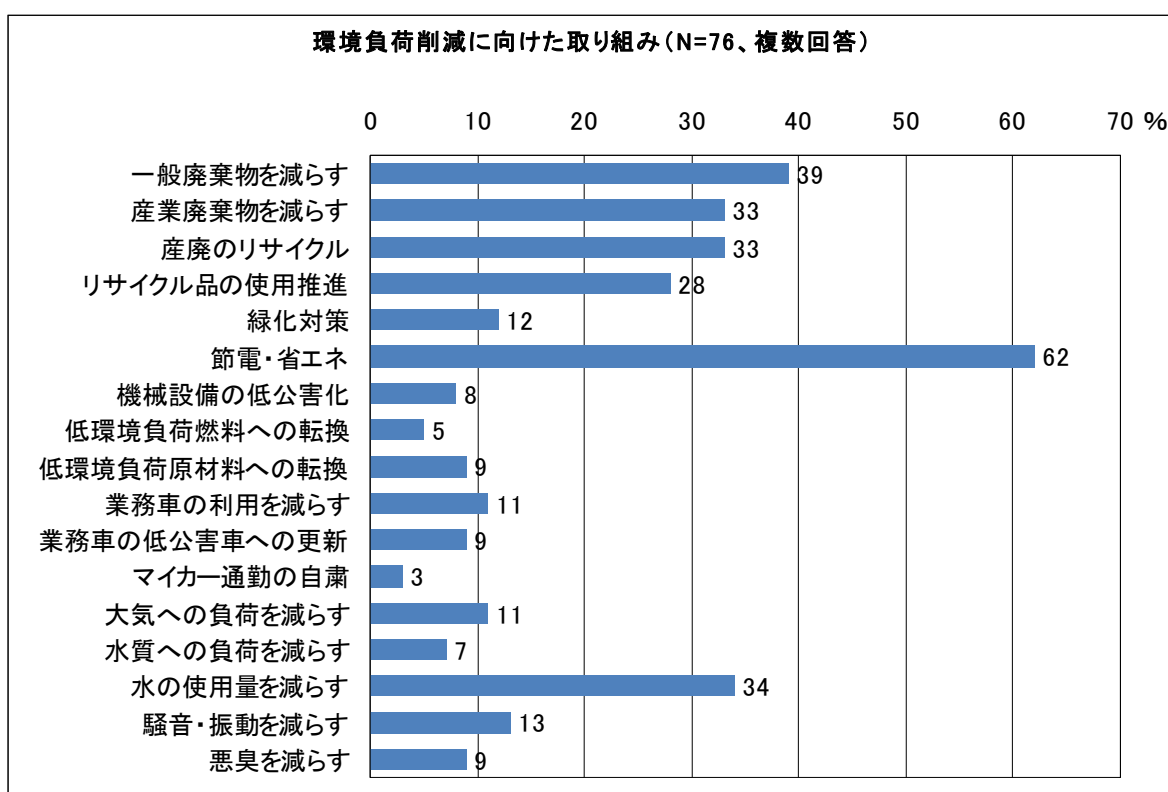
4.2. 事業者アンケート

市では、平成 17 年度に市内 300 事業所を対象に、環境保全等に関する意識調査を実施しました（配布数 300 部、回収数 76 部、回収率 25.3%）。

ここでは、環境負荷低減に向けた取り組みに対する意識等について、主なものを抜粋します。

（1）環境負荷削減の取り組み

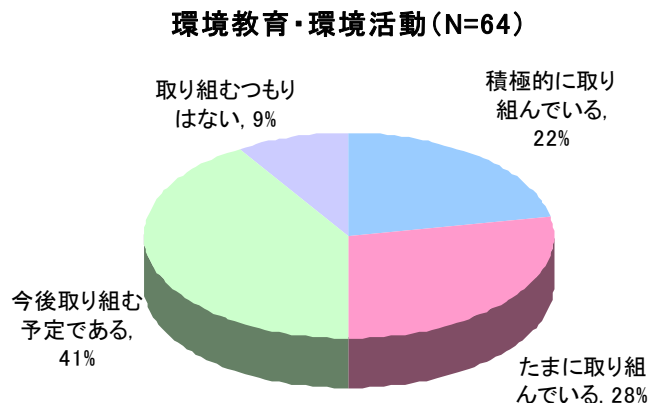
「節電・省エネ」が 62%と最も多く、次いで「ごみ（一般廃棄物・産業廃棄物）を減らす」が 39%、「水の使用量を減らす」が 34%、「産廃のリサイクル」が 33%となっています。



(2) 環境教育・環境活動の取り組み状況

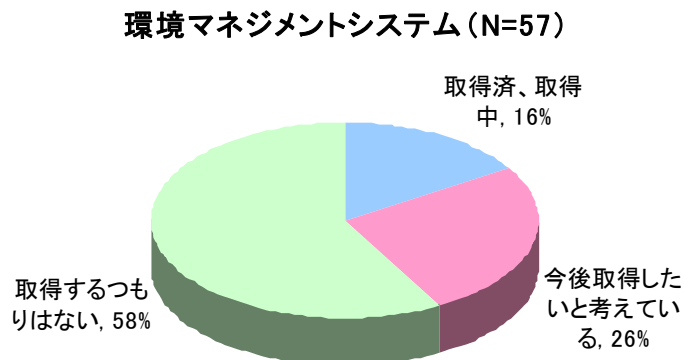
「積極的に取り組んでいる」が 22%、「たまに取り組んでいる」が 28%と、取り組んでいる事業所が 50%になっており、取り組んでいる内容としては、清掃ボランティア、社内研修等となっています。「今後取り組む予定である」を含めると 90%以上が必要性を感じています。

「取り組むつもりはない」の理由は、時間やゆとりがないとの記載が多く見られます。



(3) 環境マネジメントシステム※³⁷の取り組み状況

「既を取得済・現在取得中」が 16%、「今後取得したいと考えている」が 26%となっています。既を取得しているシステムは、ISO14001 が多くなっています。取得しない理由としては、費用や時間、人員のゆとりがないなどが多くなっています。



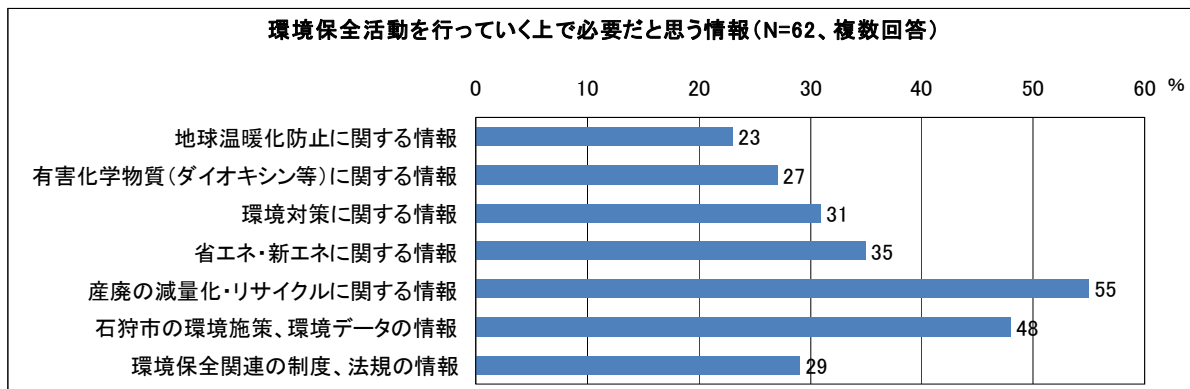
[用語解説]

※³⁷ 環境マネジメントシステム：

事業活動において環境保全対策を計画・実施し、その結果を評価・見直ししていくことで環境負荷の低減を継続的に推進する仕組みのことです。環境に関する方針や目標の達成に向けて取り組んでいくための組織の体制、手順、実務等も含まれます。

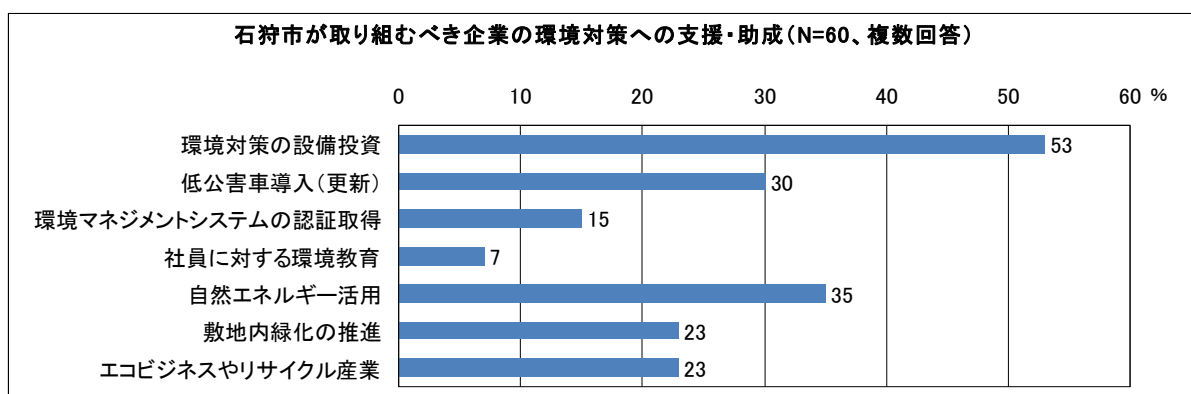
(4) 必要だと思う環境情報について

「産業廃棄物の減量化・リサイクルに関する情報」が55%と最も高くなっています。次いで、「石狩市の環境施策・環境データの情報」が48%、「省エネ・新エネに関する情報」が35%となっています。



(5) 企業の環境対策への支援・助成について

「環境対策の設備投資」が53%と最も高くなっています。次いで、「自然エネルギー活用」が35%、「低公害車導入」が30%となっています。



(6) 事業者アンケートのまとめ

- ① 環境負荷削減の取り組みとして、節電・省エネ行動や廃棄物の減量・リサイクルが多くなっています。
- ② 環境教育・環境活動に約半数が取り組み、4割が今後取り組む予定を持っており、さらに取り組みが広がることが期待されます。
- ③ 環境マネジメントシステム^{※37}の取り組みは、10年前の調査では取得済み事業所は0件でしたが、今回調査では9件（16％）でした。普及はしていますが、取り組む予定が無い事業者が半数以上を占めています。
- ④ 必要だと思う環境情報については、産業廃棄物の減量化・リサイクルや市役所の環境施策等に関する情報が多くなっています。
- ⑤ 企業の環境対策への支援・助成については、公害防止や自然エネルギー活用、低公害車導入など設備投資に関するものが多くなっています。

4.3. 市民協議会の開催状況

環境基本計画の改定に当たり、市民・事業者で組織する「環境基本計画改定市民協議会」を設置しました。

「市民協議会」は、市内に在住、または通勤・通学及び市内で活動する団体・企業に属する18歳以上の公募による委員11名で組織され、平成21年10月から12回にわたり協議を行い、「第2次石狩市環境基本計画」の原案を作成しました。



市民協議会の開催状況



現地視察

5. 計画の基本理念

●●● 5.1. 私たちがめざす環境の全体像

●●● 5.2. 望ましい環境像

5. 計画の基本理念

5.1. 私たちがめざす環境の全体像

本市の環境の保全と創造について、市、市民及び事業者が連携・協力した取り組みを行い、恵み豊かな自然環境を守り育てながら、そこに生きる多様な動植物との共生を図り、健康で安全・安心に暮らせる社会を目指し、将来の環境の全体像を「みんなでつくる 水と緑につつまれたまち 石狩」と掲げます。

めざす環境の全体像

みんなでつくる
水と緑につつまれたまち 石狩

5.2. 望ましい環境像

私たちが次代に引き継ぎたい望ましい環境像は次のとおりです。

望ましい環境像

●良好な生活環境を守り、安全・安心な暮らしができるまち

公害や化学物質による汚染がなく、清浄な空気、清らかな水、静かな音環境などが保たれ、安全・安心な生活ができるまちを目指します。

●自然と共生し、水と緑のあふれるまち

海、川、森林など広大で豊かな自然環境とそこに棲む動植物との共生、身近にふれあえる水辺や憩える緑など、うるおいと安らぎを感じられる快適な環境の形成を目指します。

●美しい自然景観と歴史・文化のあるまち

自然景観と調和した、市民が誇りを持てる歴史・文化を守り、心の豊かさが実感できるまちを目指します。

●環境の保全・創造にみんなが行動するまち

市、市民及び事業者が望ましい環境像の実現に向けて、共通の認識を持ち、環境の保全・創造のための取り組みが連携して行動できるまちを目指します。

●ものを大切にし、循環させて賢く使うまち

一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、ごみの発生を抑え、リサイクルを進めるとともに、低炭素で資源循環型の社会を築くことを目指します。

●地球環境問題を理解し、地球を大切にするまち

地球温暖化や酸性雨などの地球規模の環境問題について考え、化石燃料の賢い利用や再生可能エネルギーの普及・活用を進め、持続可能なまちを目指します。

6. 環境の基本目標



6. 環境の基本目標

計画の基本理念で掲げた、めざす環境の全体像と望ましい環境像を実現するために、身近な生活環境から始まり、地球環境に至る環境の各分野において、以下に示す5つの環境の基本目標を設定します。

環境の基本目標

1. 【安全・安心】健康で快適な暮らしの実現

生活環境と産業や都市活動の調和が図られ、一人ひとりが安全・安心で快適に暮らせるまちを目指します。

2. 【共生】豊かな自然との共生

自然の大切さを理解し、人と自然が共生することにより、豊かな自然が保全・創出され、次世代に引継がれるまちを目指します。

3. 【協働】環境行動の輪が広がるまちづくり

市・市民・事業者が主体的に行動・連携することにより、協働の意識を共有し、環境配慮行動の輪が広がるまちを目指します。

4. 【循環】循環型社会の形成

廃棄物の減量化や資源・物質循環を市・市民・事業者の協力のもとに進め、資源・エネルギーを有効に使い、低炭素で循環型のまちを目指します。

5. 【持続】持続可能な社会の構築

暮らしや営みから地球環境問題を理解し、地球温暖化対策や森林保全を実践するなど、地域から低炭素で地球を大切にするまちを目指します。

7. 環境施策の展開

- 7.1. 【安全・安心】に関する施策
- 7.2. 【共生】に関する施策
- 7.3. 【協働】に関する施策
- 7.4. 【循環】に関する施策
- 7.5. 【持続】に関する施策

7. 環境施策の展開

分野別の環境の基本目標ごとに施策の基本的方向を設定します。

施策の基本的方向

基本目標1【安全・安心】健康で快適な暮らしの実現

- 基本的方向 ① さわやかな大気環境を守ります。
- 基本的方向 ② 良好な水環境を守ります。
- 基本的方向 ③ 静かな音環境を守ります。
- 基本的方向 ④ 安全・安心な暮らしを守ります。
- 基本的方向 ⑤ 水辺や緑と都市環境が調和したまちづくりを進めます。

基本目標2【共生】豊かな自然との共生

- 基本的方向 ① 生物の多様性を保全します。
- 基本的方向 ② 自然と調和した利活用を進めます。
- 基本的方向 ③ 自然景観を保護・回復します。

基本目標3【協働】環境行動の輪が広がるまちづくり

- 基本的方向 ① 環境教育・環境学習を充実し、環境行動を推進します。
- 基本的方向 ② 担い手の育成とネットワークづくりを進めます。

基本目標4【循環】循環型社会の形成

- 基本的方向 ① ごみの減量と資源が効率的に循環する4R^{※8}を進めます。
- 基本的方向 ② ごみ処理の効率化と適正化を進めます。
- 基本的方向 ③ 省エネルギー・省資源化を進めます。

基本目標5【持続】持続可能な社会の構築

- 基本的方向 ① 温室効果ガス^{※5}排出量を削減し、地球温暖化対策を推進します。
- 基本的方向 ② 地球環境保全を推進します。

石狩市環境基本計画の体系

めざす
全体像

みんなでつくる 水と緑につつまれたまち 石狩

望ましい環境像

- ・ 地球環境問題を理解し、地球を大切にするまち
- ・ ものを大切にし、循環させて賢く使うまち
- ・ 環境の保全・創造にみんなが行動するまち
- ・ 美しい自然景観と歴史・文化のあるまち
- ・ 自然と共生し、水と緑のあふれるまち
- ・ 良好な生活環境を守り、安全・安心な暮らしができるまち

環境の基本目標

1. 【安全・安心】 健康で快適な暮らしの 実現

生活環境と産業や都市活動の調和が図られ、一人ひとりが安全・安心で快適に暮らせるまちを目指します。

2. 【共 生】 豊かな自然との共生

自然の大切さを理解し、人と自然が共生することにより、豊かな自然が保全・創出され、次世代に引継がれるまちを目指します。

3. 【協 働】 環境行動の輪が広がる まちづくり

市・市民・事業者が主体的に行動・連携することにより、協働の意識を共有し、環境配慮行動の輪が広がるまちを目指します。

4. 【循 環】 循環型社会の形成

廃棄物の減量化や資源・物質環境を市・市民・事業者の協力のもとに進め、資源・エネルギーを有効に使い、低炭素で循環型のまちを目指します。

5. 【持 続】 持続可能な社会の構築

暮らしや営みから地球環境問題を理解し、地球温暖化対策や森林保全を実践するなど、地域から低炭素で地球を大切にすることを目指します。

施策の基本的方向/取組の柱

さわやかな大気環境を守ります。	大気汚染の防止－ 悪臭と被害の防止－空気の浄化
良好な水循環を守ります。	河川・海域の水質汚濁防止－ 下水道の整備－生活排水対策の推進－ 地下水涵養や保水機能の維持・ 創出－生態系の保全
静かな音環境を守ります。	自動車騒音・振動の防止－ 工場・事業場・建設工事での 騒音振動の防止－近隣騒音の防止
安全・安心な暮らしを守ります。	化学物質による汚染被害の防止、 情報収集・把握－ 化学物質の適正な管理－ 地下水・土壌汚染、地盤沈下の防止
水辺や緑と都市環境が調和した まちづくりを進めます。	公園・緑地整備－ 都市景観の形成
生物の多様性を保全します。	生態系の保全－森林の保全・育成－ 水辺環境の保全と創出
自然と調和した利活用を 進めます。	自然とのふれあいの場づくり－ 持続可能な農林漁業の振興
自然景観を保護・回復します。	自然景観の保全と創出－ ごみ散乱、不法投棄の防止
環境教育・環境学習を充実し、 環境行動を推進します。	学校や地域の環境教育・環境学習の 推進－環境の情報収集や提供、発信
担い手の育成とネットワーク づくりを進めます。	担い手・リーダーの育成－ 情報交換・交流の場づくり－ 活動の拡大・継続に向けた方策 の検討・実施
ごみの減量と資源が効率的に 循環する4Rを進めます。	ごみの排出抑制と減量化－ リユース・リサイクルの推進－ ごみ出しモラルの向上
ごみ処理の効率化と適正化 を進めます。	ごみ処理の効率化－ごみの適正処理
省エネルギー・省資源化を 進めます。	省エネルギー対策の推進－ エコ商品の購入、活用
温室効果ガス排出量を削減し、 地球温暖化対策を推進します。	家庭・事業所の温室効果ガス排出量 の削減－効率的なエネルギー利活用 の推進－森林の保全・育成－省資 源・廃棄物の減量化－コンパクトな まちづくりの推進－温暖化防止意識 の啓発推進
地球環境保全を推進します。	森林（熱帯林）の保全－オゾン層の 保護－酸性雨対策

各主体の
役割や
行動指針

市・市民・事業者

重点プロジェクト

安全
・
安心

健全な水循環の
確保と水環境保全
の推進

共 生

ふるさとの自然
回復と多様な自然
環境保全の推進

協 働

環境を知り、考え、
行動する環境教育・
環境学習の推進

循 環

ごみ減量化と資源、
エネルギーを大切
にする循環型社会
の形成

持 続

低炭素社会づくり
と地球温暖化対策
の推進

7.1. 【安全・安心】に関する施策

【安全・安心】に関する基本的方向と取り組みの柱

基本目標1 【安全・安心】健康で快適な暮らしの実現	
基本的方向	取り組みの柱
① さわやかな大気環境を守ります。	1) 大気汚染の防止
	2) 悪臭と被害の防止
	3) 空気の浄化
② 良好な水環境を守ります。	1) 河川・海域の水質汚濁防止
	2) 下水道の整備
	3) 生活排水対策の推進
	4) 地下水涵養 ^{かんよう} や保水機能の維持・創出
	5) 生態系の保全
③ 静かな音環境を守ります。	1) 自動車騒音・振動の防止
	2) 工場・事業場・建設工事での騒音振動の防止
	3) 近隣騒音の防止
④ 安全・安心な暮らしを守ります。	1) 化学物質による汚染被害の防止、情報収集・把握
	2) 化学物質の適正な管理
	3) 地下水・土壌汚染、地盤沈下の防止
⑤ 水辺や緑と都市環境が調和したまちづくりを進めます。	1) 公園・緑地の整備
	2) 都市景観の形成

7. 環境施策の展開

(1) 施策と取り組み

【安全・安心】に関する施策

① さわやかな大気環境を守ります。

取り組みの柱	市の施策
1) 大気汚染の防止	・大気汚染の状況を監視し、結果を公表します。 ・ばい煙発生施設、粉じん発生施設の適正管理及び基準の遵守を徹底します。 ・家庭・事業所でのごみの野焼き防止を図るため、啓発と監視に努めます。 ・低公害車の普及・啓発を図ります。 ・エコドライブ^{※38}を推進します。 ・自動車の使用を抑制し、排ガスの低減を促進します
2) 悪臭と被害の防止	・悪臭発生施設の調査・測定を行います。 ・不快なにおいの低減を図ります。 ・肥料製造・農地・畜産施設など悪臭発生源の監視と適正な管理を指導します。
3) 空気の浄化	・森林を守り育てます。 ・植樹活動に市民・事業者の参加を促します。

[用語解説]

^{※38} エコドライブ：

省エネルギーと排気ガス減少に役立つ運転のことを指します。急発進、急加速、急ブレーキなどをやめる、エンジンの空ぶかしを避け、アイドリングストップ^{※39}を心がけるなどがあります。

市民の役割（行動指針）	事業者の役割（行動指針）
・自動車の排気ガス削減のため、エコドライブ※38に努めます。 ・公共交通の利用や徒歩など、自動車利用を減らすよう努めます。 ・低公害車の使用に努めます。 ・ごみの野焼きはしないようにします。	・貨物の効率的な運送やエコドライブなどに努めます。 ・低公害車の導入を進めます。 ・ばい煙発生施設は、法律や条例による排出基準を遵守します。 ・廃棄物の野焼きはしないようにします。
・生ごみ等の管理を適正に行い、悪臭発生を予防します。 ・ペットを飼う際は、ふん尿を適正に処理し、悪臭の発生予防に努めます。	・悪臭を発生する施設は、悪臭防止設備の設置や事業工程の改善に努めます。 ・悪臭発生施設を適正管理し、悪臭発生の防止に努めます。
・植樹活動に参加します。	・植樹活動に参加します。



ハイブリッド車（公用車）

7. 環境施策の展開

② 良好な水環境を守ります。

取り組みの柱	市の施策
1) 河川・海域の水質汚濁防止	・石狩川、茨戸川及びこれらに流入する河川等広域的な水質保全対策を進めます。 ・河川・海域の水質調査を実施し環境監視を行います。 ・工場・事業場の排出水の法令遵守の徹底を指導します。
2) 下水道の整備	・下水道計画区域においては、計画的な整備と普及を図ります。
3) 生活排水対策の推進	・下水道計画区域以外の区域については、市民・事業者への排出水の抑制と合併処理浄化槽による適正処理の指導、普及・啓発に努めます。
4) 地下水の涵養 ^{かんよう} や保水機能の維持・創出	・森林の保全・育成、農地保全を図ります。
5) 生態系の保全	・生態系に配慮した川づくりを進めます。 ・水辺の環境教育・環境学習を進めます。

市民の役割（行動指針）	事業者の役割（行動指針）
・ 河川や海域の環境に関心を持ち、清掃・美化や植樹活動に参加します。	・ 工場、事業場の污水等排出施設からの排水を適正に管理します。 ・ 河川・海浜の清掃・美化活動に参加します。 ・ 水質汚濁防止関係法令を遵守します。 ・ 農地やゴルフ場での農薬・化学肥料の使用、畜産廃棄物の排出抑制に努めます。
・ 生活排水は公共下水道へ接続し、河川等の汚濁防止に努めます。 ・ 家庭からの廃食油は下水道に流さず、廃油リサイクルに出します。	・ 事業所からの排水は、法令に基づき適正に処理し、公共下水道に接続します。
・ 下水道計画区域以外の区域は、合併処理浄化槽の設置を進めます。	・ 下水道計画区域以外の区域は、合併処理浄化槽の設置を進めます。
・ 森林や農地の保全・育成・維持活動に参加します。	・ 農地を守り、保水機能の維持を図ります。 ・ 森林の保全・育成活動に積極的に参加します。
・ 水辺の保全活動に参加します。 ・ 水辺の環境教育・環境学習に協力、参加します。	・ 水辺の環境保全活動に参加します。



市民による植樹活動

7. 環境施策の展開

③ 静かな音環境を守ります。

取り組みの柱	市の施策
1) 自動車騒音・振動の防止	・ 主要道路交通騒音の調査を実施し、現状の把握と必要な対策を講じます。 ・ 公共交通機関の利用促進を進め、自動車交通量と騒音の低減に努めます。
2) 工場・事業場・建設工事での騒音振動の防止	・ 騒音・振動防止のための適切な情報提供などを行います。 ・ 法令に基づき、事業活動による騒音・振動防止のための監視や助言・指導を徹底します。
3) 近隣騒音の防止	・ 多様な近隣騒音に対する適切な指導や発生の抑制、普及啓発を進めます。 ・ 深夜営業騒音の防止に努めます。

④ 安全・安心な暮らしを守ります。

取り組みの柱	市の施策
1) 化学物質による汚染被害の防止、情報収集・把握	・ 事業者、市民に対し、化学物質の特性や管理方法などについて、適正な情報の収集・提供に努めます。 ・ 廃棄物の適正処理を推進します。 ・ 化学物質の使用・排出施設の指導を徹底します。
2) 化学物質の適正な管理	・ 化学物質の状況を監視し、情報を収集・提供します。 ・ 化学物質に関する対策マニュアル等の整備を進めます。
3) 地下水・土壌汚染、地盤沈下の防止	・ 地下水・土壌汚染の状況を調査し、汚染の監視に努めます。 ・ 化学物質の地下浸透を防止し、地下水保全を図ります。 ・ 地下水の汲み上げ自粛を指導します。 ・ 低農薬・有機肥料など環境にやさしい農業を推進します。

市民の役割（行動指針）	事業者の役割（行動指針）
・ 自動車の急発進や空ぶかしなどをしないようにします。 ・ アイドリングストップ※³⁹に努めます。	・ 自動車の急発進や空ぶかしなどをしないようにします。 ・ アイドリングストップに努めます。
	・ 法令に基づき、騒音・振動発生施設の設置の届出を行い、施設の改善に努めます。 ・ 工場等では、防音壁や緩衝緑地※¹⁵を配置するなど外部への影響緩和に努めます。 ・ 低騒音・低振動の工事用機械の導入と稼働時間に配慮します。
・ 自動車、音楽、ペットなど周囲の迷惑となる生活騒音発生の低減に努めます。	・ 商業・娯楽などの店舗営業において、近隣騒音発生の抑制に努めます。

市民の役割（行動指針）	事業者の役割（行動指針）
・ 有害化学物質について関心を持ち、正しい理解を深めます。	・ 有害な廃棄物は適正に処理します。 ・ 法令に基づき、化学物質の使用や管理方法について理解し、汚染防止に努めます。
・ 家庭でごみの焼却はしないようにします。	・ 化学物質の情報収集・情報公開に努めます。 ・ 社員教育を徹底します。
・ 地下水汚染など、調査に協力します。	・ 事業所排水の地下浸透や化学物質の漏えいを防止します。 ・ 地下水などの調査に協力します。 ・ 排出水の地下浸透を抑制します。 ・ 地下水の使用を自粛します。

[用語解説]

※³⁹ アイドリングストップ：

自動車やオートバイが無用なアイドリングを行わないことを意味する和製英語で、信号待ちや荷物の上げ下ろしなどの駐停車時に自動車のエンジンを停止することです。二酸化炭素を含む排気ガスの排出を減らし、地球温暖化防止に効果があるとされています。

7. 環境施策の展開

⑤ 水辺や緑と都市環境が調和したまちづくりを進めます。

取り組みの柱	市の施策
1) 公園・緑地の整備	・公園・緑地の計画的な維持・管理に努めるとともに、緑地を保全します。
2) 都市景観の形成	・市街地景観について、市全体の目標や方針の策定について検討します。 ・水辺の景観づくりとふれあいを進めます。 ・街路樹の整備や公共施設の緑化を進めます。 ・花いっぱい運動等緑化活動を推進します。

市民の役割（行動指針）	事業者の役割（行動指針）
・公園の整備に利用者の立場から参画します。 ・身近な公園の清掃や花づくりなど、維持管理に参加します。	・公園清掃や花壇づくりに参加します。 ・事業所敷地内の緑化に努めます。
・地域の景観づくりに関心を持ち、まち並みづくりや緑化、花づくりに参加します。 ・景観資源の保全、活用に協力します。 ・水辺の景観づくりに参加します。 ・水辺の環境教育・環境学習に参加、協力します。	・地域の環境づくりに関心を持ち、まち並みづくりや環境美化に協力します。 ・節度ある屋外広告物を設置し、市街地景観づくりに協力します。 ・水辺の景観づくりに参加します。 ・水辺の環境教育・環境学習に参加、協力します。

7. 環境施策の展開

(2) 成果目標

成果目標

指標		現状	目標（H32 年）																						
大気汚染物質濃度		H21 年度⇒樽川：環境基準値達成 <table><tr><td>二酸化硫黄</td><td>0.006ppm</td></tr><tr><td>二酸化窒素</td><td>0.026ppm</td></tr><tr><td>光化学オキシダント</td><td>0.026ppm</td></tr><tr><td>浮遊粒子状物質</td><td>0.034mg/m³</td></tr></table>	二酸化硫黄	0.006ppm	二酸化窒素	0.026ppm	光化学オキシダント	0.026ppm	浮遊粒子状物質	0.034mg/m ³	環境基準値以下														
二酸化硫黄	0.006ppm																								
二酸化窒素	0.026ppm																								
光化学オキシダント	0.026ppm																								
浮遊粒子状物質	0.034mg/m ³																								
水質汚濁物質濃度	石狩川・石狩海域	H21 年度⇒環境基準値達成 <table><tr><td>石狩川</td><td>BOD 0.8 mg/l</td></tr><tr><td>海）港外</td><td>COD 2.0 mg/l</td></tr><tr><td>海）港内</td><td>COD 2.0 mg/l</td></tr><tr><td>海）掘込水路</td><td>COD 1.9 mg/l</td></tr></table>	石狩川	BOD 0.8 mg/l	海）港外	COD 2.0 mg/l	海）港内	COD 2.0 mg/l	海）掘込水路	COD 1.9 mg/l	環境基準値以下														
	石狩川	BOD 0.8 mg/l																							
	海）港外	COD 2.0 mg/l																							
海）港内	COD 2.0 mg/l																								
海）掘込水路	COD 1.9 mg/l																								
	茨戸川	H21 年度⇒環境基準値（BOD）未達成 <table><tr><td>生振大橋</td><td>4.6 mg/l</td></tr><tr><td>樽川合流前</td><td>4.1 mg/l</td></tr><tr><td>生振 3 線北側地先</td><td>3.2 mg/l</td></tr></table>	生振大橋	4.6 mg/l	樽川合流前	4.1 mg/l	生振 3 線北側地先	3.2 mg/l	環境基準値以下																
生振大橋	4.6 mg/l																								
樽川合流前	4.1 mg/l																								
生振 3 線北側地先	3.2 mg/l																								
	中小河川	H21 年度⇒4/5 地点で目標値達成 <table><tr><td>石狩放水路</td><td>BOD 5.2 mg/l</td></tr><tr><td>紅葉山排水路</td><td>BOD 2.3 mg/l</td></tr><tr><td>発寒川 紅葉橋</td><td>BOD 1.9 mg/l</td></tr><tr><td>厚田川 厚田橋</td><td>BOD 1.0 mg/l</td></tr><tr><td>浜益川 浜益橋</td><td>BOD 1.1 mg/l</td></tr></table> ※石狩放水路のみ未達成	石狩放水路	BOD 5.2 mg/l	紅葉山排水路	BOD 2.3 mg/l	発寒川 紅葉橋	BOD 1.9 mg/l	厚田川 厚田橋	BOD 1.0 mg/l	浜益川 浜益橋	BOD 1.1 mg/l	環境目標値以下 ※ 厚田川と浜益川は、環境基準の A 類型を その他は、B 類型（茨戸川の基準値）を当てはめます。												
石狩放水路	BOD 5.2 mg/l																								
紅葉山排水路	BOD 2.3 mg/l																								
発寒川 紅葉橋	BOD 1.9 mg/l																								
厚田川 厚田橋	BOD 1.0 mg/l																								
浜益川 浜益橋	BOD 1.1 mg/l																								
自動車騒音		H18～21 年度⇒全戸数で環境基準値達成 <table><tr><th rowspan="2">年度</th><th rowspan="2">路線 (評価戸数)</th><th colspan="2">基準達成率</th></tr><tr><th>昼</th><th>夜</th></tr><tr><td>18</td><td>道道樽川篠路線 (261)</td><td>100%</td><td>100%</td></tr><tr><td>19</td><td>道道石狩手稲線 (478)</td><td>100%</td><td>100%</td></tr><tr><td>20</td><td>道道花畔札幌線 (274)</td><td>100%</td><td>100%</td></tr><tr><td>21</td><td>市道花川南 3 丁目通 (758)</td><td>100%</td><td>100%</td></tr></table> ※昼＝6～22 時、夜＝22～翌 6 時	年度	路線 (評価戸数)	基準達成率		昼	夜	18	道道樽川篠路線 (261)	100%	100%	19	道道石狩手稲線 (478)	100%	100%	20	道道花畔札幌線 (274)	100%	100%	21	市道花川南 3 丁目通 (758)	100%	100%	環境基準値以下
年度	路線 (評価戸数)	基準達成率																							
		昼	夜																						
18	道道樽川篠路線 (261)	100%	100%																						
19	道道石狩手稲線 (478)	100%	100%																						
20	道道花畔札幌線 (274)	100%	100%																						
21	市道花川南 3 丁目通 (758)	100%	100%																						
まちの清潔さ（美観）に満足している市民の割合		H17 年度⇒49%	増加																						
市民一人当たりの都市公園面積		H21 年度⇒21.9 m ² /人	27 m ² /人 （水とみどりの基本計画より）																						

活動指標	指標	現状	目標（H32 年）
	公共下水道水洗化率	H21 年度⇒98.3%	99.3%
	個別排水処理施設※40 整備基数	H21 年度⇒137 基	190 基
	市民参加による公園・緑地への植樹本数	H12～21 年度⇒8,363 本	10 万本 (水とみどりの基本計画より)
	花と緑の推進活動に参加したことがある市民の割合	H17 年度⇒53.2%	増加
	ボランティア清掃回数	H21 年度⇒118 回	増加

[用語解説]

※40 個別排水処理施設：

市が設置・管理する、合併浄化槽※55 を指します。

7.2. 【共 生】に関する施策

【共 生】に関する取り組みの柱

基本目標2【共 生】豊かな自然との共生	
基本的方向	取り組みの柱
① 生物の多様性を保全します。	1) 生態系の保全
	2) 森林の保全・育成
	3) 水辺環境の保全と創出
② 自然と調和した利活用を進めます。	1) 自然とのふれあいの場づくり
	2) 持続可能な農林漁業の振興
③ 自然景観を保護・回復します。	1) 自然景観の保全と創出
	2) ごみ散乱、不法投棄の防止

(1) 施策と取り組み

【共生】に関する施策

① 生物の多様性を保全します。

取り組みの柱	市の施策
1) 生態系の保全	・絶滅の恐れのある野生動植物の生育・生息状況の実態調査及び監視を進めます。 ・多様な生物の生息・生育場である森林、自然海浜等を保全します。 ・開発などが行われる場合、自然環境への配慮を促します。 ・公共事業において、野生の動植物の生育・生息環境に十分配慮し、環境との調和を図ります。 ・外来生物の生育・生息状況を把握し、在来種や地域固有の生態系への影響抑制に努めます。 ・特定外来生物を排除します。 ・緑と水のネットワーク形成など、野生生物の移動の連続性確保に努めます。
2) 森林の保全・育成	・関係機関と連携し、森林の適正な整備・管理を進めます。 ・自然保護地区周辺で開発などが行われる場合は、森林への配慮を促します。 ・市街地の防風林の保全を関係機関に働きかけます。 ・森林地域での公共事業の実施に当たっては、自然環境に十分配慮します。 ・木製品の使用を推進します。
3) 水辺環境の保全と創出	・石狩浜をふるさとの原風景として後世に遺します。 ・車の走行で荒廃した石狩浜の海浜環境を回復させます。 ・河川改修は、多自然型川づくり^{※41}などによって、豊かな環境の創出を進めます。 ・水辺の親水空間整備に当たっては、河川敷地の緑化や海浜植生の保護等自然環境の保全に配慮します。

[用語解説]

※41 多自然型川づくり：

治水上の安全性を確保しつつ、河川に本来いる生物が生息・生育・繁殖しやすい環境と多様な河川景観を保全・創造するために、自然環境に配慮しながら行う河川管理手法のことです。生物がすみやすい環境を可能な限り変えずに、地域の暮らしや歴史・文化との調和、景観などの要素にも配慮します。

市民の役割（行動指針）	事業者の役割（行動指針）
・ 在来の動植物や絶滅の恐れのある野生動植物などの保全活動に積極的に参加します。 ・ ペットは終生責任を持って飼います。 ・ 外来生物の除去の取り組みなどに協力します。	・ 開発行為や緑化等は、在来動植物の生育・生息環境の保全に十分配慮します。 ・ 地域での緑化活動に積極的に参加するとともに、敷地内の緑化を進めます。
・ 森林の多面的な機能を理解し、緑豊かな森林資源を保全する取り組みや植樹活動に積極的に参加します。 ・ 自然地域の保護とのバランスを考え、節度を持った利用を心がけます。 ・ 市街地及び近郊の防風林の保全活動に参加します。 ・ 木製品を購入し、大切に使います。	・ 開発等に当たっては、環境影響評価を実施して自然環境の保全に配慮します。 ・ 森林施業を適切に行い、森林を維持します。 ・ 森林施業に当たっては、生物の多様性にも配慮します。 ・ 木製品を使用、購入します。
・ 河川や海域の環境保全に関心を持ち、水辺環境の保全・創出の取り組みに参加します。 ・ 自然地域保護とのバランスを考え、節度を持った利用を心がけます。	・ 河川や海域の環境保全に関心を持ち、水辺環境の保全・創出の取り組みに参加します。

7. 環境施策の展開

② 自然と調和した利活用を進めます。

取り組みの柱	市の施策
1) 自然とのふれあいの場づくり	・ 自然観察会や学習講座などを開催し、市民が自然とふれあう機会を増進します。 ・ 身近に自然にふれることができる、自然環境の情報を提供します。 ・ 石狩浜海浜植物保護センターの機能を充実し、海岸利用モラルを啓発します。
2) 持続可能な農林漁業の振興	・ 緑化活動などを通じて地元住民との交流・ふれあいの場を拡充し、市民の自然に対する意識の醸成を図ります。 ・ 市民農園や市民や観光客を受け入れるエコツーリズム^{※42}など都市と農漁村との交流を推進し、一次産業への理解と自然資源の活用を進めます。 ・ 水源の涵養^{かんよう}などの森林、農地が持つ環境保全機能を普及・啓発し、農林業への理解を深めます。 ・ 地産地消やフードマイレージ^{※43}の取り組みを推進し、農山村地域の豊かな自然や特産品の活用を図ります。 ・ 土づくりや有機肥料の施用、低農薬栽培の促進など環境保全型農業を推進します。 ・ 就業体験等を通じ、担い手の育成を図ります。 ・ 磯焼け^{※44}等漁場の実態を調査し、回復に向けた対策を関係機関と連携しながら検討します。

③ 自然景観を保護・回復します。

取り組みの柱	市の施策
1) 自然景観の保全と創出	・ 周辺と調和した景観保全を図るよう指導します。 ・ 郷土の歴史・文化を感じさせる建物や文化財を保全します。 ・ 周囲の自然環境に配慮した景観整備や人との共生を進めます。
2) ごみ散乱、不法投棄の防止	・ 不法投棄、ごみのポイ捨て防止のための取り組みを強化します。

【用語解説】

※42 エコツーリズム：

自然環境や歴史文化を体験して学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のことです。地域固有の魅力を地域ぐるみで観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていく仕組みを目指しています。

※43 フードマイレージ：

食料の（＝food）輸送距離（＝mileage）」という意味で、食料の輸送量と輸送距離を定量的に把握する指標であり、食糧の輸送に伴い排出される二酸化炭素が、地球環境に与える負荷に着目した考え方です。

市民の役割（行動指針）	事業者の役割（行動指針）
・ 自然観察会などに参加して、水や緑、野生生物などに対する理解を深めます。	・ 身近な自然環境の活動に積極的に参加します。 ・ 地域活動・イベントでの植樹や花壇整備などに企業として参加・協力します。
・ 森林地域の緑化や間伐など、地域資源とのふれあいに積極的に参加し、自然の大切さを学びます。 ・ 市民農園を積極的に利用します。 ・ 地産地消に努めます。 ・ 農・山・漁村での食や体験など、グリーンツーリズム※45を通じて、環境と産業との関わりについて学びます。	・ 森林地域の緑化や間伐など、地域資源とのふれあいに積極的に協力します。 ・ 間伐材によるチップ材等を使用し、自然資源の有効活用を推進します。 ・ 土づくりや有機肥料の施用、低農薬栽培を推進し、環境保全型農業を実践します。 ・ 農業、漁業においては、都市住民との交流を図り、地産地消を進めます。 ・ 栽培漁業※46、資源管理型漁業※47を推進します。

市民の役割（行動指針）	事業者の役割（行動指針）
・ 郷土の歴史や文化を活かした景観保全に協力します。 ・ 田園景観としての農地の保全に協力します。	・ 工場や事業所等の建物の形や色は周辺環境との調和を図ります。 ・ 周辺の景観に配慮して、広告・看板を設置します。
・ 自然地域や海辺等の美化活動に参加します。 ・ レクリエーションでは、ごみは持ち帰り、自然地域の美化に努めます。 ・ 不法投棄の防止に協力します。	・ 自然地域周辺の美化活動に参加・協力します。 ・ 不法投棄の防止に協力します。

[用語解説]

※44 磯焼け：

沿岸海域に生息する海藻が極端に減少し、それに伴って海藻を餌とする生物が減少、生態系全体に波及して、漁業に大きな打撃を与える現象のことです。海の砂漠化とも言われ、海水温の上昇や海水の汚染、ウニなどの食害が原因と考えられています。

※45 グリーンツーリズム：

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動です。

7. 環境施策の展開

(2) 成果目標

成果目標	指標	現状	目標（H32 年）
	海浜植物等保護地区	H21 年度⇒16.5ha	37ha
	市有林面積	H21 年度⇒2,094ha	現状維持
	自然景観全般に満足している市民の割合	H17 年度⇒43%	増加

活動指標	指標	現状	目標（H32 年）
	石狩浜海浜植物保護センター来館者数	H21 年度⇒7,826 人／年	10,000 人／年
	石狩浜海浜植物保護センターHP アクセス数	H21 年度⇒1,220 件／月	1,800 件／月
	自然観察会等行事参加率（参加者人数／定員）	H21 年度⇒52.1%	増加

[用語解説]

※46 栽培漁業：

生物を人為的な設備、環境下で育成し保護した後、自然へ戻して、漁業の促進を図るシステムであり、つくる漁業ともいわれています。

※47 資源管理型漁業：

漁業の主役である漁業者が主体となって地域や魚種ごとの資源状態に応じて、資源管理を行うとともに、漁獲物の付加価値向上や経営コストの低減などを行うことにより、将来にわたって漁業経営の安定や発展を目指す漁業です。

7.3. 【協働】に関する施策

【協働】に関する取り組みの柱

基本目標3 【協働】環境行動の輪が広がるまちづくり	
基本的方向	取り組みの柱
① 環境教育・環境学習を充実し、環境行動を推進します。	1) 学校や地域の環境教育・環境学習の推進
	2) 環境の情報収集や提供、発信
② 担い手の育成とネットワークづくりを進めます。	1) 担い手・リーダーの育成
	2) 情報交換・交流の場づくり
	3) 活動の拡大・継続に向けた方策の検討・実施

7. 環境施策の展開

(1) 施策と取り組み

【協働】に関する施策

① 環境教育・環境学習を充実し、環境行動を推進します。

取り組みの柱	市の施策
1) 学校や地域の環境教育・環境学習の推進	・ 出前講座やこども自然教室など、こども達への環境教育を充実します。 ・ 市民が自然とふれあい、学ぶことができる森林や水辺での体験の場づくりを進めます。 ・ 学校の授業での環境教育の内容を充実します。 ・ 環境マネジメントシステム^{※37}の普及により、環境配慮意識の向上を図ります。 ・ 石狩浜の自然環境保全意識の普及啓発を推進します。 ・ リサイクル意識の普及啓発を推進します。 ・ 生涯学習としての環境学習を推進します。 ・ 市民の森づくり、ごみ減量化、自然エネルギーの活用など、市民・事業者の活動を支援します。 ・ 地域に即して考え、行動する環境教育プログラムづくりを進めます。 ・ 環境に関する活動や講座研修会の開催を充実します。
2) 環境の情報収集や提供、発信	・ 市 HP や石狩市環境白書の発行などを通じ、環境に関する情報収集・提供に努めます。

② 担い手の育成とネットワークづくりを進めます。

取り組みの柱	市の施策
1) 担い手・リーダーの育成	・ 環境の行動を市民・事業者と協働で取り組み、調整・まとめ役となる人材の育成を図ります。
2) 情報交換・交流の場づくり	・ 市民や事業者が参加できるイベントを開催します。 ・ 他地域・他市町村民等との環境保全に関する情報交換・交流を進めます。
3) 活動の拡大・継続に向けた方策の検討・実施	・ 市民・事業者の環境配慮行動を支援し、表彰や認証制度などインセンティブ^{※48}を検討します。 ・ より効果的な環境配慮行動について調査し、情報提供します。

【用語解説】

^{※48} インセンティブ：

人や組織のやる気を誘引させるような刺激のことで、代表的なものとして、金銭的な報酬、社会的な評価などがあります。

市民の役割（行動指針）	事業者の役割（行動指針）
・ こども達の環境教育・環境学習活動を支援します。 ・ 一人ひとりが環境配慮について考え、家庭内の省エネ行動、エコドライブ^{※38}、ごみの分別・減量化など、できることから実践に移していきます。 ・ 省エネ設備や新エネルギー機器を積極的に取り入れます。 ・ 自ら環境配慮について考え・学ぶ機会をつくれます。	・ 従業員の環境行動の率然的取り組みを進めます。 ・ 環境マネジメントシステム^{※37}の推進を通じて、社員の環境意識の醸成を図ります。 ・ 環境配慮のセミナーなどに参加して、社員の環境配慮への理解を深めます。
・ ごみ処理や省エネ行動など暮らしに身近な情報を収集し、実践します。 ・ 自然や歴史に親しむ機会を通じ、郷土の環境に関心を持って学びます。	・ 先進的な取り組み事例など情報収集に努め、事業活動を通じて環境保全に貢献します。 ・ 率先して取り組んでいる事例について、地域内外に向けて情報発信します。

市民の役割（行動指針）	事業者の役割（行動指針）
・ 各団体の活動継続のために、若手の育成に努めます。	・ 環境配慮行動を牽引する人材の育成に努めます。
・ 各団体が自分たちの活動状況を報告・PRできる団体間の情報交換・交流の場に、積極的に参加します。	・ 環境関連のイベントなどに参加します。 ・ 市や市民とともに、環境に配慮した地域づくりに向けた情報交換・交流の場に参加します。 ・ 環境保全に関する情報交換・交流の場を自ら企画します。
・ 家族とコミュニケーションを取り、毎日の習慣として無理なく取り組める行動を実践します。	・ 企業の環境配慮の行動を実践し、事業活動の効率化につなげます。

7. 環境施策の展開

(2) 成果目標

成 果 目 標	指標	現状	目標（H32 年）
	環境教育・学習支援事業 参加人数	H21 年度⇒506 人	増加
	環境マネジメントシステ ム※ ³⁷ 等を実施する小中 学校数	H21 年度⇒4 校	20 校（全校）
	「こどもエコクラブ」活 動団体数	H21 年度⇒4 団体	13 団体（小学校区数）

活 動 指 標	指標	現状	目標（H32 年）
	「こどもエコクラブ」活 動メンバー数	H21 年度⇒140 人	増加
活 動 指 標	石狩浜海浜植物保護セン ター活用ボランティア延 べ人数	H21 年度⇒241 人	増加

7.4. 【循環】に関する施策

【循環】に関する取り組みの柱

基本目標4【循環】循環型社会の形成	
基本的方向	取り組みの柱
① ごみの減量と資源が効率的に循環する4Rを進めます。	1) ごみの排出抑制と減量化
	2) リユース・リサイクルの推進
	3) ごみ出しモラルの向上
② ごみ処理の効率化と適正化を進めます。	1) ごみ処理の効率化
	2) ごみの適正処理
③ 省エネルギー・省資源化を進めます。	1) 省エネルギー対策の推進
	2) エコ商品の購入、活用

7. 環境施策の展開

(1) 施策と取り組み

【循環】に関する施策

① ごみの減量と資源が効率的に循環する4Rを進めます。

取り組みの柱	市の施策
1) ごみの排出抑制と減量化	・ごみの減量に向け、ごみの種類・組成の分析を進めます。 ・ごみ減量化に向けた市民・事業者へのPR・啓発事業を推進します。 ・事業系ごみの自己処理や多量排出事業所のごみ減量化指導を進めます。 ・事業系ごみの減量化に取り組む組織づくりを検討し、情報提供・指導を行います。 ・ごみ減量対策に積極的に取り組む事業者の活動を広く紹介します。 ・市、市民及び事業者が協働して取り組む「ごみへらし隊」の活動を推進します。
2) リユース・リサイクルの推進	・リサイクルプラザを拠点に、リサイクル関連講座や体験教室を実施し、市民の意識向上に努めます。 ・家庭でのごみ減量化を支援します。 ・資源物の収集・選別を推進します。 ・石狩湾新港地域において、既存リサイクル関連企業やリサイクルポート^{※13}の機能を活かした産業振興を進めます。 ・バイオマス^{※7}系廃棄物資源の利活用の検討を進めます。
3) ごみ出しモラルの向上	・ごみ排出ルールの周知・啓発に努めます。

② ごみ処理の効率化と適正化を進めます。

取り組みの柱	市の施策
1) ごみ処理の効率化	・効率的なごみの収集・処理のための啓発や情報提供を進めます。
2) ごみの適正処理	・ごみ処理施設を適正な状態で管理します。 ・廃棄物処理については、廃棄物処理法等に基づき、適正な処理を指導するとともに監視を強化します。

[用語解説]

※49 グリーンコンシューマー：

買い物をする時にできるだけ環境に配慮した製品を選んで購入する消費者のことです。広義には、ごみの減量、分別や省エネルギーに取り組む人も含まれます。

市民の役割（行動指針）	事業者の役割（行動指針）
・家庭ごみを正しく分別し、ごみ減量化に取り組めます。 ・買い物にマイバッグを持参し、過剰な包装は避けるなど、ごみの出ない消費行動を心がけます。 ・環境に配慮した店や商品を選ぶ「グリーンコンシューマー^{※49}」を目指します。	・環境マネジメントシステム^{※37}の導入などを通じ、ごみ減量の社員教育を徹底します。 ・ごみの減量化・再資源化、リサイクルへの協力を進めます。 ・事業系ごみは自己の責任において処理します。 ・多量にごみを排出する場合、排出抑制のための情報を収集し、減量化を進めます。 ・廃棄物の運搬・処理は、法律を遵守します。
・リサイクルプラザで開催される講座やイベントに参加します。 ・各種分別収集の目的を理解し、リサイクルを実践します。 ・生ごみは自家処理や減量化を進めます。 ・フリーマーケットに参加するなど、不要になったものの再使用に努めます。	・廃棄物のリユース、リサイクルに努めます。 ・小売店や飲食店など、食品生ごみが多く発生する事業者は、積極的に回収・再資源化を進めます。 ・原材料にリサイクル品の使用促進を徹底します。 ・容器のデポジット制^{※50}など、繰り返し使える商品・サービスの導入に努めます。
・分別・ごみ出し時間などのルールを守ります。	・ごみ処理ルールに基づき、排出します。

市民の役割（行動指針）	事業者の役割（行動指針）
・ごみの種類別に決められた収集日・時間を守り、不適正排出をなくします。	・事業系一般ごみは分別を徹底し、自ら処理施設に搬入するか、許可業者による収集運搬を徹底します。
・生ごみの堆肥化は、周囲に迷惑をかけないように処理します。	・事業系一般ごみは廃棄物処理法等に基づき適正に処理します。

[用語解説]

^{※50} デポジット制：

製品価格に「デポジット（預託金）」を上乗せして販売し、使用後に製品や容器が返却される際に預託金を返すことにより、製品や容器の回収を促進する制度のことです。使い捨て防止の観点から導入され、リユース、リサイクルや適正処理が進み、ごみの散乱を防ぐことができます。

7. 環境施策の展開

③ 省エネルギー・省資源化を進めます。

取り組みの柱	市の施策
1) 省エネルギー対策の推進	・省エネルギー・省資源の知識を深める情報を発信します。 ・省エネ機器の普及を推進します。
2) エコ商品の購入、活用	・グリーン購入※³²に基づき、エコ商品の購入・活用を率先して進めます。 ・エコ商品の活用や普及に関わる各種情報を事業者、市民に適切に提供します。



市民風車

市民の役割（行動指針）	事業者の役割（行動指針）
・エネルギーの消費状況を把握し、省エネ行動に努めます。 ・省エネ家電を購入します。	・電気・ガス・水など資源・エネルギーを大切にします。 ・クールビズ・ウォームビズ^{※51}を推進します。
・商品の購入は、エコ商品等、その内容や趣旨を理解し、必要量を生活様式にあわせて購入します。	・省エネ・省資源型製品、リサイクル材使用製品などを選択し、優先的に購入します。 ・製造業等において、環境にやさしい原材料の使用、再資源化素材を使用した製品づくりに努めます。

【用語解説】

※51 クールビズ／ウォームビズ：

地球温暖化の防止を目的に環境省が中心となって提唱している環境対策のことで、夏の衣服の軽装化、冬の重ね着やひざ掛けの使用などにより、冷暖房機器に頼らずエネルギー消費の抑制を実践する取り組みを指します。

7. 環境施策の展開

(2) 成果目標

成果目標	指標	現状	目標（H32 年）
	市民一人当たりの家庭系ごみ排出量	H21 年度⇒171kg／人・年	「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」において設定
	事業系一般ごみ処理量	H21 年度⇒4,127t	
	リサイクルプラザの処理量	H21 年度⇒944t	
	ごみ埋立処分量	H21 年度⇒2,579 m ³	
	ごみ焼却量	H21 年度⇒13,711t	

活動指標	指標	現状	目標（H32 年）
	リサイクルプラザ来館者数	H21 年度⇒2,701 人	増加
	廃食用油回収量	H21 年度⇒6,378ℓ	増加
	みどりのリサイクル量	H21 年度⇒905t	増加

7.5. 【持 続】に関する施策

【持 続】に関する取り組みの柱

基本目標5 【持 続】持続可能な社会の構築	
基本的方向	取り組みの柱
① 温室効果ガス排出量を削減し、 地球温暖化対策を推進します。	1) 家庭・事業所の温室効果ガス排出量の削減
	2) 効率的なエネルギー利活用の推進
	3) 森林の保全・育成
	4) 省資源・廃棄物の減量化
	5) コンパクトなまちづくりの推進
	6) 温暖化防止意識の啓発推進
② 地球環境保全を推進します。	1) 森林（熱帯林）の保全
	2) オゾン層の保護
	3) 酸性雨対策

(1) 施策と取り組み

【持 続】に関する施策

① 温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化対策を推進します。

取り組みの柱	市の施策
1) 家庭・事業所の温室効果ガス排出量の削減	・家庭におけるエネルギー消費の把握及び検証を支援します。 ・公共交通の充実及び利用促進を図り、自家用車使用の抑制に努めます。 ・環境マネジメントシステム※37の普及を推進します。 ・市域及び市の事務・事業から生じる二酸化炭素排出量の把握と削減に努めます。 ・低公害・低燃費車の導入を進めます。 ・自家用車での通勤を自粛し、バス等公共交通や徒歩、自転車での通勤を促進します。
2) 効率的なエネルギー利活用	・公共施設への再生可能エネルギー※10設備の導入を進めます。 ・エネルギーの地産地消など地域産業への振興策を検討します。 ・再生可能エネルギー設備の導入に関する情報提供を進めます。 ・より効果的な再生可能エネルギー施策を進めます。 ・バイオマス※7資源の利活用など、再生可能エネルギー創出の可能性を検討します。
3) 森林の保全・育成	・関係機関と連携し、森林の適正な管理を進めます。 ・再生紙の利用、ペーパーレス化等を進め、森林資源の抑制を図ります。 ・市有林・私有林については、森林整備計画等に基づき、計画的に伐採、間伐、植樹などの整備を行います。

市民の役割（行動指針）	事業者の役割（行動指針）
・エネルギーの消費を把握し、省エネ行動に努めます。 ・公共交通の利用、エコドライブ^{※38}に努め、自動車による二酸化炭素排出量を削減します。 ・徒歩・自転車の利用に努めます。 ・環境負荷の少ない地産地消を進めます。 ・低公害・低燃費車の購入を検討します。	・荷物の輸送には、モーダルシフト^{※52}の推進、輸送システムの効率化に努めます。 ・市が実施するアイドリングストップ^{※39}協力店・事業所に登録し、エコドライブ実践の輪を広げます。 ・低公害・低燃費車の導入を進めます。
・太陽光発電等の取り入れを検討します。	・太陽光発電や小規模風力発電、雪氷冷熱利用などを導入します。
・森林が持つ、二酸化炭素吸収効果を理解し、間伐、植林・植樹活動に積極的に参加します。 ・自然地域の利用は、保護とのバランスを考え、節度を持った利用を心がけます。 ・再生紙の利用、ペーパーレス化等を進め、森林資源の抑制を図ります。	・森林施業を適切に行い、森林を維持します。 ・森林が持つ、二酸化炭素吸収効果を理解し、間伐、植林・植樹活動に積極的に参加します。 ・再生紙の利用、ペーパーレス化等を進め、森林資源の抑制を図ります。

【用語解説】

※52 モーダルシフト：

貨物輸送の手段をより環境負荷の小さいものへと転換することで、例えばトラック等から鉄道、船舶等に輸送方式を切り換えることです。温室効果ガスの排出を抑制するとともに、硫黄酸化物（SO_x）^{※35}や窒素酸化物（NO_x）^{※36}による大気汚染や騒音を防止するなどのねらいがあります。

7. 環境施策の展開

取り組みの柱	市の施策
4) 省資源・廃棄物の減量化	・省エネに関する施策を検証し、より効果的な省エネ施策を進めます。 ・省エネルギー行動の支援ツールの普及を図ります。 ・家電品は買い替えに当たって、省エネ製品の普及を推進します。 ・公共施設における省エネルギー機器・設備等の導入を促進します。 ・ごみを減量し、処理に伴うエネルギー消費量及び二酸化炭素排出量を抑制します。
5) コンパクトなまちづくりの推進	・市街地では、いまある施設等を維持・改善しながら長く使うとともに有効に活用し、身近な範囲で生活できるまちづくりを進めます。 ・除排雪など冬期のエネルギー消費の効率化を図ります。
6) 温暖化防止意識の啓発推進	・市民や事業者が取り組める省エネルギー行動など、温暖化防止対策に関わる情報を提供します。 ・森林が持つ、二酸化炭素吸収効果を啓発します。

② 地球環境保全を推進します。

取り組みの柱	市の施策
1) 森林（熱帯林）の保全	・森林破壊に関する情報収集・提供に努めます。 ・木材・木製品を調達する際は、違法伐採を防ぐため、グリーン購入^{※32}法により、合法性・持続可能性が証明された木材とします。
2) オゾン層の保護	・オゾン層破壊に関する情報収集・提供に努めます。 ・フロン類^{※33}の回収を確実にを行うため、フロン類を使用した使用済み製品の適正な回収・処理を啓発、指導します。
3) 酸性雨対策	・酸性雨に関する情報収集・提供に努めます。 ・大気汚染物質の排出量削減を図ります。 ・低公害・低燃費車の普及・啓発を図ります。 ・エコドライブ^{※38}の啓発を図ります。 ・自動車の使用を抑制し、排ガスの低減を促進します。

[用語解説]

^{※53}ESCO（エスコ）事業：

工場や事務所、店舗、公的施設などの省エネを支援し、設備などの維持・管理を含めた包括的なサービスを提供する事業のことで、それによって削減されたエネルギーコストから報酬を受け取ります。市場原理にゆだねながら省エネを推進できる手法として期待されています。

市民の役割（行動指針）	事業者の役割（行動指針）
- エネルギーの消費を把握し、省エネ行動に努めます。 - セミナー・イベントなどに参加し、先進的な取り組みを学び、実践します。 - 買い替えに当たっては、省エネ家電の購入や省エネ給湯設備の購入を検討します。	- 省エネ化のため、ESCO 事業^{※53}の導入を検討します。 - コージェネレーションシステム^{※54}など省エネルギー設備を導入します。 - 休み時間の消灯や冷暖房温度の適正管理など、職場内の省エネルギー行動を積極的に実践します。
- 自宅敷地内の雪を道路に出さないようにします。 - ボランティア除雪に参加します。	- 事業所敷地内の除雪は自己処理し、道路に出さないようにします。 - 人の集まる市街地内に福祉サービス施設や共同住宅を整備します。 - 市街地内の空き地や空き店舗の利活用を図ります。
地球温暖化の仕組みを理解し、生活に取り入れます。	温暖化対策の重要性を認識し、環境マネジメントシステム^{※37}の導入や企業向けセミナーなどに参加します。

市民の役割（行動指針）	事業者の役割（行動指針）
違法伐採を防ぐため、グリーン購入^{※32}法により、合法性・持続可能性が証明された木材・木製品を購入します。	違法伐採を防ぐため、グリーン購入法により、合法性・持続可能性が証明された木材・木製品を購入します。
冷蔵庫、エアコン等のフロン類^{※33}を使用した使用済み製品は適正に処理します。	冷蔵庫、エアコン等のフロン類を使用した使用済み製品は適正に処理します。
- 自動車の排気ガス削減のため、エコドライブ^{※38}に努めます。 - 公共交通の利用や徒歩など、自動車利用を減らすように努めます。 - 低公害・低燃費車の使用に努めます。 - ごみの野焼きはしないようにします。	- 自動車排ガス削減のため、貨物の効率的な運送やエコドライブなどに努めます。 - 低公害・低燃費車を導入します。 - ばい煙発生施設は、法律や条例による排出基準を遵守します。 - 廃棄物の野焼きはしないようにします。

〔用語解説〕

^{※54} コージェネレーションシステム：

燃焼して発電すると同時に、発生する排熱を冷暖房や給湯などに利用する、エネルギーの効率的運用システムで、熱電供給システムといえます。高い経済性と省エネ効果で急速に普及しています。

7. 環境施策の展開

(2) 成果目標

	指標	現状	目標 (H32 年)
成果目標	市民一人当たりの二酸化炭素排出量	H13 年⇒8.03t-CO ₂ /年	7.23t-CO ₂ /年 10%削減 (地球温暖化対策推進計画より)
	市役所の事務・事業における二酸化炭素排出量	H13 年度⇒7,902t-CO ₂ /年 H21 年度⇒6,390t-CO ₂ /年	市役所の事務・事業における実行計画 (第2期) において設定

	指標	現状	目標 (H32 年)
活動指標	森林整備面積	H21 年度⇒51.49ha	50ha/年 (10 年間で 500ha)
	アイドリングストップ ※ ³⁹ 協力店・事業所数	H21 年度⇒213 社・店	増加
	地球環境保全の行動をする世帯の割合	H21 年度⇒0.2%	増加
	太陽光発電導入量	公共 H21 年度⇒5 kW 民間 H18 年度⇒224kW	公共 20kW 民間 900kW (地域新エネルギービジョンより)

The image shows a vertical rectangular area that is mostly white. On the far right edge, there is a narrow, solid blue vertical strip. The rest of the area is plain white, with no visible text or markings.

8. 重点プロジェクトの推進

計画の目指す望ましい環境像と基本目標を達成するため、市が取り組む環境施策分野について、相互に関連する施策を重点プロジェクトとして位置づけ、市、市民、事業者が協働で推進します。

(1) (重点プロジェクト1. 安全・安心)

健全な水循環の確保と水環境保全の推進

本市は、石狩湾に面し、石狩川、茨戸川が市街地の中心部を流れ、厚田川、浜益川などの中小の河川が集落部を流れる、水環境に恵まれたまちです。これらの水辺は、釣りや散策、自然観察など、1年を通じて市内外の多くの人々が水とのふれあいの場として利用しているとともに、多様な動植物の貴重な生息・生育空間となっています。また、石狩湾、石狩川、茨戸川は、重要な水産資源生産の漁場でもあります。

水環境保全については、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する水質環境基準^{※18}の達成及び維持を図り、環境への負荷が水循環の過程における自然浄化能力を超えることのないよう、水質、水量、水辺地及び水生生物等を水環境全体として捉え、水利用の各段階における負荷を低減するとともに、環境保全上健全な水循環の確保の取り組みを進めます。

そのためには、事業場等の排水は、水質汚濁防止法等関係法令により、監視の強化及び規制基準の遵守を徹底し、未規制事業場等に対しては、汚濁負荷低減の指導や自主的な取り組みを支援します。生活排水については、地域の状況に応じて、下水道、合併浄化槽^{※55}等の整備を進め、汚濁負荷の低減を図ります。

また、海域や流域の特性に応じた水環境の保全について、持続可能な利用が図られるよう、水域全体の健全な水循環の構築に向けて、関係行政機関、市民、団体、事業者が協力連携して、環境基準設定項目等の監視、節水意識、汚濁負荷排出の抑制などを効率的・効果的に推進するとともに、情報の共有化を進めます。

とりわけ、未だに生活環境の保全に関する水質環境基準が未達成の茨戸川については、平成14年度策定した茨戸川及び札幌北部地区河川水環境改善緊急行動計画「清流ルネッサンスⅡ」が、平成24年度に計画目標年度を迎えることから、計画の延長を図り、関係機関との連携による総合的な水質改善施策を実施し、水質環境基準の達成を目指します。

[用語解説]

^{※55} 合併浄化槽：

公共下水道などが整備されていない地域で、各家庭に取り付ける污水处理装置のことであり、生活排水を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして近隣の河川などに放流します。

(2) (重点プロジェクト2. 共生)

ふるさとの自然回復と多様な自然環境保全の推進

私たちの住む石狩市は、石狩湾に面し、大雪山系を源流部とする大河石狩川をはじめ、山岳、森林地域に源を発する大小の河川が貫流するまちです。このような優れた自然環境は、様々な生き物の生存基盤であり、そこに暮らす私たちもこれらの豊かな自然を食糧の生産供給の場として、多くの恵みを受けています。

しかし、近年は、都市化による自然地域の開発や生活スタイルの変化などにより、レジャーも著しく多様化してきました。従来の釣り、散策、海水浴、キャンプなどのほか、最近では、スノーモービル、サンドバギー車、四輪駆動車等で野山を走行したり、水上バイクで水面を走行するなど、動力を用いたアウトドア・スポーツも盛んになってきました。海浜自然草原や沿岸水域など身近な自然地域のみならず、森林や高山植生地域など、奥深い自然地域へ人々の入り込みが増えるにつれ、騒音や排気ガス、ごみの投棄の増加、動植物の踏みつけ、地形崩壊など自然生態系への影響が目立っています。また、ペットや園芸植物の野山への放棄や移植、農作物の受粉目的で持ち込まれた外来生物の野生化が、地域固有の生態系に影響を及ぼす可能性も指摘されています。

石狩川河口の両岸にかけて広がり、広大な海浜植物群落とカシワの天然林が生育する、全国的にも大規模で貴重な自然海浜は、多様な海浜・沿岸域生態系の保全に重要な役割を担っています。

この石狩の豊かな自然環境の上に、先人たちが培ってきた歴史や文化、伝統を後世に遺し、さらに、私たちの暮らしがこれらの自然に及ぼす影響を最小限にしていくため、ふるさと石狩の原風景として、石狩浜の海浜植物群落及び砂丘生態系の保全・回復、厚田区、浜益区に広がる森林地域と農村地域の保全・利活用を含めた、本市の地域特性に応じた自然環境の保全の方針を定め、人と自然が共生するまちづくりを進めます。

(3) (重点プロジェクト3. 協働)

環境を知り、考え、行動する環境教育・環境学習の推進

環境教育・環境学習の主たる目的は、一人ひとりが私たちを取り巻く生活基盤である環境との関わり、大切さや価値を認め、環境への負荷の少ない持続可能な社会を形成するための主体的な行動を促すことです。環境に関心の高い人達のみならず、すべての人々が環境保全に関する活動を展開していかなければなりません。

環境への負荷の要素は、複合的な要素が絡み合っており、環境を分野的に捉えるだけでなく、総合的に捉える必要があります。したがって、環境教育・環境学習が扱う内容は、自然、大気、水、廃棄物、エネルギー、化学物質、地球温暖化などの地球環境、消費、歴史、文化など多岐に渡ります。

環境への負荷の多くは、日常生活、事業活動から生ずる環境への負荷に起因するものであり、解決には生活や事業活動のあり方そのものを変える必要があります。

持続可能な生活様式や経済社会システムを実現していくため、市、市民、事業者のあらゆる主体が関心を持ち、環境への責任と役割を理解し、環境保全活動への参加と問題解決に向けた能力を培うことが必要です。

そのためには、「(仮称) 環境教育・環境学習基本方針」を策定し、家庭、地域社会、学校、職場、フィールドなどの様々な場において、互いに連携を図るとともに、推進の原動力となる多彩な人材が育つ仕組みづくりや経験豊かな高齢者の活躍の場の拡大などにより、こどもからお年寄りまで、各世代層に応じて具体的行動につながるプログラムを体系的、計画的かつ総合的に推進します。

(4) (重点プロジェクト4. 循環)

ごみ減量化と資源、エネルギーを大切にする循環型社会の形成

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動は、資源やエネルギーを無限なもののように消費し、環境保全と健全な物質循環を阻害してきました。

市のごみ処理は「ごみ減量化計画」に基づき、市民による家庭系ごみの発生回避努力、各種リサイクル法の整備や分別、資源化の徹底、さらには有料化の実施などにより、環境基本計画における家庭系ごみ総排出量の減量目標は達成しています。しかし、事業系一般ごみは、石狩湾新港地域への立地企業数の若干の増加はありますが、横ばい若しくは漸増傾向にあり、減量化が進んでいません。

また、リサイクルを含めたごみの処理には、資源やエネルギーを多く使用するとともに、温室効果ガス^{※5}を排出し、地球温暖化にも影響を及ぼします。

私たちの暮らしを持続可能な生産、消費形態へ転換し、ごみをできるだけ出さず、資源やエネルギーを大切にすることで、ごみ処理に伴う環境への負荷を最小限にする「循環型社会」を形成していくことが重要です。そのためには、市、市民、地域、市民団体、事業者の各主体のつながりを強化して4R^{※8}に取り組み、地域力を活かした「地域循環圏^{※56}」を構築するなど、ごみの適正処理とバイオマス^{※7}系廃棄物の利活用などを進める「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を定め、「低炭素」、「自然共生」と相まった「持続可能」なまちづくりを進めます。

[用語解説]

^{※56} 地域循環圏：

経済社会の物質循環に関して、地域の特性や循環資源の性質などに応じた最適な規模の循環を形成する圏域を指します。地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくという考え方です。

(5) (重点プロジェクト5. 持続)

低炭素社会^{※11}づくりと地球温暖化対策の推進

地球環境問題の中でも、地球温暖化は、地球全体の環境、とりわけ私たち生き物にとっては、その存続を脅かすものとして、深刻な影響を及ぼすものであり、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要です。

わが国は、地球温暖化対策に関する京都議定書において、2008年度から2012年度までの第一約束期間に、温室効果ガス^{※5}を1990年に比べて6%削減すると定めており、約束期間の1年目である2008年度の温室効果ガス排出量は、1990年を1.6%、京都議定書目標値を2.2%上回っています。

市では、平成17年2月に地球温暖化対策推進計画を策定し、平成22年度を中間目標年度、及び平成32年度を最終目標年度として温暖化対策を推進するとともに、あわせて平成22年度を目標年度とする「市役所の事務・事業に関する実行計画」を策定し、市、市民、事業者の具体的な温暖化対策に関する施策を実施してきました。

世界の先進国及び新興国は、京都議定書以降（2013年度以降）の温室効果ガスの削減目標を定めるため、2009年12月に開催したCOP15において、削減目標、削減行動、途上国への新規かつ追加的資金支援等を盛り込んだ「コペンハーゲン合意^{※6}」に留意することを決定しました。

わが国は、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、2020年度までに温室効果ガスを1990年比25%削減するという目標を提出しました。

また、平成22（2010）年11月～12月メキシコのカンクンで行われた第16回気候変動枠組条約締約国会議^{※4}（COP16）では、「コペンハーゲン合意」に基づく、2013年以降の国際的な法的枠組みの基礎となる包括的でバランスのとれた決定が採択され、先進国及び途上国が提出した排出削減目標等を国連の文書としてまとめた上で、これらの目標をCOPとして留意することとなりました。

さらに、「省エネルギー法」の改正強化、「地球温暖化対策基本法」の制定に向けた検討など、法令の整備が進められています。

市では、二酸化炭素吸収作用を確保するために森林や緑地を整備・保全するとともに、日常生活製品等の製造及び使用に際し、市民への正確で適切な温室効果ガスの排出情報の提供や自然エネルギーの利用促進、公共交通機関利用者の利便性増進、廃棄物の発生抑制による資源循環を促進します。また、都市及び農林漁業等における関連計画等との連携、調和を図り、国の2020年度における温室効果ガス排出削減目標の動向等を勘案しつつ、必要に応じて「地球温暖化対策推進計画」を見直すなど、総合的な温暖化対策を推進します。

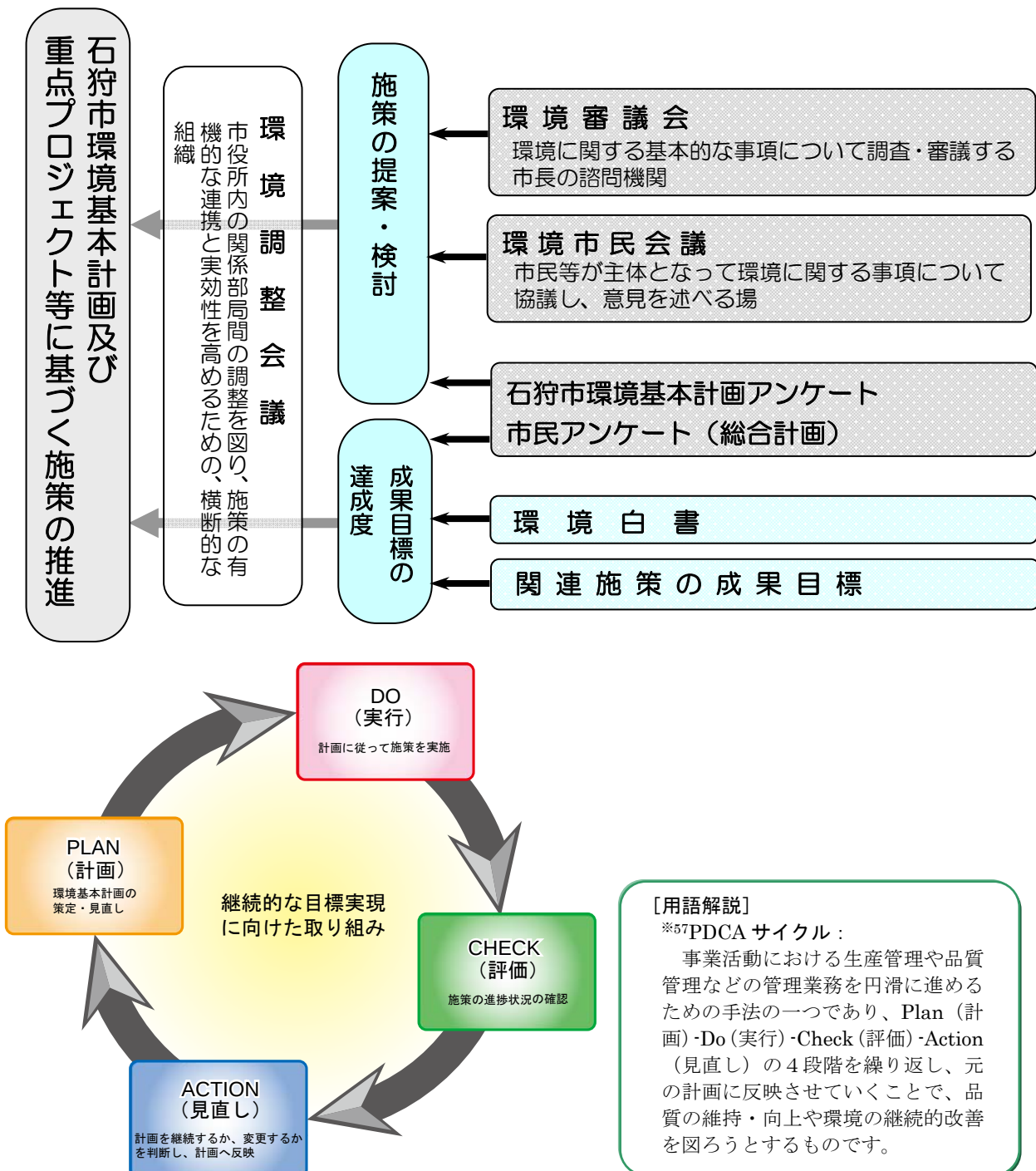
9. 計画の推進体制と進行管理

9. 計画の推進体制と進行管理

石狩市の環境施策の推進に当たっては、環境審議会、環境市民会議、環境調整会議等での提案、意見を計画や具体施策に反映させながら進めていきます。

また、計画の進行管理は、各分野で設定した成果目標及び活動指標について、環境白書、関連施策の実施状況、環境に関するアンケート調査の結果等をもって検証・評価し、PDCA（Plan・Do・Check・Action）サイクル^{*57}によって適切な管理を行います。

これらの情報は、環境審議会や市のホームページ等で適宜公表し、進捗状況の評価や改善施策について意見を把握し、以降の施策の展開に反映します。



10. 地域別配慮指針

● ● ● 10.1. 地域区分

● ● ● 10.2. 地域別の指針

10.1. 地域区分



10.2. 地域別の指針

① 市街地及び周辺地域

【概況及び課題】

市街地及び周辺地域は、本市の人口の約85%が居住し、行政機関や商業・業務施設などの都市機能が集積する花川南・北、花畔、樽川、緑苑台及びその周辺で、通過交通量も多く、縁辺を茨戸川が流れます。

本地域は、茨戸川や道路、公園・緑地など身近な空間に緑を増やし、水辺に親しめる護岸整備をしていくなど、日常生活の中でうるおいと安らぎを感じることできる環境を目指すとともに、自動車騒音、大気汚染、水質汚濁、ごみのポイ捨てや不法投棄を防止し、良好なまち並み景観を維持創出していく必要があります。

【配慮指針】

- 公共交通機関や自転車を利用するなど、自動車利用の自粛を促進します。
- 公共交通機関の利便性や自転車が利用しやすいまちづくりを進めます。
- アイドリングストップ^{※39}など、エコドライブ^{※38}の推進を普及啓発します。
- 市街地にある防風林を保全し、公園・緑地を良好な状態に維持します。
- 茨戸川、発寒川の水質を改善し、関係機関とともに市民がふれあえる河川整備を推進します。
- 市民の憩いの場となる公園・緑地の整備や沿道の緑化、住宅の花壇整備など、街なかの緑を増進します。
- 迷惑騒音、ごみの散乱、ポイ捨ての防止や看板の乱立を防止し、快適な生活環境とまち並みの美観を維持します。
- 公共施設の照明や街路灯など、照明器具の省エネ化を進めます。

② 石狩湾新港地域

【概況及び課題】

石狩湾新港地域は、国際貿易港：石狩湾新港を核に開発総面積 3,022 ha の広大な用地に製造業や流通業など 611 社（平成 21 年度末）の企業が操業する札幌圏の一大産業拠点です。

本地域は、既存の内陸・海岸防風保安林に加え、開発面積の 3 分の 1 を公園・緑地として、計画的に配置し、市街地及び周辺地域地区との間に緩衝緑地^{※15}帯を設けるなど、公害や自然環境などの環境保全と周辺環境との調和に配慮したインダストリアル・パーク^{※58}として計画されています。

また、石狩湾新港が国から「総合静脈物流拠点港（リサイクルポート^{※13}）」として指定され、自動車、家電品等リサイクル関連産業の集積と海上輸送ネットワークの構築等により、循環型社会の推進に重要な役割を担うことが期待されるとともに、冷涼な気候やバイオマス^{※7}資源などを再生可能エネルギー^{※10}として、有効に利活用した産業の誘致、創出など、低炭素・省エネルギー型産業拠点の形成が進められています。

【配慮指針】

- 大気、河川、海域等の一般環境の状況を把握し、結果を公表します。
- 事業場等の立ち入り調査を実施し、基準の遵守の徹底を指導するなど公害発生の防止に努めます。
- 環境マネジメントシステム^{※37}の導入を普及・啓発し、省資源・省エネルギー、環境保全など、環境に配慮した事業活動を推進します。
- 低公害車、エコカーの導入を進め、公害防止、温室効果ガス^{※5}排出削減に努めます。
- マイカー通勤や業務車両運行の際は、アイドリングストップ^{※39}、急発進、急ブレーキを控えるなど、エコドライブ^{※38}の実践に努めます。
- マイカー通勤による環境負荷を低減するため、効率的な通勤形態を模索します。
- 省エネルギー設備や自然エネルギー等の再生可能エネルギー設備導入の支援を推進します。
- エネルギーの地産地消を進め、化石燃料^{※1}を効率的に使用するエネルギーリサイクル構想の実現を進めます。
- 市民等が実施する地域の環境保全活動に参加し、交流を深めます。
- ごみの不法投棄を防止するため、ごみ清掃と監視パトロールを強化します。
- 事業場敷地の緑化、植樹、花壇づくりなど緑地の整備を推進します。
- 環境保全に配慮した事業活動の取り組みに関する情報を市広報等で啓発します。

【用語解説】

^{※58} インダストリアル・パーク：

緑の多い工業団地のことで、北海道が策定した「石狩湾新港地域の土地利用計画」（昭和 51 年 11 月）の中には、自然環境の保全と公園・緑地等を計画的に配置するとともに、立地企業の敷地内に適正な緑地を造成させ、良好な環境の創出に努めることが掲げられています。

③ 農業水産地域

【概況及び課題】

農業水産地域は、農業、漁業を営む生振、北生振、八幡、厚田区及び浜益区^{かんよう}の集落及びその周辺地域で、私たちの食料生産を担う1次産業の重要な基盤であるとともに、地下水の涵養、動植物の生息・生育など、各生態系の維持・保全の上でも大切な役割を担っています。

近年は、宅地開発や1次産業の低迷、後継者不足などにより、その良好な維持管理が困難な状況となっています。

また、農業、漁業の振興は、食料生産活動の基盤を確保し、生物多様性の保全の面もある一方、そのあり方によっては負の影響を与える可能性もあることを認識し、人の生活と生物多様性の関わりの中で、自然資源の持続的な利用が課題となっています。

【配慮指針】

- 生活排水処理施設の整備を推進し、河川等の汚濁を防止します。
- 農・漁業・畜産系有機廃棄物の利活用を進め、廃棄物の減量と適正処理を進めます。
- 農薬や化学肥料は、適量使用を図り、環境保全型農業を推進します。
- 水田や畑を保全し、動植物の生息・生育の場や地下水の涵養など、農業水産地域の持つ環境保全機能を維持します。
- ごみの不法投棄を防止するため、監視パトロールを強化し、良好な田園景観を保全します。
- 栽培漁業^{※46}、資源管理型漁業^{※47}を推進し、自然資源を持続的に利用します。

④ 海浜・森林・山岳地域

【概況及び課題】

海浜・森林・山岳地域は、石狩浜及び厚田、浜益区の自然砂浜及び暑寒別天売焼尻国定公園を含む断崖海岸、八の沢自然林、厚田、浜益区にかけての山林・山岳地域であり、札幌市等からの身近な自然とふれあえる場所として、マリンスポーツや登山・トレッキングなど、多くの人々に利用されています。

本地域は、海浜・沿岸、河口、森林・山岳などの様々な生態系とオオワシ、オジロワシ、ヒメギフチョウやオオムラサキなどの希少な野生動植物の生息・生育の場としてなど、生物多様性の維持・保全の面で重要な地域であるとともに、豊富な森林による地下水涵養^{かんよう}の上でも大切な役割を担っています。

しかし、石狩浜では、モラルを欠いた過度な利用によって海浜植物の消失、地形の破壊やレジャーごみの放置、不法投棄などが著しく、利用と保護の両立課題となっています。また、海岸地域では漂着ごみ、森林・山岳地域では不法投棄対策も課題となっています。

【配慮指針】

- 海、川などの緑豊かな水辺と良好な自然景観を保全します。
- 森林地域を関係機関と協力し、保全します。
- 森林経営者を支援し、人材育成を図り、林業の再生・振興を図ります。
- 森林の適正な維持・管理に伴う除間伐材は、チップ化や燃料化など資源化を進め、化石燃料^{*1}の使用を節減し、二酸化炭素排出量の削減に貢献します。
- 林業を振興・育成し、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化防止に寄与します。
- 石狩浜などの自然海浜を保護するため、保護と利用の均衡を図ります。
- 野生動植物をむやみに捕獲、採取しないよう、市民等への啓発を行います。
- 自然地域に動植物を持ち込まないよう、市民等への啓発を行います。
- 自然環境保全活動に市民参加を促します。
- 自然とのふれあいの場の整備、増進を図るとともに、過度な利用とならないよう配慮します。
- 開発行為や施設の整備等に当たっては、公害防止や自然環境、景観に配慮し、調和を図ります。
- 森林を維持・保全し、動植物の生息・生育の場や地下水の涵養^{かんよう}など、農業水産地域の持つ環境保全機能を維持します。
- ごみの不法投棄を防止するため、監視体制を強化します。

- ● ● 1. 石狩市環境基本条例
- ● ● 2. 石狩市環境審議会
- ● ● 3. 計画の策定経過
- ● ● 4. 環境基準
- ● ● 5. 用語索引
- ● ● 6. 石狩市環境基本計画改定市民協議会
- ● ● 7. 石狩市環境基本計画改定庁内検討委員会

1. 石狩市環境基本条例

平成12年10月4日

条例第49号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策 （第9条—第35条）

第3章 環境審議会及び環境市民会議（第38条— 第38条）

附則

私たちの石狩市は、日本有数の大河石狩川が日本海にとうとうと注ぐ石狩平野の西端に位置している。海と川とに代表されるこの地の自然は、はるか昔から、ここに住む人々に、生活の糧や美しい景観などの豊かな恵みをもたらし続けてくれた。

こうした自然の恵みを活かしながら、時には過酷な自然と闘いながら、石狩市は、農漁業を中心に古くから栄えてきた。さらに近年は、日本経済の伸長を背景とする石狩湾新港地域の開発等により、多様な産業が集積し、人口が急激に増加するなど、著しい発展が続けている。これに伴い、私たちの暮らしも飛躍的に便利で快適なものとなった。

しかしながら、石狩市と我が国に進歩と発展をもたらした都市化の進展や経済活動の拡大は、一方では資源の浪費や環境への負荷の増大を招いた。これらの事象は、今日、人々の身近な環境に様々な影響を及ぼすだけにとどまらず、私たちの生存基盤である地球環境さえも脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、恵み豊かな環境の下に、健康かつ安全で文化的な生活を享受する権利を有するとともに、この環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

今こそ、経済活動を優先した大量生産、大量消費、大量廃棄型のこれまでの生活様式を見直し、人と多様な動植物が共存することができる、環境への負荷の少ない社会を築くために、行動を起こさなければならない。

そのためには、先人たちの営みから環境への配慮についての知恵を学んだり、子供たちの豊かな感受性を育むなどのことを通して、市、事業者及び市民がそれ

ぞれの役割に応じた責務を自覚し、環境の保全及び創造に向けて自ら取り組むとともに積極的に協力していくことが必要である。

このような認識の下に、私たちは、一人ひとりが主人公となって潤いと安らぎのある環境未来都市石狩を実現するとともに、これを将来の世代に継承していくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、市、事業者及び市民が協力して取り組むための基本理念を定め、並びにそれぞれの責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康かつ安全で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2）公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。第9条において同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- （3）地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものを

いう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康かつ安全で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐように適切に進められなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民がそれぞれの役割に応じた責務を自覚し、三者の協働の下に自主的かつ積極的に進められなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人と多様な動植物との共生を基調とし、生態系を適切に保全するとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成に向けて適切に進められなければならない。

4 地球環境保全は、人の活動による環境への負荷が地球規模に及んでいることを市、事業者及び市民が自らの問題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造に関し、市域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を実施するに当たっては、率先して環境への負荷を低減するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活

動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に係る環境の保全及び創造に関する情報を自主的に提供するように努めるとともに、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努め、及び市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(石狩市環境白書)

第7条 市長は、毎年、環境の保全及び創造に関して講じた施策、環境の状況、環境への負荷の状況等を明らかにするため、石狩市環境白書を作成し、これを公表するものとする。

(環境月間)

第8条 市民及び事業者（以下「市民等」という。）の間に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、毎年6月を環境月間とする。

2 市は、環境月間の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第9条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を実施するものとする。

(1) 市民の健康と安全を守るとともに快適な生活環境を保全するため、公害を防止し、自然環境を保全するなどの措置を講ずることにより、環境の保全上の支障を未然に防止すること。

(2) 多様な野生動植物が生息できるように生態

系を保全するとともに、森林、緑地、海、川、農地等の多様な自然環境及び良好な自然景観を地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全すること。

(3) 自然の保護と回復を図るとともに、人に潤いと安らぎを与える豊かな自然との触れ合いを維持し、及び創出し、並びに地域に調和した歴史的文化的遺産を保全すること。

(4) 市、事業者及び市民の協働の下に、廃棄物の発生の抑制、多様なエネルギーの利用及び資源の効率的かつ循環的な利用を推進することにより、持続的発展が可能な社会の形成及び地球環境保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向

(3) 前2号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策の推進に必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、石狩市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更するときも、また同様とする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。これを変更したときも、また同様とする。

(施策の実施のための計画)

第11条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に実施するため、市が環境基本計画に基づき中期的に実施する施策に関する計画を策定しなければならない。

2 市長は、前項の計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、石狩市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを

変更するときも、また同様とする。

3 市長は、第1項の計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。これを変更したときも、また同様とする。

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第13条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第14条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減に資する施設の整備その他環境の保全及び創造に関する市民等の活動を促進するため、必要な経済的助成の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、市民等に適正かつ公平な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための施設の整備)

第15条 市は、廃棄物処理施設、下水道終末処理施設その他の環境の保全に関する公共的な施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適切な整備及び適正な利用のための事業を推進するものとする。

(廃棄物の発生及び資源の消費の抑制)

第16条 市は、環境への負荷を低減し、及び資源の消費を抑制するため、廃棄物の減量化及び資源の循環的利用を促進するとともに、未利用エネルギー等の有効活用を推進するものとする。

2 市は、積雪寒冷な本市において前項に掲げる目的を達成するためには特に冬期間における対策が

重要であることにかんがみ、暖房用エネルギーの消費の抑制を図るとともに環境への負荷の少ない総合的な雪対策に関する調査研究を推進するものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第17条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林、緑地、農地等の保全)

第18条 市は、多様な野生生物の生息環境を保全し、並びに大気及び水質の浄化その他の環境保全機能を維持するため、地域の特性に応じて、森林、緑地及び農地の保全並びに緑化の推進に努めるものとする。

(海浜植物の保護及び回復)

第19条 市は、市民等と協働して、海浜地域特有の気候及び風土の下に生育する海浜植物を保護し、及びその他の回復を図るものとする。

(水環境の保全、回復等)

第20条 市は、海域、河川等の良好な水環境及び健全な水循環機能を保全し、及びその回復を図るとともに、市民が水に親しむことができる環境を確保するものとする。

(生態系と共生する農漁業の振興等)

第21条 市は、環境への負荷が少なく、かつ、生態系と共生することができるような農漁業の振興に努めるとともに、自然資源の持続的利用を推進するものとする。

(景観の保全等)

第22条 市は、地域の自然と調和した景観及び歴史的文化的遺産を保全し、及び保存するとともに、その活用に努めるものとする。

(美観の保護、創出等)

第23条 市は、廃棄物の散乱及び不法投棄を防止するとともに、まちの美観を保護し、及び創出し、並びに清潔で衛生的なまちづくりを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第24条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、市民等の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の

振興を図るものとする。

2 前項の場合において、市は、特に次代を担う児童及び生徒を対象とした措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の参加機会の確保と意見の反映)

第25条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を実施するに当たっては、市民等が参加する機会を確保するように努めなければならない。

2 市は、環境の保全及び創造に関する市民等の意見を、施策に反映させるよう努めるものとする。

(自発的活動の推進)

第26条 市は、市民、事業者又はこれらが構成する団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が推進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集、提供及び公開)

第27条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習並びに市民等の自発的活動の推進に資するため、環境の保全及び創造に関する必要な情報の収集、提供及び公開に努めるものとする。

(事業者の環境管理に関する取組の促進)

第28条 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷を低減するように自主的な管理を行うことを促進するため、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(化学物質等に係る措置)

第29条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、人の健康を損なうおそれのある化学物質等について情報の収集、提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査、研究、監視等の体制整備)

第30条 市は、環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

2 市は、環境の状況を迅速かつ的確に把握するため、必要な監視及び測定の体制を整備するものとする。

(協定等の締結)

第31条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、必要に応じて、事業者と事業活動に伴う環境への負荷の低減に関する協定等を締結するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第32条 市は、市域外への環境への負荷の低減に努めるとともに、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、国等が市域内の環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとするときは、環境の保全及び創造に関する市の施策と整合を図るように国等に協力を求めるものとする。

(財政的措置)

第33条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第34条 市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策を、市民等との協働の下に推進するための体制を整備するものとする。

(地球環境保全に資する施策の推進)

第35条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国等と連携し、環境の保全及び創造に関する情報の提供、技術の活用等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会及び環境市民会議

(環境審議会)

第36条 環境基本法（平成5年法律第91条）第44条の規定に基づく合議制の機関として、石狩市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属せられた事項

3 審議会は、必要があると認めたときは、前項各号の事項に関し市長に建議することができる。

(組織)

第37条 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって構成する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(環境市民会議)

第38条 次に掲げる事項について市民等が主体的に協議する場として、環境市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

(1) 環境の保全及び創造に関する施策を、市が市民等との協働の下に推進するための方策

(2) 環境の保全及び創造に関する市民等の活動を効果的に推進するための方策

2 市長は、市民会議に対し、情報の提供その他の必要な支援を行わなければならない。

3 市長は、市民会議の協議の結果を施策に反映するように努めるものとする。

4 市民会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附則 省略

2. 石狩市環境審議会

(1) 石狩市環境審議会委員名簿

平成 21 年 6 月 4 日現在（敬称略：順不同）

	氏 名	所属等
会 長	宇土澤 光賢	前 北海道工業大学 教授
副会長	長谷部 清	藤女子大学 教授
委 員	江丸 悦子	石狩消費者協会
委 員	越智 一	石狩市連合町内会 連絡協議会 副会長
委 員	小野寺 一登	石狩市農業協同組合 専務理事
委 員	熊谷 テルヨ	市民公募委員
委 員	近藤 哲也	北海道大学大学院 教授
委 員	座主 寿夫	市民公募委員
委 員	柴田 昭英	北石狩農業協同組合 理事
委 員	野 昭夫	石狩商工会議所 専務理事
委 員	藤井 重行	石狩湾漁業協同組合 副組合長

(2) 諮問・答申

石環境第189号

平成21年7月9日

石狩市環境審議会

会長 宇土澤 光賢 様

石狩市長 田岡 克介

石狩市環境基本計画の改定について（諮問）

石狩市環境基本計画の改定について、石狩市環境基本条例第10条第3項の規定に基づき、諮問します。

石環審第5号

平成23年3月3日

石狩市長 田岡 克介 様

石狩市環境審議会

会長 長谷部 清

石狩市環境基本計画の改定について（答申）

平成21年7月9日付け石環境第189号で諮問のありました石狩市環境基本計画の改定について、パブリックコメント、市民協議会等を通して寄せられました多くの市民の意見も踏まえ、当審議会で慎重に審議を重ねました結果、妥当であると判断します。

なお、計画の推進に当たりましては、特に次の事項に配慮されますよう要望します。

1. 第2次石狩市環境基本計画の基本理念に基づき、地球環境を守り、多様な動植物との共生を図り、市民が健康で安全・安心に暮らせることのできる「みんなでつくる水と緑につつまれたまち 石狩」の実現に努めること。
2. 本計画の趣旨と内容をわかりやすい形で市民に周知するとともに、計画の推進に当たって、市、市民及び事業者が協働して、取り組むこと。
3. 本計画の進行管理にあたっては、施策進捗状況と成果を明らかにするとともに、的確な評価と必要に応じた適切な見直しを実施すること。

3. 計画の策定経過

開催時期	内容
平成 21 年 7 月 9 日	[平成 21 年度第 1 回 石狩市環境審議会] 石狩市環境基本計画の改定について(諮問)
平成 21 年 10 月 22 日	[第 1 回 石狩市環境基本計画改定市民会議] 協議会の目的や進め方について
平成 21 年 10 月 25 日	[石狩市環境基本計画改定市民会議 現地視察会] 市域における環境について視察
平成 21 年 12 月 18 日	[第 2 回 石狩市環境基本計画改定市民会議] 「物質循環(ごみ問題)」について
平成 22 年 1 月 19 日	[第 3 回 石狩市環境基本計画改定市民会議] 「地球環境問題(地球温暖化等)」について
平成 22 年 2 月 18 日	[平成 21 年度第 2 回 石狩市環境審議会] 石狩市環境基本計画の改定について(継続審議)
平成 22 年 2 月 24 日	[第 4 回 石狩市環境基本計画改定市民会議] 「自然との共生」について
平成 22 年 4 月 23 日	[第 5 回 石狩市環境基本計画改定市民会議] 「生活環境の維持・保全」「化学物質対策」について
平成 22 年 5 月 26 日	[第 6 回 石狩市環境基本計画改定市民会議] 「環境教育・環境学習」について
平成 22 年 6 月 29 日	[第 7 回 石狩市環境基本計画改定市民会議] 計画(案)の全体構成と現況について
平成 22 年 7 月 27 日	[第 8 回 石狩市環境基本計画改定市民会議] 計画(案)の課題及び基本理念と目標について
平成 22 年 8 月 31 日	[第 9 回 石狩市環境基本計画改定市民会議] 計画(案)の基本理念及び施策の体系について
平成 22 年 9 月 9 日	[第 1 回 石狩市環境基本計画改定庁内検討委員会] 石狩市環境基本計画の改定について
平成 22 年 9 月 14 日	[平成 22 年度第 1 回 石狩市環境審議会] 石狩市環境基本計画の改定について(継続審議)
平成 22 年 9 月 30 日	[第 10 回 石狩市環境基本計画改定市民会議] 計画(案)の策定方針及び環境の基本目標について
平成 22 年 10 月 19 日	[第 11 回 石狩市環境基本計画改定市民会議] 計画(案)の「安全・安心」、「共生」、「協働」に関する施策について
平成 22 年 11 月 4 日	[平成 22 年度第 2 回 石狩市環境審議会] 石狩市環境基本計画の改定について(継続審議)

開催時期	内容
平成 22 年 11 月 4 日	[第2回 石狩市環境基本計画改定庁内検討委員会] 石狩市環境基本計画の改定について
平成 22 年 11 月 30 日	[第 12 回 石狩市環境基本計画改定市民会議] 計画(案)の「循環」、「持続」に関する施策及び重点プロジェクト並びに 地域別配慮指針について
平成 22 年 12 月 14 日	[環境調整会議] 第2次石狩市環境基本計画(案)について
平成 22 年 12 月 20 日	[平成 22 年度第3回 石狩市環境審議会] 石狩市環境基本計画の改定について(継続審議)
平成 22 年 12 月 27 日～ 平成 23 年 1 月 27 日	[パブリックコメント(意見募集)] 第2次石狩市環境基本計画(案)について
平成 23 年 2 月 22 日	[平成 22 年度第4回 石狩市環境審議会] 石狩市環境基本計画の改定について(継続審議)
平成 23 年 3 月 3 日	[石狩市環境審議会] 石狩市環境基本計画の改定について(答申)

4. 環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

① 大気の汚染に係る環境基準

大気汚染物質	環境基準 環境上の条件	環境基準達成状況の判断	
		短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm*以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	日平均値の2%除外値*が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。		日平均値の年間98%値*が0.06ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値が10ppm以下であり、かつ、8時間平均値が20ppm以下であること。	日平均値の2%除外値*が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
光化学 オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間の1時間値で評価し、これが0.06ppm以下であること。	
浮遊粒子状 物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	日平均値の2%除外値*が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし1日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。

注) 上記環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

② 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

ベンゼン	トリクロロエチレン*	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

注) 上記環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(2) 水質汚濁に係る環境基準

① 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン*	0.03mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	シマジン	0.003mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下		

注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が定量限界を下回ることをいう。

3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

② 生活環境の保全に関する環境基準

○ 河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)※	生物化学的酸素要求量 (BOD)※	浮遊物質濃度 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/100ml以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/100ml以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN/100ml以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ以上	—

注) 1. 基準値は日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

2. 利用目的の適応性に掲げる用語の解説

自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

水 道 1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

2級: 沈殿ろ過等により通常の浄水操作を行うもの

3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水 産 1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水 1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

2級: 薬品注入等により高度の浄水操作を行うもの

3級: 特殊の浄水操作を行うもの

環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

○ 海域

(ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH) ※	化学的酸素 要求量 (COD) ※	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/100ml以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—	—

注) 1. 利用目的の適応性に掲げる用語の解説

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産 1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下

注) 1. 基準値は年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

3. 利用目的の適応性に掲げる用語の解説

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水産 1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ安定して漁獲される

2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(3) 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 ㍓につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機リン	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 ㍓につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 ㍓につき 0.05mg 以下であること。
ヒ素	検液 1 ㍓につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 ㍓につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 ㍓につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 ㍓につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 ㍓につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 ㍓につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチン	検液 1 ㍓につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 ㍓につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 ㍓につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン※	検液 1 ㍓につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 ㍓につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 ㍓につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 ㍓につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 ㍓につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 ㍓につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 ㍓につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 ㍓につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 ㍓につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 ㍓につき 1 mg 以下であること。

(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	トリクロロエチレン*	0.03mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

注) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(5) 騒音に係る環境基準

○ 道路に面する地域以外の地域（一般地域）

類 型	騒音規制法に基づく指定地域	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る）	55デシベル* 以下	45デシベル 以下
B	第2種区域（類型Aを当てはめる地域を除く）		
C	第3種区域及び第4種区域	60デシベル 以下	50デシベル 以下

○ 道路に面する地域

類 型	騒音規制法に基づく指定地域	車道	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る）	2車線以上	60デシベル 以下	55デシベル 以下
B	第2種区域（類型Aを当てはめる地域を除く）	2車線以上	65デシベル 以下	60デシベル 以下
C	第3種区域及び第4種区域	1車線以上		

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、前表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
70デシベル以下	65デシベル以下
（備考） 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る環境基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

注）基準値は等価騒音レベル※（ L_{Aeq} ）

Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とすること。

Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とすること。

Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。

「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、環境庁大気保全局長通知（平成10年9月30日付け環大企第257号）で次のとおり定められています。

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等

「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲が特定される。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

（6）ダイオキシン類に係る環境基準

	大 気	水 質	水底の底質	土 壤
環境基準値	0.6pg※-TEQ※ /m ³ 以下	1pg-TEQ /ℓ以下	150 pg-TEQ /g以下	1,000pg-TEQ /g以下

注）1．基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2．大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。

3．土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

4．大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他の一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

5．水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域※および地下水について適用する。

6．土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

7．1pg（ピコグラム）は1兆分の1グラム

5. 用語索引

〔本文掲載順〕

※1 化石燃料	P.2	※38 エコドライブ	P.70
※2 オゾン層	P.2	※39 アイドリングストップ	P.75
※3 酸性雨	P.3	※40 個別排水処理施設	P.79
※4 気候変動枠組条約締約国会議	P.3	※41 多自然型川づくり	P.82
※5 温室効果ガス	P.3	※42 エコツーリズム	P.84
※6 コペンハーゲン合意	P.3	※43 フードマイレージ	P.84
※7 バイオマス	P.4	※44 磯焼け	P.85
※8 4 R	P.4	※45 グリーンツーリズム	P.85
※9 親水機能	P.5	※46 栽培漁業	P.86
※10 再生可能エネルギー	P.5	※47 資源管理型漁業	P.86
※11 低炭素社会	P.5	※48 インセンティブ	P.88
※12 静脈物流	P.15	※49 グリーンコンシューマー	P.92
※13 リサイクルポート	P.15	※50 デポジット制度	P.93
※14 砂嘴（さし）	P.19	※51 クールビズ／ウォームビズ	P.95
※15 遮断緑地・緩衝緑地	P.19	※52 モーダルシフト	P.99
※16 レッドリスト	P.21	※53 ESCO（エスコ）事業	P.100
※17 ppm	P.23	※54 コージェネレーションシステム	P.101
※18 環境基準	P.23	※55 合併浄化槽	P.104
※19 浮遊粒子状物質（PSM）	P.23	※56 地域循環圏	P.107
※20 光化学オキシダント	P.25	※57 PDCA サイクル	P.110
※21 BOD（生物化学的酸素要求量）	P.25	※58 インダストリアル・パーク	P.114
※22 COD（化学的酸素要求量）	P.25		
※23 点評価方式・面評価方式	P.26		
※24 dB（デシベル）	P.26		
※25 要請限度	P.27		
※26 ダイオキシン類	P.27		
※27 pg-TEQ	P.28		
※28 トリクロロエチレン	P.28		
※29 ヒ素	P.28		
※30 特定環境保全公共下水道	P.31		
※31 BDF（バイオディーゼル燃料）	P.33		
※32 グリーン購入	P.39		
※33 フロン類	P.40		
※34 pH（水素イオン濃度）	P.40		
※35 硫黄酸化物（SO _x ）	P.40		
※36 窒素酸化物（NO _x ）	P.40		
※37 環境マネジメントシステム	P.54		

〔五十音順〕

【アルファベット】

※31BDF（バイオディーゼル燃料）	… P.33
※21BOD（生物化学的酸素要求量）	… P.25
※22COD（化学的酸素要求量）	… P.25
※24dB（デシベル）	… P.26
※53ESCO（エスコ）事業	… P.100
※57PDCA サイクル	… P.110
※27pg-TEQ	… P.28
※34pH（水素イオン濃度）	… P.40
※17ppm	… P.23

【あ行】

※39 アイドリングストップ	… P.75
※35 硫黄酸化物（SO _x ）	… P.40
※44 磯焼け	… P.85
※48 インセンティブ	… P.88
※58 インダストリアル・パーク	… P.114
※42 エコツーリズム	… P.84
※38 エコドライブ	… P.70
※2 オゾン層	… P.2
※5 温室効果ガス	… P.3

【か行】

※1 化石燃料	… P.2
※55 合併浄化槽	… P.104
※18 環境基準	… P.23
※37 環境マネジメントシステム	… P.54
※4 気候変動枠組条約締約国会議	… P.3
※32 グリーン購入	… P.39
※49 グリーンコンシューマー	… P.92
※45 グリーンツーリズム	… P.85
※51 クールビズ／ウォームビズ	… P.95
※20 光化学オキシダント	… P.25
※54 コージェネレーションシステム	… P.101
※40 個別排水処理施設	… P.79
※6 コペンハーゲン合意	… P.3

【さ行】

※10 再生可能エネルギー	… P.5
※46 栽培漁業	… P.86
※14 砂嘴（さし）	… P.19
※3 酸性雨	… P.3
※47 資源管理型漁業	… P.86
※15 遮断緑地・緩衝緑地	… P.19
※12 静脈物流	… P.15
※9 親水機能	… P.5

【た行】

※26 ダイオキシン類	… P.27
※41 多自然型川づくり	… P.82
※56 地域循環圏	… P.107
※36 窒素酸化物（NO _x ）	… P.40
※11 低炭素社会	… P.5
※50 デポジット制度	… P.93
※23 点評価方式・面評価方式	… P.26
※30 特定環境保全公共下水道	… P.31
※28 トリクロロエチレン	… P.28

【は行】

※7 バイオマス	… P.4
※29 ヒ素	… P.28
※43 フードマイレージ	… P.84
※19 浮遊粒子状物質（PSM）	… P.23
※33 フロン類	… P.40

【ま行】

※52 モーダルシフト	… P.99
-------------	--------

【や行】

※25 要請限度	… P.27
※8 4 R	… P.4

【ら行】

※13 リサイクルポート	… P.15
※16 レッドリスト	… P.21

6. 石狩市環境基本計画改定市民協議会

石狩市環境基本計画改定市民協議会 名簿

(敬称略：順不同)

氏 名	所 属 等
今中 建男	市民
大井 欣悟	市民
草野 竹史	環境 NGO ezorock 代表理事
工藤 昇	市民
古泉 利雄	市民
鈴木 亨	NPO 法人 北海道グリーンファンド 事務局長
関 勘悦	いしかり森林ボランティア 「クマゲラ」 会長
田中 裕紀子	市民
星野 雅彦	市民
前田 光也	市内通学生
三島 照子	市民

7. 石狩市環境基本計画改定庁内検討委員会

石狩市環境基本計画改定庁内検討委員会 委員名簿

(敬称略：順不同)

氏 名	所 属 等	備 考
有田 英之	市民生活部環境室環境課長	委員長
松田 裕	企画経済部企画課長	副委員長
小鷹 雅晴	企画経済部市長政策室参事（政策担当）	
重田 康男	企画経済部農林水産課長	
武田 涉	企画経済部商工労働観光課長	
富木 浩司	企画経済部企業誘致室参事	
廣長 秀和	市民生活部環境室ごみ対策課長	
藤岡 修一	市民生活部参事（低炭素社会推進担当）	
松本 博	建設水道部管理課長	
阿部 光俊	建設水道部都市開発課長	
本間 孝之	建設水道部都市整備課長	
栗生 譲	建設水道部水道室下水道課長	
東 信也	教育委員会生涯学習部参事（施策推進担当）	
池垣 旬	厚田支所地域振興課長	
佐々木 政人	浜益支所地域振興課長	

第 2 次石狩市環境基本計画

発 行：平成 23 年（2011 年）3 月
北海道石狩市 市民生活部環境室環境課
〒061-3292 北海道石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2
TEL（0133）72-3240
協 力：日本データーサービス株式会社

